刑政第47巻第3号

矯正図書館

刑政

第四十七卷　三月號　第三號

有馬四郎助氏と留岡幸助氏とを悼む（卷頭言）	正木亮	2
刑務官の使命と教育行刑の具體性	鹽野季彦	4
行刑における法律關係と事實關係	武藤文雄	10
行刑警察	寺光忠	34
集團散歩に就ての考察	吉田敎靈	44
ハンテイングドン少年刑務所に於ける新精神	レオン・スターン	47
海外時報		56
雜報		63

財團法人 刑務協會發行

矯正図書館





逝ける有馬四郎助氏と
留岡幸助氏

皇室制度講話

最新刊

菊判 三八二頁
クロース装函入
定價二圓五十錢
送料書留三十三錢

宮内省秘書課長
酒卷芳男著

我が皇室制度に關する系統的述作始めて成る

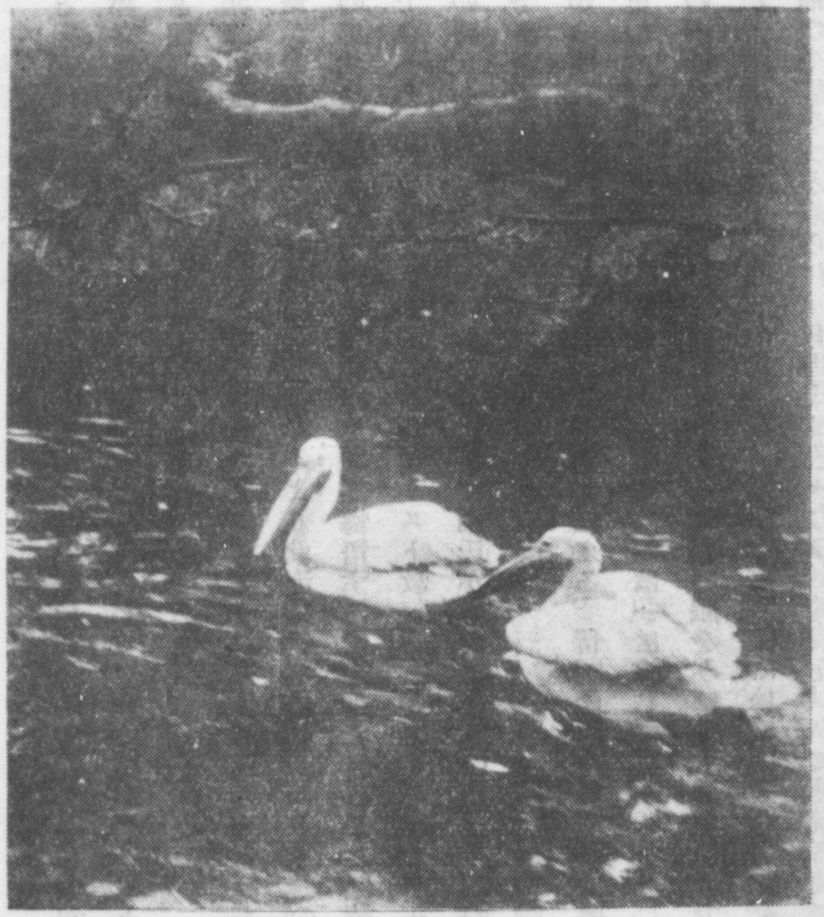
我が國皇室制度の法典化は、明治初年憲法制定の準備時代から愼重に調査し、審議せられ、その結果數多重要なる法典が公布せられた、その間に於てはその整備せること世界に類を見ない程である。然るに未だこれに關する纏つた系統を有する著述は一書もなく、狹き堂宇に閉鎖され、一般人の關知し得ざるものであつた。皇室制度の大綱は日本國民の誰しもが常識として備へねばならぬものである。著者は宮内書記官として側近に於て皇室制度の實際と、之に盛られた精神とに就いて研鑽體得しその豐富な經驗と多年の蘊蓄とによつて皇室制度に關する大綱はこゝに初めて公刊さるるに至つた。法文科學生諸君は勿論、教育家、操觚家、國學家その他一般識者の必讀をすゝむ。

内容概目 第一講 人、社會、國家及皇室、第二講 宮務法と國務法、第三講 天皇の地位、第四講 皇族の地位、第五講 宮中の祭祀、第六講 宮中の儀制、第七講 皇統譜及皇室親族制度、第八講 陵墓の制、第九講 皇室の財産制度、第十講 皇室の經濟制度、第十一講 皇室の裁判制度、附錄。

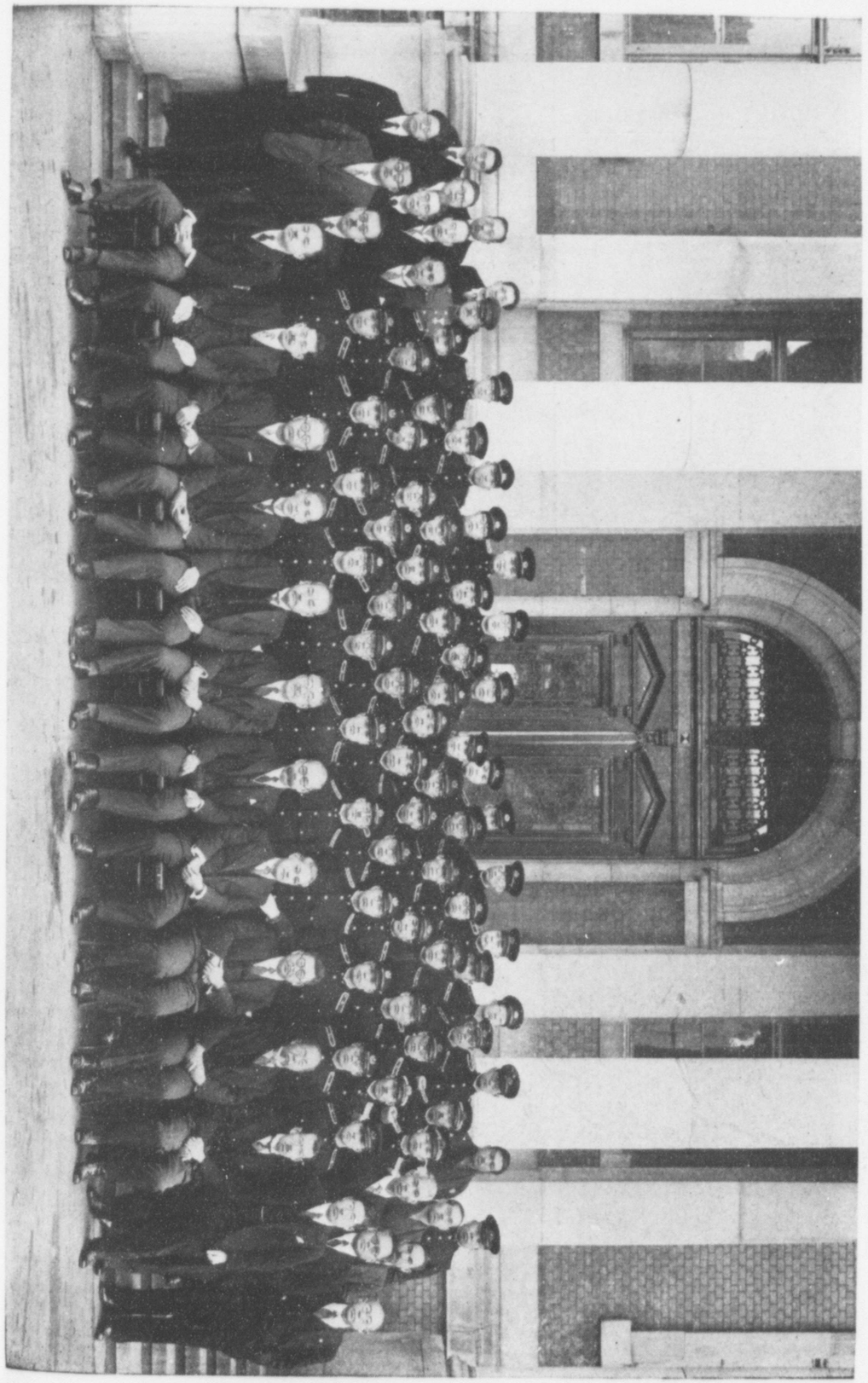
東京 一ツ橋通 神田
振替東京二六二四〇
電話九段一八七(4)
岩波書店

矯正図書館

刑政



第四十七卷
第三號



第二十五回矯正幹部講習所修了記念

有馬四郎助氏と留岡幸助氏とを悼む

昭和九年二月四日と翌五日とにわれわれの先輩有馬四郎助氏と留岡幸助氏とが不歸の客となられた。有馬氏は私には實務の指導者として、留岡氏は私の行刑學の援助者として、特に緣の深い方々であられた。而もその兩氏を私は殆んど同じ時に失はねばならぬことになつたのである。

有馬氏は若くして北海道集治監の分監長を勤められた筈である。その當時氏の上官卽ち樺戸本監の典獄は大井上輝前氏であつたが、有馬氏は大井上氏と共に早くより北海道行刑にキリスト主義の感化行刑を開拓せられた。そして氏等の感化によつて幾人かの兇惡囚が飜然悔悟するに至つて居ることは玆に私がとくまでもなく社會周知の事實でさへある。留岡氏も亦その當時キリスト教誨師としてその地に踏みとどまつて居られたのであつたが、その時代を追想すれば既にその時に於て兩氏がいかに今日の感化行刑の礎石を固められたかが明かにされるのである。

明治二十六年の頃から兩氏の職能は二つに分れたやうに見える。留岡氏はむしろ行刑學界に、そして有馬氏は實務に踏みとどまつて、而もその目標とするところのものは一に歸して居た。

當時の行刑界はこの兩氏の言論と行動とに對してむしろ奇異の眼をみはつて居たやうである。卽ち、その頃米國に留學せられた留岡氏は歸來不定期刑を主張し、警察監獄學校に於ては累進制度（階級制）の必要を力說して今日の教育刑の先驅をつとめられ、有馬氏は色々なる新施設を試みて傳統者流に頂門の一針を與へたものであつた。共に今日の行刑教育主義に對して廣く深い根をはびこらせられた兩氏を玆に送らねばならぬ私としては感慨轉た切なるものがあるのである。

顧みれば、大正五年私が初めて行刑學を專攻する學生として小菅監獄に有馬老を訪れたとき、氏はその年初めて試みたといふ囚人獨步制を得々として示されたものであつた。爾來、私の研究が進むにつれてその新しきモデルはいつも有馬老のところにとらねばならぬほど氏はいつも新を追ふことにつとめて居られた。

雜誌「人」、活動寫眞、蓄音器等々受刑者生活の向上はいつも有馬老のあの斷行力によつて例を開いたものであつた。而も十年前のそれらのものが總て今次の累進處遇令の重點となり來つたのである。昨秋の刑務所長會同に際して、この累進處遇令の內容の解說を傍聽された氏は、己が過去に於ける奮鬪的試練と對照してその試練が無爲に了らざりしことを衷心感謝して居られたが、その時の表情が私には幻像の如く眼前にちらつく。

留岡氏と私とはただ一回だけ面談する機會を得ただけであつた。氏が發病せられた數日前初めて或る會合の席であつたときに氏はつくづく教育刑主義の主張に孤軍奮鬪した過去が夢のやうだといつて居られた。そして、今後囚人感化の爲めに互に手をとらうと約束され乍ら暮年ならずして、今留岡幸助氏記念論文集を殘して自分は竟に論ぜざるの人となり果てられたのである。

教育刑を主張し常に之をかざして居る私としては教育刑のこの二大開拓者を一時に失つて淋寞やるせなきものがこみあげて來る。四十有餘年の氏等の開拓のこの領野をいかにして更に豐沃なるものになすべきか、それはわれわれにとつて大なる負債である。

昭和九年二月二十二日夜

正木亮

刑務官の使命と教育行刑の具體性

——第二十五回刑務官練習生を送るの辭——

鹽野季彦

第二十五回刑務官練習生の修業式を擧行するに際し、私はこゝに練習所長として諸子に對し一場の訓示をなす機會を得たことを大なる喜びとするものである。

講習の期間は僅に五ケ年に過ぎないが、その間、幾多の學科を學び、又諸所を見學する等、諸子としては相當大きな負擔であつたであらうと思ふ。それにも拘らず諸子は何れも、熱心に勤勉に聽講、研究し、且つ風土氣候の變化をも凌いで、一人の落伍者もなく打ち揃ふて目出度く講習を卒へられたことは、ひとり諸子の喜びのみではなく、當練習所教職員一同の欣快に堪えない所である。

諸子は何れも入所前すでに數年間、行刑の實務を擔當し、實地の經驗を有してゐらるゝのであるが、成績優良の故を以て多數の同僚中から特に選拔されて當練習所に入り、改めて法律、命令、訓令、通牒の解釋並に取扱方その他行刑に關する百般の智識、事項等を習得されたのである。つまり諸子は素質のあるところに更に一段のミガキをかけた押しも押されもせぬ立派な刑務官と

して、こゝに第二段の多望なスタートを切らうとしてゐるのである。從つて諸子の前途は光明に充ちてゐるし、當局としても諸子の歸任後の成績に對しては竊に大なる期待をかけて、本講習の徒爾ならざりしことを證據立つる日の一日も早く來らんことを祈つて已まぬ次第である。

だが私は、今回の卒業生諸子に對しては、從來の卒業生に比し、特に一層大きい期待を有つてゐるといふことをこゝに力說しなければならぬのである。それは何かといへば本年一月から實施せられた累進處遇令に關してゞある。累進處遇令は行刑局に於て約二ケ年の歲月を費し、種々研究の結果立案せられた制度であつて、わが國の行刑にとつては一大革新とも稱すべきものである。だが私共の忘れてならないことは、こゝに一大革新といふのは、それは單に行刑上の一ペんの法令として若くは一個の制度としての一大革新といふことであつて、言はゞ未だ形式的のものにすぎないといふことである。この形式的の新局面が、良き內容を孕み、豫想通りの立派な效果を擧げて、實質的の一大革新にまで充實せしめられ得るや否やといふことは一に今後の問題として殘されてゐるのである。しかもそれは今後直接その衝に當らるべき實務家諸君の誠意と努力如何によつて決定せらるべき問題である。行刑の第一線に立つて働く實務家諸君が、この處遇令の趣旨をよく了解して、誠心誠意、その效果を擧ぐることに奮勵努力せられたならば、累進制度は豫期の如き美果を結び、當局の志は酬ゐられるのである。若しそれが反對の場合には反對の結果を招き、當局としては希望の代りに苦き失望を購はねばならぬのである。まことに法を活かすのも殺すのも「人」である。これは今更言ふまでもないことであるが、累進處遇令に

關し、私が特に諸子に對し多大の期待をかけてゐる、といふのはこの點である。諸子は累進處遇令公布の直後に於て、しかもこの省令の立案に直接關與された書記官並に衞生官から、親しくその趣旨、目的及び運用等について教へを受けたのであるから、少くも累進制度の問題に關しては、斯道の先輩として、能くその眞髓を捉へてゐる筈である。その意味に於ては諸子は、諸子の同僚の何人にもまして、特に優先的立場を占めてゐるものといはなければならぬ。さうした諸子が、恐らくはその各自の優越的立場を自覺しつゝ、今後それ〴〵の任地に歸つて、他の同僚と互に相率ゐ、本講習に於て習得したる智識と技能とを應用して、累進制度の實際的効果を身を以て試みようとするのであるから、當局としては、諸子の今後の執務振りに對して異常な關心を有ち、又深くも希望をつながなければならぬ次第である。殊に累進處遇令に於ては、上司の決裁は主として下僚の意見に依る、といふ制度を確立してゐるので、下僚としては十分自己の能力を發揮し得る機會、といふよりはむしろ義務を賦與されてゐるわけである。累進制度は實に、下僚に對してこの機會若くは義務を賦與することによつて始めてその十全の効果を擧げ得るといふ立前になつてゐるのである。勿論從來とても、下僚が上司に對してその意見を具陳し得る機會も自由もあつたのであるが、しかし事實上は、その間種々の階段があつて、必ずしも理窟通りには行はれにくい事情もあつたのである。所が今回の累進制度に於ては、下僚の意見と報告とは特にこれを重要な資料として尊重するといふことをはつきりと決めてゐるのである。換言すれば下僚は、少くも累進制度に關する限り從來の因襲を超えて、最も重要なる役割をはたらき得ることに

なつてゐるのである。例へば累進準備會であるが、この會議に於ては、行刑の第一線に立つて、受刑者と日常直接に接觸してゐる人々の意見が何にもまして最も尊重せられるのである。上司は一にそれ等の人々の意見と報告とに基き、それを唯一といはざるまでも、最も重要なる資料として、可否の決濟を下すのである。累進制度が、受刑者その人の心情とその言行如何によつてその處遇を異にしようとするものである限り、それはむしろ當然の歸結といはなければならぬ。だから若し下僚の具申する意見と報告とに誤りあらば、そはやがて思ひもかけぬ重大なる結果を惹き起すことゝもなる。從つて累進制度に於ては下僚の役割の大きいだけにその責任も亦大きいのである。下僚が受刑者の認定に關し、自己の信ずるところをドシ〳〵具陳し得る自由の反面には、又それに相應はしき責任感が固く裏付けられてゐなければならぬ、といふことを深く考慮してかゝらねばならぬのである。それを間違ひなく果すためには、各員は先づ受刑者の人格を鑑別するに必要なる種々の智識と能力とを具有してゐなければならない。卽ち行刑の第一線に立つ刑務官は、受刑者その人の眞の姿を誤りなく當方に反映せしむるために、先づ自己の心の鏡を常に拂拭してかゝることが第一に必要である。肝腎の自己の心の鏡に曇りがあつては、いかにして相手方の眞の姿を映し取ることが出來やうぞ。刑務官の心鏡は愛憎好惡の雲の彼方へ、私情內昵の翳りの彼方へ、明月の如く常に超出してゐなければならぬ。要言すれば、自己の人格の完成に努力することが、卽ち累進制度の有終の美を濟す所以に外ならぬのである。諸子は今日に於て深くこの事を心に銘記してゐなければならぬ。行刑は由來、受刑者の改善教

化を目的とするもので、教育刑の稱ある所以であるが、累進制度は教育刑の具體化、制度化に外ならないのである。つまり諸子は實に、事務家であるよりもむしろ教育家の立場に在るのである。教育家にとつての第一義的要件は自己の完成である。それ故に私は、これまでにも苟も機會あれば、刑務官は人格第一主義でなければならぬ、といふことを高唱して來てゐるのであるが、累進制度の實施については特にこの事を繰り返し力説しなければならぬ必要を感ずる。依つて私は本年二月號の「刑政」にも、「累進處遇と人格第一主義」と題する記事を掲げておいた。どうか諸子は、これを再讀三讀して、その趣意の存するところをよく理解されたいのである。

從來の例で見ると、刑務官の中にも間々香ばしくない人がある。動もすれば同僚間に行はる る嫉妬、排擠、密告等、等、それ等は何れも人格第一主義とは相容れぬ惡傾向であるが、甚だしきに至ると瀆職の罪をすら犯すものがある。刑務官のさうした行ひが、受刑者に對しいかなる影響を及ぼすであらうか、といふことを考へると、誠に慄然たるものがある。さやうなことで、いかにして今後累進制度の實績を擧ぐることが出來やうか。勿論さうした悲しむべき事實は、ほんの一二の場合に過ぎなかつたであらう。又或は單なる疑惑に止つてゐたかもしれぬ。しかし刑務官の手は、一の疑惑すらからも清淨でなければならぬことを知らねばならない。

前述の如く當局は、諸子の前途に對し多大の期待をかけ、深くその成績に嘱目してゐる。どうか御歸任後は、人格第一主義を標語として、同僚互に相率ゐ、以てわが國の行刑に一新紀元を劃する累進制度の實質的完成に向つて努力されたいのである。毎度言ふ如く、刑務官の仕事は、事務

的にはそれ〴〵の分擔があつて、各自その分擔に忠實でなければならぬとは勿論であるが、しかし刑務所の機構はたつた一つの目的に向つて集中されてゐる。言ふまでもなくそれば行刑—受刑者の教育である。從つて刑務官は、各自の分擔に對してそれ〴〵忠誠を抽んでつゝも、同時にその唯一つの目的を實現するために、互に聯絡協調して奮闘邁進すべき責を負ふものであるといふことをよく〳〵念頭に置いてかゝらねばならぬ。この點については、一昨年の卒業式に當つて、詳細に訓示を與へてゐる。それは同年三月號の「刑政」に載つてゐる筈であるから御一覽ありたい。思ふに諸子の前途は洋々たるものがある。諸子は將來刑務界の中樞人物たるべき人々である。榮達は期して待つべしである。だがその榮達への道も、自ら正しきを取つて進まねばならぬ。權道を辿り、細徑に依ることは好ましからぬことである。この點についても、私は昨年の卒業式に於て一場の訓示を試みてゐる。それは昨年三月號の「刑政」に出てゐるから御一覽を願ひたい。特に諸子は、全國の同僚中から選拔されて、本講習に於て累進制度の眞髓を捉へ得た人々であるから、今後忠實勤勉、各自の職務を全うされたならば、榮達の道は坦々として拓かれるであらう。何卒自重自愛、以てわが行刑のために十分貢獻されんことを切望いたす次第である。

刑政第47巻第3号
矯正図書館

行刑における法律關係と事實關係

武藤文雄

一 行刑における法治國思想
二 行刑における法律關係
三 法律關係と法治國主義
四 行刑における事實關係
五 事實關係と法律關係
六 一つの例としての懲罰

一

イギリスのマグナ・カルタが刑法なければ刑罰がないとの原則に依つて犯罪人の法律的地位を明かにしてからすでに七百年、フランスの訴訟手續における口頭主義・公開主義及び直接主義が被告人に訴訟上の保障を與へてからすでに百年の月日が流れてゐる。しかるに、受刑者の地位の法律的保障の思想は僅か二十年このかたのことに屬するのである(一)。グリュンフートがいふやうに、『被告人に對しては訴訟法の制度が、綿密に構成された犯罪構成事實要件の理論が裁判官の價値判斷の相對性に對すると同じやうに、人間の事實評價の不十分と主觀性とに對して保障を與へる。しかし、このことは、すべて、被告人に對し、單に判決の時まで關係あるに過ぎない』(二)。かくして、刑事訴訟において、從來の擅斷主義に對して法律的保障が確立されたことは一の進歩であつたにもかかはらず、不幸にして、その延長である行刑においては、單純なる事實關係乃至は專制的な權力關係がなほ支配するところとなつてゐるのである。かやうな首尾の一貫しない結果を招來したことは、一つには、從來の刑法論が行刑を全く閑却したことに因るのであり、二つには、在來の客觀主義刑法論が應報主義的色彩を有してゐて、市民の刑罰からの保護を强調するにもかかはらず犯罪人又は受刑者の保護を全然問題にしなかつたことに因るのである。かくして、刑法は犯罪人のマグナ・カルタではなくて、市民のそれであるべきものと唱へる學者もあるのである(三)。しかしながら、刑法の職能が、單純なる本能的又は形而上學的な應報から目的的な實證的な再社會化へ移るに伴つて、刑法は行刑と不離の關係に立つべきものであることが明かにされ、そして、犯罪人は犯罪人である前に人であることが唱へられるに從つて、受刑者も社會の一員として法律上の保護を受けるべきであり、國家と市民との間におけると同じやうに、國家と受刑者との間の關係も法律關係であるべきであつて、單純な權力關係に止まるべきものではないことが唱へられることになつた。

治國思想を刑事司法に適用せしめる發展のかなめ石を爲す』ものとなり(四)、『監獄法は囚人に對するマグナ・カルタ』であると主張されることになつたのである(五)。すなはち、刑法學そのものにおいては、マグナ・カルタ思想の一方的誇張から解放されようとしてゐる現在において(六)、行刑においては、法律的保障の構成が重大な意義を得てゐるのである。

(一) Freudenthal, Die rechtliche Stellung des Gefangenen, in Deutsches Gefängniswesen, 1928, S. 141. 受刑者の法律的地位の保障の重要性を說いたのは、實にこのフロイデンタールであつたのである、Freudenthal, Die staatsrechtliche Stellung des Gefangenen, 1910.

(二) Grünhut, Rechtliche Garantien im Strafvollzug, in Frede-Grünhut, Reform des Strafvollzuges, 1927, S 17; vgl Kern, Der Rechtsstaatsgedanke im Strafrecht and Strafverfahrenrecht, 1933, S. 5.

(三) Hippel, Lehrbuch des deutschen Strafrechts, Bd. 2 1930 S. 36 Anm. 2.

(四) Grünhut, a. a. O. S. 17.

(五) 正木書記官『全訂改版監獄法概論』はしがき第二頁。

(六) 牧野博士『刑法における法治國思想の展開』は、この點について貴重なものである。

II

かくして、受刑者の人格權といふことが主張されることになつた。行刑の體系において、『二つのもの、すなはち、有用な出發點と整理のライトモティーフとは、人格權 Persönlichkeitsrecht がこれを與へてゐるやうに思はれる。この人格權は、生命に結びつけられて、失はれるべきではない人間の最高の權利であり、受刑者に對しても、それが人間たる性質を剝脫されない限り、多少の制限の下に認められるべき人間の最高の權利である。なぜならば、それは死に依つてのみ消滅するものであるからである』(一)。ここに、受刑者における『人權の宣言』が爲されるに至つたのである(二)。

(一) Lantzke, Das Persönlichkeitsrecht des Gefangenen, Goltd. Archiv, Bd. 61, S. 5. ランツケはコーラーの思想に負ふ旨を明かにし、『人を完全な理論的及び精神的人格として認めることを要求する權利が存在し、われわれは自己の身體的・精神的本體の財益に權利を有してゐる』ものであつて、これは受刑者にも認められるべきものとするのである(Lantzke, a. a. O. S. 5)。ヴォルフはこれを批評して、受刑者の利益は行刑改良の軸點とされることはできない、『重要性は常に國家の側に存する。受刑者の人格權を行刑の目的と同一線上に置くことは行刑の意義たり得ない』としてゐる(Wolff, Strafvollzug und Rechtsstaat, 1932, S. 29)。しかしわたくしは、受刑者といへども法律上の主體たり得ることを示す意味において、特に人格權說を否定する理由はないと考へる。

(二) 牧野博士刑法における新人權宣言『志林第三四卷第五號、Gentz, Die "Declaration of Principles" in ihrer revidierten Fassung vom 14 Oktober 1930, MonKrimPsych., Bd. 23 S. 1 ff. Proceedings of the 60th Annual Congress of the American Prison Association, 1930, p. 249 et seq.

かやうにして、行刑思潮の發展は、必然的に、受刑者がその身體と財產と共に、國家の目的達成のために國家の權力に無條件に服從するといふ權力關係から、二箇の法律上の主體が法律に依つて決定され限界を與へられた生活關係に立つてゐるといふ特別法律關係に移ることになつたのである(一)。自由刑を科せられた人は、原則として、事實上、ただ自由の法益の點においてのみ制限されるべきものとなつたのである(二)。

(一) Jacobi, Die Rechtsstellung der Gefangenen, ZgStW., Bd. 50, S. 376 f.

(二) Freudenthal, Gefängnisrecht und Recht der Fürsorgeerziehung, in Holtzendorf-Kohler, Enzyklopädie, Bd. 5, 1914, S. 81.

かくして、權力關係の法律的規制が行はれることになつた。元來、法律上、特に公法上の權力關係とは、不平等な主體の間の關係を意味する。『權力關係の本質は、服從者に正確に限界づけられた・豫め定められた行爲を要求するのではなくて、權力の所有者が個々の場合における服從者の

爲すべきこと爲すべからざることを定め得ることに存する。權力所有者の意思が服從者の規準となるのである』(一)。そして、立憲國家においては、この一般權力關係 allgemeine Gewaltverhältnis は、法律上認められた個人の自由のために國家の權力に法律的拘束が設けられてゐる法律關係として形成されてゐるのである(二)。しかし、これとは別個に『特別權力關係』 besondere Gewaltverhältnis が存在する。この權力關係においては、權力所有者に對する特別依存關係が存し、『依存關係の及ぶ範圍において、憲法に依る自由、財產の侵害に對する法律の制限は考慮されるところがない』のである。しかし、この特別權力關係といへども法律關係であり、その『制限された自由』も、それ自體、まづ法律に依る正當化を必要とするのである(三)。この特別權力關係は、大別して官公吏關係と公法上の營造物關係となる。特に後者について考へると、その營造物規則は特別依存關係に基いて效果を有するものであつて、その利用者又はそれに服從する者に對してのみ效果を持つのである。受刑者の國家に對する關係は、この公法上の營造物關係である。

(一) Wolff, a. a. O. S. 17.

(二) Wolff, a. a. O. S. 18.

(三) Wolff, a. a. O. S. 18-19. 公法上の特別權力關係については、美濃部博士『行政法撮要』上卷第一二〇頁以下。博士も『特別の權力關係とは特別の法律原因に基き當事者の一方が相手方に對し一定の範圍に於て命令し强制する權力を有し相手方は之に服從する義務ある二主體間の法律關係を謂ふ。……特別の權力關係に在りては權利者は單に特定の行爲不行爲を要求し得るに止まらず、一定の範圍に於て包括的の權利を有し、其の權力の及ぶ限度に於ては不特定なる行爲を命令し及び時として之を强制する權利を有す。……之を特別と謂ふは一般統治關係と區別するの意を示すものなり』とされてゐる(第一二〇頁)。

しからば、受刑者はいかなる法律原因に基いてかかる特別權力關係にはひるものであらうか。いふまでもなく、それは判決に依るのである(一)。ただ、判決が自由刑を科した時に、判決そのものは刑罰の內容を特色づけない。判決は、むしろ、それを、自由刑の特色づけをその任務とする法源に讓るのである。行刑がこの法律に示された特色と一致する限り、それは法律的に根據を有するのである(二)。かくして、特別權力關係にはひることは自由刑の判決に依るものであるが、それ以上の法律關係は判決とは別個な法律的基礎の上に立つのである。あたかも、官吏が一旦契約に依つて官吏關係にはひつた以上、官吏法に依つて一定の拘束を與へられるのとその趣を同じくする。かくして、次に、行刑における特別權力關係そのものの性質の究明が必要となるのである。

(一) Jacobi, a. a. O. S. 389.

(二) Freudenthal, Der Strafvollzug als Rechtsverhältnis des öffentlichen Rechts, ZgStW., Bd. 32, S. 229.

元來、特別權力關係においては、法規に依る留保の原則 der Grundsatz vom Vorbehalt des Gesetzes は或る程度まで除外されるのである。そこで、學者は、行刑においては、國家法律秩序の範圍內において、一定の公法上の目的を達するために國家が活動を爲すのであり、しかも、法律は、この範圍內において、執行機關の裁量に餘地を與へるのであるとし(一)、又、他の學者は、特別權力關係をもつて、法律秩序に依り一定の內部的國家目的のために與へられた白紙委任に基いて、權力關係の

一方の當事者から發せられる規範體系とし、白紙委任は行政のために法律秩序みづからに依つて設定されるのであつて、特別權力關係は、全體法律秩序の內部における、國家に內在的な且つ目的に限界づけられた部分法律秩序であるとしてゐる(二)。しかしながら、第一に、かかる白紙委任設定の一般的許可は、一般的權力關係に基いて保障されてゐる個人の自由を空洞化し、法規に依る留保の原則を空想化するものである(三)。しかも、第二に、任意的權力關係においては、權力服從者は、服從することに依つて自己に利益を得るものであるが故にこの關係に服するのであるが、行刑といふ强制的權力關係においては、第一次的には、社會·國家の利益が監獄收容に對して決定的なものである。かやうに、强制的權力關係は權力服從者の利益を第二次にする點において任意的權力關係とは大いにその趣を異にし、從つて、また、その權力關係が法律的に規律されることは更に緊要なことなのである。ヴォルフが謂ふやうに、『他人の利益に對し、そして個人の意思を顧慮しないで侵害する場合には、正に、法律の制限がこれを行政の恣意·權力の濫用から保護しなければならない。法律秩序の行政に對する白紙委任狀附振出は、强制的權力關係においては法治國の要求と一致しない。ここに、行政の合法性への要求、兩當事者の權利義務の法律に依る限定及び行政の侵害に對する市民への法律的保障への要求が尙存するのである』(四)。行刑を特別權力關係として把握することそれ自體が行刑の單純な權力關係から法律關係への進步の第一步であつた。ここにヤコビ等の貢獻が忘れられるべきではない。しかし、特別權力關係の法治國的理解が、更に問題とされなければならないのである。

(一) Jacobi, a. a. O. S. 379.
(二) フロイデンベルガーの說としてヴォルフが引用するところ、Wolff, a. a. O. S. 23.
(三) Wolff, a. a. O. S. 24.
(四) Wolff, a. a. O. S. 28.

三

自由刑における國家と受刑者との關係を特別權力關係といふ法律關係として把握することは、旣に行刑の性質を明確ならしめるものである。更に行刑の法治國思想に依る構成が考へられるべきである。謂ひかへれば、受刑者は特別權力關係にはひることに因つて法律的に自由を制限されるのであるが、更に、自由の制限それ自體が、行刑の目的の必要とする限度に止められるべきことが、ここに問題とされるべきなのである。クリークスマンがいふやうに、行刑の規定は、『受刑者に、刑罰目的の遂行に必要なすべての、そしてそれだけの制限を課すべき』こと(一)が明かにされるとき、始めて自由刑の法治國的把握が完成するわけである。この目的に到達するには二つの方法が考へられる。その一が法治國の原則から出發して自由刑を反省するものであり、その二が、逆に、自由刑の本質を考へることから發して行刑における法治國主義を確立するものである。

(一) Kriegsmann, Einführung in die Gefängniskunde, 1912, S. 165.

前の方法を採つたのが、主としてフロイデンタールであつた。フロイデンタールに依れば、法治國思想に依つて受刑者の法律的地位を確認することは、特に三方面に意義を有する(一)。第

一に、形式的には、受刑者の權利の制限は、法律又は法律に基く法規命令に依らねばならない。このことは、監獄法が法律において定められてゐるわが邦においては、特に問題とすべきものではないのであるが、しかし、監獄法において自由刑に本質的なものとして定められてゐる場合の外の場合においては、憲法上市民に對して保障されてゐる一切の權利は受刑者に對しても付與されるべきこと(一)を示す點に重大な意義を有する。かくして、たとへば、意見發表の自由、財產權、生命身體の自由などは受刑者から行政的にこれを剝脫することは許されない。第二に、かやうな形式的な問題の上に、實質的な問題として、法規の內容は法治國の本質を正しく評價しなければならない。すなはち、單に法規が存在するのみならず、この法規には、內容的に、國の權力と個人の自由との間の明確な限界が引かれねばならないのである。法治國思想と一致する合目的的根據が存在しないところには、法規は行政的警察國家的混合物を除くことになるであらうし、更に、かやうな混合物は、むしろ、明確な合目的性が衡量されず、單に昔から存在してゐたが故に存在するものではなからうか、との問題が吟味されることになるであらう。たとへば、受刑者の作業については、受刑者は單に賞與金を受けるに止まらず、報酬に對する權利を與へられるべきである。かくて、『監獄法は、明確に限界づけられた、そして合目的的根據に依つて醇化された自由刑のために、行刑の歷史的拔殼を捨てることになる』のである。そして、『自由刑の副作用は、これまでの甚しい警察國家的監獄行政におけるやうに、立法者に依つて瑣細事として扱はれるべきでもなく、全く無視し去られるべき』でもない。かやうにして、フロイデンタールは『自由刑の醇化』及び『刑

の作用の孤立化』の二つの標語を揭げたのである。最後に、行刑に對する法治國思想の第三の適用は、受刑者の權利保護のための裁判所が作られるべきことになり、懲罰、假釋放、情願その他について裁判制度が設けられるべきことになるのである。

(一) Freudenthal, Strafrecht und Strafvollzug im modernen Rechtsstaat, ZgStW., Bd. 39, S. 500 ff.; 牧野博士『教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰』(『刑法における法治國思想の展開』所收)第五一四頁以下。

(二) Salomon, Ueber die Disziplinarstrafen gegen Strafgefangene, MonKrimPsych., Bd. 6, S. 7

以上において明かにされたフロイデンタールの思想は、法治國の原則から發して現代の自由刑を考へなほすべきものとするのであるが、自由刑の本質を反省しつつ行刑への法治國の原則の適用を考へたのがヴォルフである(一)。そこで、自由刑を反省するについては、その內容と限界とに別けて考へることができる。

(一) Wolff, Strafvollzug und Rechtsstaat, 1933.

ヴォルフは自由刑の內容をもつて、第一に、拘禁 Einsperrung すなはち、身體上の拘置の刑であり、第二に、それに伴つて、他との自由な交通の剝脫、すなはち、阻隔 Absperrung であり、この二者の必然の結果として、第三に、二者に依つて制限される限りにおいて、自由な意思活動の剝脫 Entziehung der freien Willensbetätigung であるとしてゐる。國家は自由刑の受刑者に對し權力を適用して監獄に收容し、そこに拘置することができる。そして、それを行ふために必要な種々の監督及び保安處置を採ることもできるのである。それについて特に顯著なものは懲罰と檢閱とである。

次に阻隔の效果としては、信書と接見の制限がある。しかし、受刑者は監獄の衣服を著用し、監獄のベッドとシーツとを用ひ、監獄の食事を採ることを強制されることは自由刑の執行には必要でない。また、喫煙・飲酒の禁止も、合目的的ではあるが、自由刑の本質から直ちに正當化されることはないのである(一)。又、勞働についても、法律に定められてゐないときには、これを受刑者に强制すべきものではない。形式上法律がないにもかかはらず勞働時間法に反して受刑者に勞働時間を延長することも、更に、勞働報酬について、監獄における場合のみを全經濟生活を支配してゐる原則の例外たらしめることも、共に許されるところではない。勞働强制は無償勞働强制を意味しないことは、逆に、受刑者は勞働せしめられる權利を有することになる。尙、犯罪の重さ・刑罰の種類に依つて報酬に差等を附けることは、自由刑に財産刑の要素を導入するものである。

(一) Wolff, a. a. O. S. 38 ff.

そこで自由刑の限界を考へよう(一)。この點についてまづ考へられるべきは、自由刑と他の刑罰との限界である。第一に、自由刑は名譽刑でない。公權喪失の刑が附加されるためには法律上の根據を必要とすることは謂ふまでもない。その他、『お前』Du と呼ぶこと、髯髪を强制的に變ずることは自由刑の本質ではない。監獄の外に出るときや訪問を受けるときには自己の衣服を著用せしめるべきであらう。第二に自由刑は身體刑ではない。かくして受刑者の健康を害することは許されないし、笞刑も許されない。第三に、自由刑は財産刑ではない。勞働收益が國庫に歸屬し受刑者はその請求權を有しないこと、刑の種類に依り報酬を區別することなどは

不當である。これと並んで刑の作用の孤立化といふことが行はれる(二)。第一に、刑の作用は刑罰の期間に局限されなければならない。警察監視の如きも刑法と判決とに基くことを要し、懲罰に依つて刑期を延長することも許されない。又、刑罰の副作用が刑期を超えて存在してはならない。そして、國家の免囚保護はここにその意義を有する。第二に、刑の作用は判決を受けた者一人に止まるべきである。受刑者の家族に對しては經濟的保護が必要であるし、子供の教育なども國家において保障すべきものである(三)。

(一) Wolff, a. a. O. S. 50 ff.
(二) Wolff, a. a. O. S. 52 ff.
(三) 自由刑と身體刑名譽刑財產刑・家族刑との相違に關する研究としては、正木書記官『法制上より見たる自由刑の本質』志林第三三卷第九號乃至第一一號。

特別的權力關係としての行刑は、單に許された範圍内において行政廳に恣意を許すものではない。その裁量は單純な自由裁量ではなく、先に述べた自由刑の本質に適合せしめて刑罰を執行するための裁量、すなはち目的裁量に外ならない。あたかも裁判官に裁量を認めることは、それに恣意を認めるためではなく、合理的裁量を可能ならしめるためであると同じく、行刑における裁量も『合義務的裁量』pflichtmässiges Ermessen である(一)。

(一) ドロストは裁判官の裁量は、その具體化がこの裁量決定に役立つべき法律の思想目的に拘束されてゐる』と (Drost, Das Ermessen des Strafrichters, 1930, S. 44.)。行刑官の裁量もまた自由刑の目的に拘束されるわけである。

かくして、從來、人道主義的立場から行刑の改良といふことが唱へられてゐたのであるが、それが『漠然たる機會的衡量』vage Opportunitätserwägungen の下に立つてゐたのに反し、行刑を法律關係として把握することは『一つの鋭い基線』eine scharfe Grundlinie を示すものである(一)。フロイデンタールはいふ、『かつてラーバンドはいつた、一定の實定法の理論の本質的任務は、法律制度の構成に存し、個々の法規を一般概念に歸することに存し、これから生じた結果の演繹に生ずる、と。行刑における理論科學についてこのアルバイトは未だ行はれてゐない。行刑を法律關係と觀ることは、すべてのその結果と共に、始めて刑罰の明白な概念とそれに伴ふ刑罰目的への努力とを可能ならしめるのである』と(二)。

(一) Freudenthal, ZgStW., Bd. 32, S. 235
(二) Freudenthal, a. a. O. S. 235 f.

四

行刑を法律關係として把握し、受刑者の國家に對する地位を法律的地位と考へることは、法治國思想の行刑までの發展に外ならないものである。かやうに、監獄法とは全監獄を純粋に法律的見地において考察することを意味する。從來の監獄について考へると、監獄に收容されるまでは法律の規律するところであつたが、それ以後は、一切『主として經營技術的事務として把束され、その說明は監獄學 Gefängniskunde に委ねられてゐた』のであつた(一)。これに對し、監獄法は受刑者の法律的地位を定めるのであるが、しかもそれは監獄學の存在を全然否定するものではないのである。

(一) Frede, Gefängnisrecht, HdR., Bd. 2, S. 613

そこで、監獄學は監獄法に對し、いかなる特異性を有するものであるかが問題とされなければならない。このことは、監獄法がその一部門を爲す行政法について考へ、行政法と行政學との關係から類推されるところである。この二箇の科學はその研究の對象を異にする。すなはち、『行政法學の對象は、行政の法律關係であるに反し、行政學の對象は法律關係ではなくて、飽くまで事實關係である』(一)。そして、その事實關係を對象とする行政學は、その特色として、技術的性質を有することになるのである。監獄法と監獄學ともこれと同じ關係に立つ。監獄學は事實關係を對象とする。その點において、監獄法が法律關係を對象とするのと區別されるべきものである。また、監獄學は監獄における經營の技術を研究する。その點において、監獄法が國家と受刑者との間の權利義務を論ずるのと區別されるべきものである。ここに、技術の性質そのものの考究は、その場合ではない。ただ、定義を掲げる意味で一言すれば、技術とは、廣義においては、『一定の行爲を經營又は熟練に依つて處理する方法又は手段』の意であるが、特に狹義においては、自然科學の提供する法則を應用して、一定の行爲を處理する方法又は手段のみを指していふものである。『何れにしても何等かの目的的行動に對する合理的な手段を意味する』のである(二)。そして、技術には、更に、個人的技術、社會的技術、知識的技術及び物的技術が分たれ得るのであるが、行政は人間と人間との間の行爲に關する技術で、從つて、社會的技術に屬するものである(三)。監

獄學も、行刑に依る刑罰目的の實現に向けられてゐるものであつて、刑罰目的の實現のための手段が正當であるかを研究する技術的科學なのである(四)。從つて、監獄學は技術に關するものであつて、目的を設定するものではない。その目的設定は刑法理論乃至は刑法哲學に讓られるべきものである。しかるに、刑法理論においては、いふまでもなく、刑罰目的として應報刑論と教育刑論との對立が存する。行刑家は改善思想のために應報思想を退け、刑法理論においても、刑罰は應報的性質をもつてその本質とはされず、改善的・防衛的性質のものに變化せしめられてゐる現在において、應報刑論者は、あらゆる手段を盡して刑の應報的性質を保持しようと試みてゐるのである。かやうな教育刑論と應報刑論との刑法理論上の對立についての詳論は本稿の範圍外に屬する。しかしながら、事を監獄學について考へる時は、クリークスマンもいふやうに、單に刑は害惡であるとの基礎からのみでは、いかに自由刑の執行を構成すべきかの問題の十分な解答は得られないのである(五)。勿論、應報刑論・害惡刑論といへども、『自己の自由を失つた受刑者は、監獄の規制された强制の下に屈服し、いかに自己の行狀を作るかについての自己の意思は刑罰の間全然排除され、無條件な服從義務においてを要求する』意味において效果がないわけではないが、『その思想のみでは、いかなる方向にこの機關が自己に委ねられた權力を役立たしめるべきかについては少しも語るところがない』のである(六)。かくして、監獄學の依つて構成されるべき目的は『犯罪豫防』die vorbeugende Verbrechensbekämpfung にあるとせざるを得ない。すなはち、監獄學は、改善乃至教育をその內容とする特別

豫防を目的とした技術に關する科學となるのである。このことは、第一に、廣く刑罰の本質乃至は目的を反省せしめるものであるし、第二に、監獄學は純粹な應報刑論の下においては存在しなかつた、否、存在することができず、何らかの教育的分子が刑罰の中に織り込まれたときに始めて、それが發生することを示すものである。

(一) 蠟山敎授『行政學總論』第一五頁。
(二) 蠟山敎授前揭第八一頁以下。
(三) 蠟山敎授前揭第八二頁以下。
(四) Kriegsmann, a. a. O. S. 99
(五) Kriegsmann, a. a. O. S. 101.
(六) Kriegsmann, a. a. O. S. 101

監獄學は事實關係を內容とする技術的科學である。しかも、その技術は改善又は教育の技術に外ならないことになつてみると、ここに法律關係としての國家と受刑者との間の權利義務關係の外に、事實關係としての國家の受刑者に對する改善教育關係が存することになる。『法律規定、法律關係を明かにすることをまづ問題とする監獄法の說明は、執行されるべき刑罰をただ法律事實として評價する傾向がある。行刑を教育事業として評價することは、法律以外の點において條件づけられた目的刑へおし進むのである』(一)。前代の行刑がただ消極的であつたのに對し、近代の行刑は、積極的に『精神的道德的向上』、『釋放後の秩序的法律的生活への教育』、一言にしていへば、再社會化にその任務を持つことになり(二)、教育關係としての刑罰が重大な意義を有することになるのである。それは、昔の權力的事實關係とは全くその性質を異にする事實關係に

外ならない。

(一) Frede, a. a. O. S. 614.

(二) Jacobi, a. a. O. S. 402

五

かくして行刑には法律關係と事實關係とが對立する。行刑を專ら形式的に法律關係として考察するに止まるときには、かつての法治國思想のやうに、ただ抽象的な人を抽象的に取扱ふのに過ぎない。かつて、リストはフロイデンタールに對していつた『すでに今日、刑の範圍內における刑の決定は、單に法律適用の行爲に止まらず、また同時に法律形成 Rechtsgestaltung の行爲である。そして、刑の執行は單に司法ではなく、同時に、そして大部分は、行政なのである。この現象の根底は目的要素 Zweckmoment に存するのであつて、それは刑罰の本質に不可分的に粘着し、それは將來の刑罰にますます明かに現はれ、遂に「保安處分」の大きな體系の中に支配的地位を占めるべきものである』と(一)。このリストの提言からは少くとも二つのことが明かにされよう。その一つは、リストは、監獄における法律關係を無視した嫌ひがあるものではなからうか、といふことである。監獄法は國家と受刑者との間の權利義務關係を定めるのであつて、教育——リストのいはゆる目的要素の支配すべき部分——はそれと並立して十分その效用を發揮すべきものである。かくして、リストの主張が法律關係としての行刑の否定を意味するものとするならば、それは不幸にして正しいとはいはれないのである。しかも、リストの窮極の理想とする保安處

分においても、尙そこに法律關係は消滅すべきものではないことを考へるとき(二)、二箇の領域の並立關係はいよいよ明かにされるところであらう。しかし、その二として、リストが、行刑は單に法律關係ではなく、目的要素に支配される行政の部分の使命が重大であるといふことを示されたことに因り、かつての法治國思想の單純な行刑への延長では足りず、そこには實質的なあるものが常に考慮されるべきことが明かにされた點において、傾聽すべきものがあるといはねばならない(三)。

(一) Liszt, Gefängniswesen, ZStW., Bd. 35, S. 657 これへのフロイデンタールの應答は Freudenthal, Gefängniswesen, ZStW., Bd. 35, S. 917 ff.

(二) Freudenthal, ZStW., Bd. 39, S. 511 瀧川教授はこの考へと反對の主張をされてゐる、曰く『保安處分には應報的性質がないので、行爲と制裁との間に均衡を保つ必要がない。故に保安處分を如何に實行すべきか、その期間を如何に定むべきかなどの點は、必要に應じて具體的にこれを定めてよいのである』と(瀧川教授『刑法總論』法學全集第一〇卷第四五頁)。

(三) Grünhut, a. a. O. S. 20 Anm. 5.

しからば行刑における法律關係と事實關係——法律保護と教育改善——とは相容れないものであらうか。フロイデンタールは、この點について、多少觸れるところがあつた。曰く、『形式的保障が問題となつてゐる限り、かかる形式と教育目的實現のための內容との間には矛盾が存することは問題ではない。しかし、法治國が行政に與へられた裁量の自由の實質的な制限を要求する場合には、法治國は、それをもつて、單に發展の方向を設定するのであつて、絕對的な限界を設

定するものではない。かやうな教育的見地から、教育目的の實現のために官廳の自由に提供されたものは、決して行刑を法治國的に形成することと反對なものではない』と(一)。かくて、『現在の狀態においては、まさに二つの目標——教育目標と法律保護とは廣く提携してゐる。教育は刑罰において受刑者の人格を壓倒するのではなくて、その意思を認めそれを强化しなければならないことに依り、受刑者は調節された豫定された處遇の客體であることから、義務のみではなくまた權利の主體であることになるのである。一方的な報酬や優待の組織は、『受刑者が自己の責任において生活することを學ぶにつれて、受刑者みづからの決定權をそれに與へる』との目標を決して正當に評價するものではない。その目標には、明白に認められ得る條件の基礎の上に一定の請求が明確に承認されることが屬するのである』(二)。かくして、監獄における教育が、單なる善良なる受刑者を作るのではなくて、善良なる公民を養成することになつてみると、徒らに他に服從せしめるのではなくて、自己の權利を知り自己の義務を守らしめることになつてみると、受刑者に對する法律保護と教育目的とは決して相反するものではなく、むしろ兩々俟つて行刑を有效ならしめるものに外ならない。そして、その顯著な例として、累進制及び囚人自治制が想起されねばならないのである。グリュンフートがいふやうに、『親族及び婚姻の法律において爭のあつた場合のために存する法律秩序の强制的規則は、たとへそれが存在しても內部的生活社會を危殆ならしめることがないやうに、監獄においてかやうな法律的保障の存在することは「教育的雰圍氣」をそこねる要はないのである』(三)。また、或る學者はいつた、有罪評決を受けた者がすべて重罪犯人の大きな集團に集められるときには、法律が多かれ少かれ統一的一般的規則を設けることは困難ではない。立法者は犯罪人の狀態を一般的には定めるであらう。しかし、犯罪人の判決又は拘禁をめぐつて、これをいかに處遇すべきかの特別の責務は個々の受刑者の性質に依つて決定されるものである、と(四)。かくして、受刑者の法律的保障と受刑者の教育とは、不可分のものとなるのである。

(一) Freudenthal, Die rechtliche Stellung des Gefangenen, S. 144.

(二) Grünhut, Rechtliche Garantien im Strafvollzug, S. 2(t. 2Ct.

(三) Grünhut, a. a. O. S. 21.

(四) Cantor, The Prison and the Law, in Prison of Tomorrow, 1931, p. 31.

かやうに行刑における事實關係と法律關係とは相俟つて效果を致すものである。從つて、行刑において、すべて法律的手續を經ることは、受刑者も行刑官吏も『純粹法律見地』に歸する傾向を生じ、『骨折つて結びつけられた人間としての結合の絲がしばしば全く絕たれる』ことが起ることになるであらう(一)。行刑の法治國的構成は行刑における教育的處遇を豫定するところに始めて實質化されるのである。しかも、監獄學において研究された技術は、單に法律と並存するにとどまらず、法律の領域に入り、法律體系に編入されることも忘れられるべきではない。累進制の法律化の現象がその顯著なものである。かやうにして、行刑における法律關係と事實關係とは、その性質上の相違にもかかはらず、教育刑の大目的の下に統一されてゐることになるのである。

監獄における制度は、上に述べたやうに、二重の性質を有するものである。一つの例を懲罰について採らう。

懲罰は一の強制である點に刑罰とその本質を同じくする。ただ『刑罰は直接に道徳と法律とに關係し、その點にその正當性が存する。懲罰はそれに對し單に間接的のものにすぎない』(一)。そして、懲罰は、國家服從關係に依つて基礎づけられた特別關係の上に存するものであることは、官吏における懲戒と同じである。かやうに、懲罰は監獄といふ特別法律世界において行はれるものであつて、『懲罰法は、生活のマクロコスムにおいて刑法に與へられてゐる地位を、監獄のミクロコスムにおいて取るのである』(二)。すでに明かにされたやうに、監獄内における國家と受刑者との關係は法律關係として成立し、受刑者は自由の剝脫の點に一定の拘束を法律的に受けてゐるものである以上、懲罰も自由刑の本質と一致する限度においてのみ許される。時代の精神に應じて懲罰の内容には緩嚴の相違があるにしても、それは常に法律的構成を必要とするのである。クリークスマンは、『いかなる程度まで服從しない受刑者を刑罰強制の遂行のために嚴しい身體的害惡に從はしめるかといふことを行政機關の裁量に委ねておくときには、それは立憲主義の時代には不可解な異常事である』としたのであつた(三)。

(一) Solomon, Ueber die Disziplinarstrafen gegen Strafgefangene S. 11.
(二) Kriegsmann, a. a. O. S. 169.
(三) Kriegsmann, a. a. O. S. 169.

そこで、先づ懲罰の條件が明かにされることを必要とする。この點について特に問題となるのは、構成事實要件と責任要件とである。構成事實については、わが監獄法第五十條においては、單に『在監者紀律ニ違ヒタルトキ』とあつて、構成事實は列擧されるところとなつてゐない。これは『可罰的過誤の完全なカタログは列擧されない。しかも、懲罰上の過誤における具體的構成事實は過誤の根底に存する動機や情操よりも常にはるかに重要ではない』ことに基くのである(一)。形式的な行爲態樣よりも、個々の場合についての受刑者の惡性の表現が重要な意義を有するのである。次に、責任條件が問題となる。個人の主觀的事情を重要視する監獄においては特にこの要件が重んぜられねばならないのである。すなはち、懲罰は行爲者において故意過失の存在したことを必要とする。かくて、懲罰に該る行爲があつて、しかも行爲者が發見されないときに、受刑者の一團を全部懲罰に付することは許されないのである(二)。第二に、懲罰方法も法律的に一定されるべきものである。そして、これも、懲罰の目的から打算され、それに適當なもののみが用ひられるべきものである。重屛禁罰、減食罰、罰金などは果して自由刑執行の範圍内のものであるかは問題とされるべきであらう。第三に、懲罰手續も刑事訴訟における手續と同じやうに、明白な法律手續に依らねばならない。たとへば、裁判組織、證據、情願などについて十分に被懲罰者の地位を保護しなければならないのである。

(一) Starke, Disziplin und Haustrafen, in Frede-Grünhut, Reform des Strafvollzuges, S. 173. 同じ趣旨は、Solomon, a. a. O. S. 10.
(二) Starke, a. a. O. S. 178.

他面において、懲罰は監獄學においても考究されるべき一の技術である。受刑者を再社會化せしめるための手段となるものでなければならない。懲罰を技術的關係において見るとき、從來、懲罰は果して十分に改善的方法として愼重な態度をもつて適用されて來たかについては疑ひなきを得ない。先に述べたやうに、監獄における技術はすべて教育改善に在るものであり、それは受刑者に社會人としての教育を施すものであつて見れば、懲罰そのものが社會生活の精神を助長するものでなければならない。否、むしろ、懲罰のやうな强制手段を用ひない方が却つて教育をすすめる所以と考へられる場合もあるのである(一)。かくして、懲罰は常に ultima ratio でなければならないことになる。從つて、なるべくは、警告、訓戒の如き方法が採られるべきであらう。『受刑者が過誤を輕率、不注意、未熟などに因つて犯した場合及び懲罰が目的を達することがないであらうやうな過誤の場合には、受刑者には、自己の不正を曉り免責を乞ふ機會が與へられるべきものなのである』(二)。たとへば、作業を嫌忌する者はこれを懲罰に付するよりも精勤な受刑者の間に入れておのづから勞働を覺えしめる方が合理的ではなからうか。かくして、人は謂ふ『條件附に中止された又は免除された懲罰は執行された懲罰よりも教育的に更によく作用する。小さな懲罰はただ受刑者を怒らし、教育事業に必要な受刑者の行刑官吏への信賴を無益に動搖せしめるものである』と(三)。

(一) 正木書記官は懲罰の本質をもつて犯則者に對する威嚇ではなくて悔悟反省の手段である、とされてゐる(『監獄法概論』第一七四頁)。

(11) Kriegsmann, a. a. O. S. 172; Starke, a. a. O. S. 170.

(111) Hentig, Von der Erziehbarkeit ... Von den Disziplinarstrafe, MonKrimPsych, Bd. 19, S. 758.

一例としての懲罰においても明かなやうに、行刑には、すべて、法律關係と事實關係とが融合する。法律關係としての行刑は、受刑者の國家に對する權利を明確ならしめるものであり、事實關係としての行刑は、受刑者に對する國家の責務を强調するものである。しかしながら法律關係の一方的重視は、十九世紀における法治國思想と同じく、行刑の運用を形式化する虞があるし、事實關係の偏面的誇張は不當に受刑者の自主自尊を抑へることともならう。かくて、この二つの關係は互に調和しなければならない。しかも、この二つは二律背反の性質を有するものではない。相互の權利義務を尊重するわれわれの社會生活への復歸を目標とする行刑においては、受刑者の權利義務を明確にすることが、實に行刑教育の本質を爲すものである。われわれは、行刑において、法律關係として、受刑者の『人間』を尊重しようとし、事實關係として、その『人間』を啓發しようとする。行刑に依る犯人の『人間』の尊重と啓發、これ教育刑の生命であり本質であるのである。

— 昭和八年十一月 —

刑政第47巻第3号
矯正図書館

行刑警察

寺光忠

内容

一 まへがき
二 行刑警察の意義
三 行刑警察の範圍
四 行刑警察の部門
五 むすび

一

「刑、殊に行刑は國家の權力の實現化である。……今、教育刑論は、新たな罪刑法定主義に依つて、國家のかやうな權力の實現化を、文化的に、合理的に、倫理的に、社會的に發揮せしめやうとしてゐる。……國家はその文化的機能を發揮すべく十分の技術を持たねばならぬのである。」(牧野英一博士「行刑における思想的・倫理的・社會的及び國家的」刑政第四七卷第一號第二四頁)。應報的なるものから教育的なるものへの行刑の進化は一面においては新しい法律や規則を生み出してゐると共に、從つてまた、或は他面において、刑務官吏の職責を重くしその職務範圍を擴めつゝあるのみならずまた從來の監獄事務の分掌を錯雜ならしめてゐる。

監獄事務の分掌は、戒護・作業・醫務・教務・會計・用度・領置・文書の八部に分たれ(大正十四年十月司法省訓令刑務所の事務分掌及刑務官會議に關する規定)、その事務の種類も範圍も法制上は判然としてゐるかの如くである。そして少くとも過去においてはさうであつた。そのうち、後七者については、それらの事務の種類と範圍は比較的に今日においても明らかであるやうに思はれそれらについてこゝに多くを述べる必要はないし、またそれらについて論ずることは本題の目的ではない。

ところが、たゞ戒護についてはいささか疑ひが存する。少くとも今日においては、事務の事實を知るものにとつては、戒護部の職權はいかなる範圍に限られるか、或ひは根本的に、戒護とは字義として何か、を明確にすることはやゝ困難なのである。戒護部にもとめられてゐる職責はこれを誇張するならば日に日に過重となり、從つてその事務の種類は雜多に、その範圍は錯雜不分明となつて行く傾向が看取せられる。ひろく、刑務官吏は單なる監獄の番人ではなくて教育家であり同時に社會教育家であらねばならないといはれ、又、刑事法律のみならず社會政策・心理學・倫理學・人類學・衞生學・教育學等々一般に行刑學の淵源とせられてゐるものを自己のものとして考究し獲得すべくもとめられてゐる。(正木亮氏「監獄法概論」はしがき第五頁及本文第一〇頁)。そして此の要請は就中戒護職員に對して、強く、さうである。事實として、現在の戒護部は、單なる所謂『戒護』だけでなく、その他教育・衞生・心理考査・作業經營等々を職務として掌らねばならず、それらを離れて自らの職責を全うし得ない現狀にあり、たとへ基本的概論的な程度にしろ、ともかく、それらに關する一通りの勉學と素養とを必要としてゐるのである(一)。

現在の刑務官吏に戒護とは何かをたづねてみよう。結局返答に窮するであらう。現在の戒護部は單にたとへば監獄の警戒にあたり收容者の警護につとめるといふが如きにとどまつてはゐないがために、觀念の混同は救ふべからざるものがあるのである。

(一) 看守及女監取締職務規程(明治四十二年司法省訓令)(以下、單に看守職務規程といふ)は、すでに、「監獄の警戒在監者の戒護」以外にいろいろの點について注意を拂ふべきことを看守に義務付けてゐる(第二三條第二五條第二六條第三一條及第三四條乃至第四〇條參照)。行刑の科學化が具體化せられんとしてゐる現狀に到つては、さらに多くのことがその職務執行上必至のものとせられて來てゐる(假釋放審査規程・行刑累進處遇令參照)。尚この點については更に後述するところ參照。

そこで、戒護部は、職務として、所謂『戒護』以外の多くのものを附加的に課せられてゐるのか、または、それらの多くのものを含めて戒護部の本質的職務とし從つてそれらを併せてひろく戒護と解すべきものであらうか。是がわたくしの課題である。

二

一、所謂戒護と行刑警察
二、行刑警察と行政警察

溯つて古く、戒護とは何を意味してゐたか。古い意味

の戒護をたづねることは戒護の本來的意義を知ることである。「檢束あつて遇囚あり、檢束卽ち戒護」(小河滋次郎氏明治四十五年「監獄法講義」第一七八頁)。これは少くとも明治時代までの戒護概念の常識であつた。自由刑執行の場所としての監獄は唯一に或は第一に隔離を目的としてゐた時代にあつては、囚人の『自由』を剝奪し社會との接渉からかたく遠ざけることが、監獄自體の目的であつたし、また、戒護の唯一の目的であつた。そこでは、「戒護は卽ち檢束(一)」である。そこでは、戒護の要訣は囚人をして「監獄檢束の設備が絶對に苟免の手段を試みるに足る寸隙の余地なしとの觀念を起すに至らし」(小河氏前揭「講義」仝頁)めるにある。戒護部の職責は唯一にそれでよかつた。それでよいものと考へられてゐた。監獄の行刑がそもそもことさらに戒護中心などと稱へられてゐたのであつた。

(一) 檢束とは (1) 取締りて自由になさしめざること (2) つゝしませて放縱ならしめざること(辭林)。行政執行法第一條に謂ふところの檢束と異ること言ふを俟たない。

降つては、「戒護とは收容者の警護並刑務所取締の事務をいふ」(辻敬助氏昭和四年「監獄法提要」第四一頁)とある。字義としてまことに明白であること、さきのふるき檢束の語と比照して値ひ高い意義あることを知る。しかしながら、そこに述べられてゐる戒護事務は本來の所謂檢束のみではない。戒護とは檢束であつた。しかるに、日常終始不斷に收容者と接觸し交涉するの地位にある戒護部は、漸次に他の部に屬すべき職務を附加的に遂行せしめられるに至つたのである。それは、恐らくは、はじめ、便宜的のものであり本來の職務外の負擔であつた。

その職務外に附加的に課せられた負擔は、しかしながら、時の經過と行刑思潮の變遷とに育まれて、いつしか最早戒護部から切離すことの出來ないものに化して行き、戒護部の本質的の職責とまでなつて來た。いまや、行刑教育や行刑衞生や、行刑心理考査や刑務作業經營やが、たとへ微弱なる形においてにしろ、すべて、彼の檢束と共に『戒護』の概念に入れられてゐる。それは思ふに、行刑の進化の一具現である。行刑が教育的なるものへと進化することによつて、所謂戒護も亦、隔離或ひは檢束といふ素朴的なるものから、收容者の改過遷善、保健や勞働習性の達成やを自らの範疇に入れねばならなくなつたのである。

そこで、今日においては、戒護部は職務として、檢束以外の多くのものを附加的に課せられてゐるのではなくて、それらの多くのものを含めて戒護部の本質的職務とし、從つてそれらを併せてひろく『戒護』と解すべきであると思ふ。

戒護といふ言葉は刑務所に特種のものである。わたくしは戒護といふ言葉にうつくしい歷史的なるものを回顧するよろこびをさへ持つ。しかし現在の意味では、上述の如く、『戒護』はすでに昔の戒護ではない。で、こゝに、あらためて、古い意味の狹義の戒護を假りに行刑警察と呼ぶのである(二)(四)。

(二) 正木氏昭和七年前揭「概論」第八八頁に曰く「戒護とは換言すれば監獄に於ける保安處分 Sicherungsmassnahme である」と。又「監獄に於けるその責務を盡す手段をわれわれは戒護と名付る」といはれる。そしてその前段に於て本來の檢束に關することを述べられてある。正しい。ただ、わたくしは上述したところによつて、この監獄における保安處分を行刑警察と呼び、その行刑警察につき、いさゝか穿鑿をすゝめ試みる。此の、保安處分を、戒護といふとは別の用語によつて、特に、行刑警察と稱することに歷史的に行刑の進化を顧みて意義ありと思ふのである。

(四) わたくしが之を行刑警察と呼ぶいま一つの根本的理由は行刑は方法論上特別行政の一部門としても研究せられねばならず、しかもこの特種の行政は宛かも警察行政に類するからである。

かくて、戒護部は行刑警察のことを掌り、行刑教育や刑務作業經營に關連し又行刑心理學や行刑衞生學をもまなばねばならない。戒護なる文字は單に一の職務機關の職務範圍を指すに止まり學問的にはその本來の意義を失ふのである(五)。

(五) 正木氏前揭第八九頁參照。各種の法令に戒護なる文字が用ひられてある。それは、しかし、此の論考を進めるにおいて何らの支障とはなり得ないこと言ふを俟たないであらう。

行刑警察とは何か。以下、こゝろみに、一般の行政警察との異同を分析して行刑警察の性質を論ずる。

先づ、後述するところによつて明らかであるやうに、行刑警察は一般行政警察の通性とせられるもののすべてを具備してはゐない。從つてそれは、むしろ、嚴密に之を言へば、警察といふ名に値しないものである。しかし行刑警察は一般行政警察の通性とせられるものも具へてゐる。その警察の概念に相似した點に據つて、こゝに借りて、行刑警察といふ。甚だしく不當ではない。同じく警察といふ文字を附せられてゐても行刑警察は一般行政警察とは異りその一部門に屬するものではない。といふ

ことが理解せられてあればいい。

警察とは直接に社會公共の利益の爲に、國家の統治權に基き人民に命令し、又は强制する作用であるとせられる(六)。

(六) 美濃部達吉氏改訂「行政法提要」下卷第四頁。

以下單に警察とは行政警察。

行刑警察の目的は、直接には自由刑の円滿なる執行にある。さりながら刑は刑のみを以て滿足とせず無事の滿期到來をのみ期してゐない今日においては、行刑警察の目的は收容者の社會的復歸へのよき拍車でありよき輔翼であることにある。それはひろく社會を目標(ゴール)としその利益を目的とする。また、刑罰の効果として受刑者を監獄に拘禁し對外的接渉を絶つこと自體は、すでに、社會秩序の維持といふ社會目的にも出てゐる。唯こゝに問題となるのは、警察は常に將來に向つて社會公共の利益を保護することに存し過去の清算ではないのであるが、しかるに、收容者は過去の清算のために刑を科せられてゐるのであるから警察の目的と異るとせられてゐることである(七)。しかしながら、思ふに、科刑の目的と行刑の目的とは異る(八)。われ〳〵は監獄に收容せられたる者に過去の清算をのみもとめてゐてはならず、もとめてもゐない。今や行刑の目的が、高く、惡性の除去・累犯の防止にあり、受刑者の社會的復歸をもつて行刑の理念とするならば、行刑は將來における社會公共の利益を目的とすると解し得られるであらう。

(七) 「刑罰を課することも結局は固より國家及社會の安全の爲にするものなりと雖も、その直接の目的とする所は過去の行爲を清算して、之に對し適當なる應報を課することに在り」又「刑罰が應報たることを否定するは刑罰の觀念の自殺なり」(美濃部氏前揭「提要」下卷第一〇頁)と。等價原則。よかれあしかれ此の論點については、各方面から多くの論議がなされたことであつた。

(八) 一般豫防と特別豫防の問題もこの二點から考へなほされると思ふ。又近く『刑務所は收容者を出すところであつて入れるところではない』といふ實証的理念がほこり高く叫ばれてゐるのも(岡部常氏「刑務官の懺悔」刑政第四六卷第一〇號)亦、此の分別から出てゐると思料せられる。『つとめ上げて歸る』といふだけの陳腐な考慮は現在の刑務所にあつてはならず、現在の行刑の基調にはないのである。

行刑警察の手段も權力的の作用である。命令によつて作爲不作爲の義務を課すること警察に同じく、たゞその義務が範圍と强度とにおいてよりつよいのは、それが自由刑の執行であることの本質から首肯せられる。强制により實力を以てその身體財產に拘束を加へることも警察に同じく、たゞその强制の手段と目的をやゝ異にする。その命令强制において自由を剝奪。それは行政警察の比ではない。たゞし、この行刑警察の行ふ自由剝奪の程度の高低廣狹については、自由刑の本質に關して問題が存し、又その自由刑の執行上應報的なると教育的なるとによつても異る(九)。

(九) 次節三參照。

行刑警察と行政警察との重大なる差異はその基く權力の根據にある。警察權の根據は一般統治權に基き、行刑警察のそれは特別權力關係に基く(十)。從つてその行刑警察の對象は限られたる人であつて原則として一般人民に及ばない。行刑警察の對人的限界——自由刑に處せられたる者。さらに地域的にもその範圍は原則として限られてゐる。行刑警察の地域的限界はペスタロッチーの言葉を藉りていへば監獄村とその村の住民とである。

(十) この特別權力關係については極めて簡單にすでに考へたことがある(拙稿「作業賞與金考」刑政第四六卷第一二號第四〇頁)。

要之、行刑警察とは社會公共の利益の爲に自由刑に處せられたる者に對して監獄内に於て特別の權力關係の下に命令し强制する作用である。右はこれを狹義の行刑警察といはう。それが本來の行刑警察である。それは所謂『囚人の戒護』に當る。

廣義の行刑警察には更に『監獄の警戒』が加はる。しかし、是は殆んど全く一般行政警察とその性質を同じくする。

三

監獄は犯人を拘禁して之を改善矯正する設備である。(正木氏前揭「概論」第二六頁)。監獄の目的は卽ち隔離と矯正にある。而してその矯正作用は行刑教育或ひは刑務作業の力に負ふことが大である。行刑警察は矯正作用と赤の他人ではないけれども、一言にしていへば直接にはその隔離目的を達成するみちである。隔離といふことを離れて監獄は存在しない。たゞその隔離乃至拘禁の程度如何は、ひろく行刑の社會化といふ指導原理に包含して說へられる近時の行刑思潮においては甚だしく緩和せられつゝあり(我國についても、行刑累進處遇令の各條を吟味せよ)、又「目的刑論の發達は刑罰と保護方法教育方法との間の本質的差異を漸次稀薄ならしめつゝあることを注意せざるべからず」(牧野博士「日本刑法」第五一三頁

註一）とせられ或ひは監獄は或る意味において「矯正院又は感化院とその性質を同じくするものである」（正木氏前掲「概論」第二六頁）（尚正木氏「行刑上の諸問題」第一二頁）といはれてゐるが、然し、所詮監獄なるものは自由剝奪の機關である限り多少の程度の差こそあれ隔離作用を必要とする。將來において保安處分と自由刑の執行との區別は單なる觀念の差異にのみ止まるものになるかも知れないがしかし、隔離のない矯正施設はそれはすでに今の『監獄』といはれる通念には入り得ないのではあるまいか。行刑警察によつて「一面において隔離作用の充實を期し」しかして「他面において紀律生活を馴致する」（正木氏前掲「概論」第八八頁）。行刑警察が行刑の遂行上必要欠くべからざるものであること、よつて明白である。

行刑警察のその範圍は如何。

自由刑によつて自由が剝奪される。しかし、嘗つてはあまりにも必要以上に自由が奪はれ自由以外の或るものまでが奪はれてゐた。嘗つては矯正に必要なる以上に不當にいろいろの自由が奪はれてゐたし矯正目的には不必要な程度にまでいろいろのことが制限せられてゐた。さりながら今や自由刑の醇化といふ觀點からも自由剝奪の分量は日に縮少せられつゝある。「自由に出すには自由を以てせよ」（It is liberty alone, that fits men for liberty.）といふ格言が共鳴せられ、懲戒と紀律との維持のためにする不秩序なる社會との隔絶が反つて自由刑の目的を障害する場合を生ずるかに懸念せられてもゐる（正木氏前掲「諸問題」第四六頁）。かくて、行刑警察も積極的消極的に共にその範圍を縮少しつゝある（十一）。しかし、それは行刑警察の退却ではなくて、行刑警察のその本來の範域に近づきその本來の性質を深めつゝあるものと解せられねばならない。行刑警察權はつねに自己の適當なる領域を顧慮しなければならないのである。

想ふに、此の行刑警察の分量の減少は單に量の問題たるに止まらない。それはやがて、質的の轉回をもたらす。量より質への轉回。行刑における應報的なるものから教育的なるものへの質的轉回。

（十一）次節四において明らかである如く、行刑警察によつて拘束する自由は、たとへば現實の行刑制度は「一切の自由の制限、殊に讀書通信面會の制限粗惡なる食物寒暑に對する無設備單調なる强制勞働、……謂はば人間生活の停止」（瀧川幸辰氏「確信犯人と教育刑」法學論叢第二五卷第四號第一四頁）を內容とすると非難せらるゝが如き例示の自由を對象とするものではない。そして、自由刑が本來かゝることを本質とするものでないといふことに關しては正木氏

「法制上より見たる自由刑の本質」（法學志林第三三卷第九一〇、一一號）に詳細論ぜられてゐる。而して、行刑警察によつて拘束するは、直接的に抽象的に進退行動の自由。

行刑警察の範圍を現在及豫想せらるゝ將來について考察すること以下。

第一に、從來物的戒護といふことが擧げられてゐるが所謂物的戒護は「監房檣壁その他の監獄設備による戒護」（正木氏前掲「概論」第八九頁）であつて之はむしろ行刑建築の領域に屬し、行刑建築は行刑警察の範疇には屬しない。たゞ行刑建築は保健衞生を考量せられると共に、行刑警察的見地から之を考究せられてあることを要するのであるが、けれども行刑建築その物に關する限りそれは行刑警察の外にあるものであつて、所謂物的戒護は行刑警察から除外せられる。

第二に、檢束といふ意味における戒護即ち囚人の戒護の外に、監獄の警戒を行刑警察の範圍に屬せしめる。

かくて行刑警察は二に分類せられる。第一に對外的行刑警察又は外的警察であり、第二に對內的行刑警察又は狹義の行刑警察である。併せて、從來所謂人的戒護に相當することとなる（二十）。

（十二）行刑警察殊に內的行刑警察についてはその程度如何をより深く論ぜられねばならない。しかし、殊にそれが個々の收容者に對する刑務所官廳の信賴の如何に懸ること大であるといふ事情もあつて（行刑累進處遇令、特に第三四條に注意）、抽象的概念的にこれを述べることは極めて困難であり、さらにより深い穿鑿とより永い研究とに委ねられたい。素描的には次節四參照。

四

一、外的警察　その對象は、監獄外の社會から監獄內に向つてなされる秩序攪亂行爲と監獄內から監獄外の社會に向つてなされる秩序攪亂行爲とである。法規上は外門警衞（監獄法施行規則第四一條）を以て外的警察の中心點とする。併せて、閉鎖（令第四二條）巡警（看守職務規程第六條）等がある。外的警察の充實を期することはいかなる意味においてもよろこばしい現象ではないが、當爲と存在との一致しないものである限りは、頃日特にその必要を度外視することは出來まい。尚、刑務所非常時要務規程（昭和二年八月司法省訓令第三號）參照。

劍銃の携帶。その使用は嚴に「防衞上必要の範圍を踰ゆべからざるは勿論其の使用を始めたる後と雖四圍の狀況之を必要とせざるに至りたるときは直ちに之を停止すべ」きであつて、警察官吏武器使用規程（大正十四年三月內務省令第九號）が準備せらるべく、要は正當防衞なる法

律的埒を踰へないことにある。

二、內的行刑警察　通常警察、特別警察及び非常警察の三に分類する。

(一)　通常警察は、法規上は監房捜檢（監獄法施行規則第四五條）衣體檢査（仝第四六條）を中心とし、併せて、交談取締（監獄法第一七條、仝施行規則第三六條）構內整頓（仝第四四條）及び外門警戒（仝第四一條）閉鎖（仝第四二條）更に一般的紀律維持・器械點檢・立番見張・巡警（看守職務規程第四三條・第二六條・第一五條・第六條）等がある。通常警察は行刑警察の部門中最緊要のものであること論を俟たない。通常警察の充實は行刑運用の樞軸であつてその円滿なる執行は戒護者自身の注意力と判斷力とに俟つこと極めて大であり、かくてこそはじめて紀律ある社會的生活に復歸せしめることが可能となるものでなければならない。行刑上のもろもろの施設や技術はすべてこの通常警察の円滿妥當なる執行を基底とし根幹としてゐるのである。

(二)　特別警察は、特に注意することを要する特種の收容者に對する場合と特に注意することを要する場所にある收容者に對する場合とある。前者は、逃走自殺暴行の虞ある者其他の特殊者に對して行はれる警察であつて、その警察強制の範圍と程度が通常警察であるのはその警察のそれよりも遙かに高度であるのはその非常時特性による。刑務所非常時要務規程參照。但しこゝに非常警察はさきの外的警察と觀念上全く異るものであることに注意。

內的行刑警察の強制方法としては、劍銃の使用のほか特に戒具がある。(1)戒具は「在監者逃走暴行若は自殺の虞あるとき又は監外にあるとき」之を使用することを得る（監獄法第一七條）。その種類及制式は一定せられ且その使用は場合を限定せられてゐるのである（仝施行規則第四八條乃至第五一條）。戒具は行刑警察強制として特にそれを必要とする場合に限つて用ひらるべく、強制方法一般の通弊たるその濫用は嚴に警しめられねばならない。

(2)　劍銃の使用は特に法令の之を認めてゐる場合に限る。在監者に對して劍銃を使用することを得る場合として特に四つ擧げられてゐる（監獄法第二〇條）。例外的の場合においてのみ許されてゐるのである。こゝにも正當防衛の概念が濫用の制禦として妥當する。

內的行刑警察義務違反に對する處分として特に懲罰が定められてある（監獄法第六〇條）。「在監者紀律に違ひたるときは懲罰に處す」（仝第五九條）。現行懲罰の種類及其內容に關してはいろいろの觀點から反對せらるべきものが多いが、こゝには論及しない（十三）。

（十三）　尙、未決監獄における『戒護』については、本稿は始めより之を除外してゐることを附記する。

五

行刑警察は行刑の全部ではない。むしろその緩和をこそ望ましい。しかし紀律をはなれて美しい行刑はないことを知らねばならない。行刑累進處遇令による處遇の緩和が、ともすればやがて紀律の弛緩となるであらうことは嚴に警しめられねばならない。處遇と紀律との分別。かくて行刑警察の實際の適度を考量することは至難である。行刑警察の適當なる運用こそはまこと難中至難事である。しかも行刑警察を無視して行刑はない。行刑警察は行刑の基調をなす。

行刑警察のよき運用は、しかして、一に看守（戒護勤務者）の双肩にかけられてゐるのであつて、その肩はその重任に堪へるべくあらゆる意味において頑健でなければならない。看守の人格の良否及び訓練の適否は戒護力の消長に關係を有すること至大」であり、その勤務の適否はひいて「獨り檢束の張弛に至大の關係を有する」にとどまらない（小河氏前揭「講義」第一八八頁）のであつて、看守にその人を得るがためにも、また、既存の看守をして滿足なる職責を果さしめるがためにも、一般的に待遇と稱せられてゐるものについて考へられねばならないことが數多いことを強くふたたび認識せられねばならないであらう。理論と實際とが一致しないといふなげきはこゝから緣由する。

繰り返へして、終りに、行刑警察だけが行刑でないといふこと及び行刑警察だけが戒護部の職務であるのではないといふことを繰返へしておかう。一般に戒護部の職務のうちには行刑警察以外の多くのことが含まれてありそれらが渾然と融合してそこに戒護部が存在し、すすんで行刑一般の円滿なる運用があるのである。

—(一九三四・一・二一)—

刑政第47巻第3号
矯正図書館

集團散歩に就ての考察

吉田敎靈

一、はしがき

現代に於ける我國の行刑思潮も既に諸先生によつて色々研究論議せられ、急テンポを以て進んで來ました。現に行刑の教育化といふことも今日では何人も理解して居り、又其の頭で進みつゝある次第でありまして、今までにも看守の廢劍論や外塀の撤廢論者なども所長の中には無かつた譯ではありません。無論理想としては廢劍論も結構外塀の撤廢論も可ですが、さう俄に何もかも實現するといふことは困難かと思はれます。

抑〻受刑者は犯罪によつて刑を受け、刑務所内に拘禁せられ色々の自由を奪はれて居る人達ですから、世間一般から見れば確かに罪の人には相違ありません。しかしながら決して元來からの不良者ではなく、唯一時の精神的缺陷或は迷夢から轉落した氣の毒な人々であります。

今日の行刑はそれらの缺陷を補ひ迷夢から覺醒せしめ一定の作業訓練によつてやがては元の一良民として社會に復歸せしめんが爲の教育刑でありますから、自覺反省の狀が認められたならば其の發奮努力の程度に從つて漸次社會生活に適應せしむるやう、相當の社會復歸への準備的處遇を必要とすることは今更言を俟たざる所であります。

今回當局に於て新に制定せられました行刑累進處遇令は明かに其の道程を規定せられたものであつて、彼等を一層人格視し以て益〻自覺反省を促すものであります。

勿論從來とても階級制によつて其の最上級者には相當に處遇の緩和を圖つては居ましたが、檢身の省略、居房施錠の省略等は少年刑務所はともかく、普通の所では餘り無かつた樣であります。況や集團散歩に於てをやであります。或受刑者は之を驚異的解放と言つて居ますが、彼等に取つて見ますれば確かに夢想だもしなかつた驚異的事實であるかも知れません。私共刑務官たる者今後益々研鑽これ大いに努めて其の運用の宜しきを得、以て行刑有終の美を收めなければならないのであります。

私は以下今度の行刑累進處遇令中集團散歩に就て聊か述べて見たいと思ひます。

二、集團散歩の場所

先づ第一に集團散歩の場所でありますが、處遇令には唯單に適當の場所とありますけれども之は無論構外を意味するのであると承つて居ります。さすれば之は其の刑務所の位置によつて場所の地形や距離等が多少異つて來る譯でありますが、この集團散歩は世人への見せものではないのですから、散歩の場所はなるべく刑務所の附近であまり世人の眼に映らない所がよいやうに思ひます。尤も現在では何處の刑務所も大概市や町の端にありますから其の心配は無用かと思ひますが、とにかく自然の大氣を吸つて日頃の鬱屈せる氣分を霽さしめんとする上から言つても、郊外が最も適當のやうに思はれます。卽ち小高い丘もよければ廣い平原や河原も可なり、或は附近の舊跡とか莊嚴なる神社の境内等も結構、又開花期ならば梅林や櫻樹の下などもよいと思ひます。元より散歩ですから何處でも差支なく單に塀の外圍を一周する位でも散歩といふべきでせうが、それではあまりに殺風景のやうであります。しかし彼等受刑者にとつては唯それだけでも非常に有難いこと〻して喜ぶことでせう。何分幾年も塀を越えての外觀を目の當り目擊したことの無い彼等のことですから、塀の外に出るといふ事それだけでも地に躍る程の朗さを感ずること〻存じます。しかしながら出來ることならば、事情の許す限り刑務所より稍離れた所で大自然の氣に打たる〻やうな地を選定し、なほ其の場所もなるべく其の都度變更するやうにしたならば其の効果は一層ありはしないでせうか。いつも同一場所では「あ〻又あそこか」といふことになり、効果も次第に薄らぐこと〻思ひます。

とにかくこの集團散歩は一面彼等の荒んだ陰鬱性を融和すると共に、一面社會復歸に向つて一層自重勉勵向上せしむる上に多大の効果があることですから、其の場所の選定にも考慮を要すること〻思ふのであります。

三、集團散歩の實行方法附前矯刑務所に於ける施行狀況

次に散歩の實行方法であります。之は各其の選定された場所によつて自ら異なつて來ますが、まづ第一に受刑者の員數と其の引率者であります。參加せしむる受刑者は餘り多くても徒らに雜談に耽るの機會を與へることになり統制上にも敎化上にも面白くありません。先づ一回に三十名乃至四十名位が適當と思はれます。從つて引率

者もなるべく少數を可とし、看守長、看守部長各一名と外に教誨師が加はる位の程度で可いと思ふ。若し事故でも突發してはとの懸念から、其の通路や附近に看守などを看視的に配置する様なことは、却つて彼等の感情を害ふことになる處があり、又この散歩の資格者はすでに其の人格を認められ信任もある筈であるし、彼等も亦之を無上の光榮として各自責の念を持つて居りますから右様の心配は無用と思ふのであります。

さて次は散歩でありますが、一定の範圍内をブラ〳〵逍遙すればそれで散歩になる譯でありますけれども、私は一歩進んで其の場所なり附近に就て說明的談話を試みるなども教化上非常によいことゝ思ひます。例へば神社や舊跡ならば其の祭神とか其の土地の歷史的說明により追憶敬虔の念を抱かしめるとか、又前にも述べました様に梅林や櫻樹の處ならば其の花を觀賞せしめると言つた様に其の場所なり時機を利用することも可いのであります。しかも其の間に一定の時間を限り彼等の自由行動に任せ、なほ更に進んでは若し時間と場所が許すならば、簡單な競技を行はしめてもよいかと思ふのであります。

我が前橋刑務所では一月五日の免業日に先づ集團散歩のトツプを切りました。

此の日は珍らしくも當地名物のカラ風もなく朝來誂へ向の快晴。まづ有資格者たる一級者を三回に區分し、場所は刑務所より西方約二町を隔たる利根川原であります。一行三十餘名は看守長一名看守部長一名及教誨師と共に嬉々として門外に出ました。一歩構外に出れば遙か西方の彼方に噴煙絶え間なき淺間山が泰然として聳えてゐます。

「あゝ淺間だ、奇麗だね」。

雄大な山岳美の感に打たれた一同は思はず異口同音に叫びました。

夫より途上所謂上毛三山の雄姿をゆくりなく觀賞せしめつゝ目的地たる利根川原に下りました。其の中程まで行つて上手に立てば、遠くは全山白雪を以て覆はれた上越國境の山々、近くは昨年始めて新設されたBG放送局の高い鐵塔を始め、市の北端に立てる關東水源地の大タンク、人車の盛んに往來する利根の大橋等を見るべく、又下手の方は一帶に見る影もなく果しなき武藏野原を遠望すべく、全く彼等は暫し恍惚たる有樣でありました。一應引率者の說明が了つて後、自由行動を宣すれば彼等は思ひ〳〵の方向に歩を運び、或は小石を弄び或は小草を摘み、或者は清い水の流に見惚れつゝ何事か想に耽るが如く、何れも誠に晴々しい面持でありました。

かくしてゆくりなく暖い陽の光を身一ぱいに浴び、自然の大氣を思ふ存分に吸ひつゝ、約一時間を費して歸所したのであります。

The New Spirit at Huntingdon

Leon Stern

ハンテイングドン少年刑務所に於ける新精神

ペンシルバニア・プリズン・ソサイエテイー代表委員

レオン・スターン

(一)

過去に於ける文明が、建築物に於て其志す所と夢むる所とがよく表現されてゐることは、たゞに歷史家ばかりでなく、これを觀る者の等しく皆認むる所である。キリスト教盛んなりし頃の彼の天に沖らんとするゴシック式の建築は、よく其時代の人心の翹望し渴仰する所のものを語つてゐるのである。中世紀の牢獄と城塞とは勢威と强力とのシンボルである。ダーク・エージと稱された此時代の暗く古いピーナル・メソツド（刑罰方法）は、石と鐵とで出來上つた巨大な重苦しい構造で、尙ほ今日にまで傳つて來てゐるのである。高い壁と重苦しい建築の中に包まれてゐる思想は、强壓と刑罰とより外にはないのである。

フランス革命が近代生活の幕を切つて落すと共に、中世の暗い夜は明けて、蒙を啓き德を進むる教育と、フエローマンシツプ（同胞主義）の社會的感情とを醞釀した新しい精神が、我々の近代文明の型を作り上げてゐると全く同じく、一つの新しい精神的な力が、近代の刑政家によつてリホーメートリー並にプリズンに導き入れられたのであつた。石や鐵でビルデイングを建てようとするのではなく社會的教育訓練と人格の陶冶とのためのビルデイングを建てようとするのが、ヤング・オツフエンダー（少年犯人）を取扱ふ近代的矯正事業のリーダーの何

を措いても先づ成し遂げようとする任務となつたのである。彼等は「耐久性眞鍮」のレコードを夢みてゐるのでもなければ、自分達の仕事の紀念碑を切石で建てようとも願つてゐるのではない。經驗によつて改善され、社會と人とに對して從來とは全く一變した態度で、社會の共同生活の中の自分達の占むべき地位へと再び還つて行けるようにしてやつた人間其者で、自分達のやつた事業が記憶されたいといふのが、彼等の目的なのである。

(二)

ハンテイングドンに於ける「インダストリアル・スクール」(授産訓練所)と呼ばるゝペンシルバニア州立少年刑務所 (Pennsylvania Industrial School at Huntingdon) に於ては、外壁や監視塔(ガードタワー)に重きを置いた時代の思想から離れて、社會化の處遇精神を重んずる思想へと進んで行く變化が、我々の眼前にまざ〳〵と現はれてゐるのである。

このスクールは、元來、少青年のリホーメートリーとして、五十年前に設けられたものではあるが、にも拘はらず、堅固な外壁を繞らしたプリズンとして建築されたのである。現在も、其ウオール (外壁) は依然として存し、各房の全く等しい極めて舊式のセル・ブロック (房棟) を有つてはゐるが、しかも、其中には全く一變した新しいハンテイングドンが見出さるゝのである。今や、古いプリズンは、外壁を貫いて、其のウイング (翼棟) をプリズンの外の大氣の中へ突つ込めたのである。で、この翼棟へ收容せらるゝオノア・セクション (名譽級) の受刑者は、出入は猶ほ母棟の內からするのだが、實際外壁の外側にゐることになつてゐるのである。これは、州のボード・オブ・トラステイース (Board of Trustees ——行刑管理委員——行刑局) が、この古い施設を形體上新しい要求に適應せしむるといふ困難な任務に處するために執つた手段の一つなのである。次に、また、古い房棟の一つは、近代的の生活標準に一致させるために全く改造されて、行狀佳良のために、より快適な居房に移る特權を獲たボーイズのために使用さるゝのである。

この施設に於ける變化は、外部の構造に起つたに止まらないで、玆處の新しい所長 (Superintendent) 並びに新しい管理委員 (Board of Trustees) の指揮監督の下に、施設の內部にも起つたのである。其譯は、外でもない、現在の所長と委員とは、ビイルデイングをあゝしようかうしようといふ風には考へないで、自分達のサービ

ス (任務) の事を考へてゐるからである。施設に關する色々のプラン (新案) や經費のことを考慮するため、彼等の會合する場合に、其處で最も多く議せらるゝ案は、新しいウイング (翼棟) でもなければ、石材や鋼鐵の設備でもなく、自分達の手に委ねられた人間の性格を作り直す新しい方法のことである。

この管理委員 (ボード・オブ・トラステイス) の九人のメムバーの中の二人が婦人であるのは、注目すべき事實で、これは、少年犯人に對する州政府の處遇方策に婦人をしてシテイズン (公民) として參與せしめて、施設の管理に極めて須要な婦人の見解を導き入れんとする爲めなのである。しかもこの婦人委員の一人が、委員のチエアマン (委員長) であることは特記すべきである。他の一人の婦人は、判事の娘で、久しく女子大學(ウーマンスカレッヂ)に教鞭を執つてゐた人で、教育家としての見解を同僚委員に披瀝せしめようためである。更らに、少年犯人の施設の管理には同じ若い人の見方が是非必要であるが、これは、大學卒業生で在學中社會學並びにクリミノロヂーを專攻科目として研究してゐた若手の實業家によつて與へらるゝのである。次に、州政府の官吏であるチーフ・ソーシアル・ワーカー (主任社會事業家) も委員の一人に加つてゐて、ケース・ワーク (犯人の個別的身元調査) によつて得られた研究に基いて處遇の箇別化の爲めに大に辯ずる所がある。他の委員の列に加はるものには、牧師一人 (英國敎會)、自由主義の著述家一人、製造業者一人、及び、都市町村で其處の政治に熱心な重立つた實業家二人都合九人で、この好く釣合ひのとれたボードを組織してゐるのである。此等のメムバーはこの施設の所在地から選ばるゝばかりでなく、都市たると農村たるとを問はず、ステート (州) の各地方から選ばるゝのである。

所長(シウペリンテンデント)ヂオーン・クレーナー (Superintendent John R. Cranor) は、一九三二年上記のボードによつて任命された人で、老練な敎育家で、このペンシルバニアに招聘されて來た時には或る大きなステートの少年刑務所の所長をやつてゐたのである。

右のボードの新しく組織された時に、第一着手にやつたことは、こゝの所長に施設の管理並びに職員の選擇監督に關して一切自由な權限を與へるといふボードとシュウペリンテンデントの關係を明かにするステートメントを公にしたことである。

で、クレーナー氏は、任に就くや、直ちに、施設の學務主任に以前中等學校(パブリック・スクール)の校長(プリンシパル)をやつてゐた人を任命

し、元は收容者並びに看守の中から選んでゐた教師（ティーチャー）に代ふるに熟練した大學の助教授級（インストラクター）の人を以てし、更らに職員として立派な資格のある專門のサイコロヂスト（心理學者）一人を加へたのである。この新しい學務の職員の指揮管理のお蔭で、この施設は、今や、一個の手工の學校としてのプリズン（a trade school prison）より眞個の少年のための職業訓練所（a vocational training school）へと變化しつゝあるのである。

所長クレーナー氏の信ずる所によれば、「この訓練所（スクール）の目的は少年の生活に一つの動機を與へることである。而して、少年をしてこの施設に在る間自己の開拓發展に興味を感ぜしめ、更らに、釋放後も一と度懷いた興味を失はしめないように、少年の內部に潛んでゐる自發自奮の力を觸發するのが、我が職員の任務なのである。」

ハンテイングドンに於ては、古い型のリホーメートリーの今尙ほさうであるような、少年を千遍一律になり易い施設內の生活に順應さして行くことを、施設本來の任務とは思はないのである。これは、ボーイが自分といふもの並びに自分の將來といふことに興味を有つようになれば、峻嚴な權力や規律で取締る必要が減じて來るからである。

(三)

ハンテイングドンで其收容するボーイズのために定めた自己の開發といふ社會的な目的に副ふために、どういふ風に施設の機能設備が組織立てられてゐるか。以下、要を摘んで是れについて記述してみたい。

ハンテイングドンには、專門の職員によつてボーイズのために執行せらるゝ相聯絡した三つの職務があるのである。

(一) 心理學的研究
(二) 職業相談
(三) 訓練（普通教育並びに職業教習を含む）

更らに、是れ等三つに加へて、間もなく第四のサービス（職務）たるソーシアル・ケース・ワーク（social case work）——個別的の受刑者身元調査で、社會事業（ソーシアルワーク）の一科である）が設けらるゝ筈で、最近州政府のボード（前記の行刑管理委員）の認可する所となつたのである。此等のサービスの間には別に際立つた分界線といふものはなく、一は他に融合して、デリケートな相關關係を保つてゐるのである。

(A) 心理學的研究（psychological study）

收容の際、心理學者がエキザミネーション（試驗）をする。この試驗は愼重なもので、三時間から四時間かゝる。一人の收容者の個性的な心理學上のテストの行はれる外に、グループ（群居）の生活をする際の他との折合をみるグループ・アチーブメント・テストが與へられる。これでもまだ不十分と思はれるので、八ケ月乃至十ケ月內に再び試驗が行はれる。學校や工場で問題を惹き起した時とか、變な普通でない特殊の性癖を示し、又は、行狀性格に難澁な取扱ひにくい點の存することの明かになつた場合には、直ちに其のボーイについて特別の研究が行はれるのである。

この施設にはまだ專門のソーシアル・ワーカー（社會事業家）がゐないので、心理學者は州のプロベーション・オフイサー（日本の保護觀察司）、諸種の社會事業團體及び、信憑すべき智識を供給することの出來る州に於ける重立つた人々から通信でボーイに關する社會的の材料を得るのである。

玆處に收容されてゐる五百人のボーイズのレコード（身分帳）を撿べてみると、五件の內の三件は、ボーイズか、又は其家族のものが、社會事業團體に知られてゐることが分明るのである。ボーイを知つてゐる團體及び個人との通信は、ボーイの訓練並びに社會生活への復活の道を講ずる上に於て、指導方針としての豐富な材料を心理學者並びに其他施設のスタッフ（職員）に供給してくれるのである。

心理學者によつて行はれた心理學上の試驗研究はボーイズの職業並びに普通教育上の訓練の案を立てるために、職業相談役（vocational counsellor）、學務主任（educational director）、及び教師達によつてそれ〴〵其任務に從つて利用せらるゝのである。

收容後一年の終りに、心理學者はボーイの可能性について評價して、ボーイの智能、態度、性格並びに施設內に於ける成績に基いての鑑定書を提出するのである。この鑑定書は、所長並びに職員のために、次の十ケ條に從つてボーイの將來の見込を概括してゐるのである。卽ち

(イ) 一般的能力、(ロ) 實際的才智、(ハ) 遺傳、(ニ) 家庭の狀況、(ホ) 社會的並びに經濟的背景、(ヘ) 以前の犯罪履歷、(ト) 犯したる罪の輕重、(チ) 職業の經歷、(リ) 閑暇時に於ける並びに社交上の習慣、(ヌ) 交遊の性質——是れである。以上の十ケ條は嚴格に適用さるゝものではないが、ボーイを助けて自己を發見せしむるために、ボーイの努力を判斷する基礎材料として利用せらるゝので

ある。

(B) 職業相談 (vocational counselling)

この施設に在る職業相談役 (vocational counsellor) は新たに收容さるゝボーイを引き受けて、一々相談にあづかるのである。手元には心理學課から廻された心理的研究の報告があり、更らに其上に、ボーイとの會談で、ボーイの興味を有つ事項とか、好き惡ひについての或る智識を得るのである。この相談役は、一種の連絡係で必要の起つた場合に、心理學上並びに社會的の研究調査の結果と共に自己の意見書を添へて、ボーイズの教育と職業訓練とを受持つてゐる教師と授業手 (shop foreman) とに廻送して參考に供するのである。

相談役はこれからの訓練のために施設に於て與へらるべき職業上の幾多の便宜についてボーイと相談するのである。でき得る場合には、いつでも、洗濯のような容易い仕事をよさして、彼等の才能を發揮し、實際生活の役に立つ仕事を考慮してみるように勸めるのである。鑛山地方から出たボーイには農作や酪農をやれとはすゝめない。同樣に、農村からのボーイには、釋放されてから故鄕へ歸つて生活をするため農事の助けとなる智識について色々と話してやるのである。

相談役と篤と談合した後で、ボーイは施設内の工場を看て歩て、自分の働きたいと思ふショップ (工場) を選擇することを許される。施設にはボーイの習得し得る大小二十餘種の職業があるので、職業の選擇と修業についてのボーイとの談合は愼重周到でなければならないのである。此等の職業は、施設内並びに農場に於ける熟練を要しない作業から精巧な家具の製造、自動車の修繕、印刷の如き熟練を要する手工並びに機械工に至るまで、廣い範圍に及んでゐるのである。

相談役は、ボーイの智能、性癖、興味に適合した作業訓練を選擇するように助言してやるのである。作業の割當は決して終局的のものではなく、凡ての割當は訓練だと考へられてゐて、選んだワーク (作業) がうまく行かなければ、自分の能力に適した作業を見出すまで色々の作業へ移して試みらるゝのである。

ボーイズの職業訓練のために、この施設には次の多種の作業が營まれてゐる。卽ち

(一)農業、(二)酪農、(三)溫室栽培、(四)洗濯、(五)パン燒き、(六)料理、(七)動力室の作業、(八)煖房、(九)製靴、(十)仕上未濟の裁縫、(十一)塗工、(十二)木工、(十三)煉瓦積上げ、(十四)石工、(十五)銅及びブリキ細工、(十六)蛇腹(建)、(十七)漆喰塗り、(十八)鉛管製造(十九)發電作業、(二十)自動車修繕、(二十一)飾棚製作(二十二)青寫眞、(二十三)看板及びポスター製作、(二十四)粘土細工、(二十五)木材及び石材彫刻、並びに、(二十六)印刷等である。猶ほまた、ボーイズは、施設の建物の修繕新築の際には、手傳ひとして建築工事について學ぶ機會が與へられる。職業の教授は授業手 (shop instructor) の擔任する所で、いゝ加減のものでなく、基礎智識から教しへ込まれるのであつて、已に幾多の年月を經て發達して來たものである。たしかに、ハンテイングドンは、ボケーショナル・トレーニング (職業訓練) を與へることでは、數多き行刑施設の魁首だと稱して可いのである。

(C) 教育 (educational work)

教育は學務主任 (educational director) と十二人の教師の部員の手に委ねられてゐる。

普通教育は、初等、中等、並びに、高等の三つに分たれてゐる。學級はない。ボーイが勝手に科目を選んで勉强するのであつて、自分で自分の研究する科目の數を定めてをくのである。無煙炭及び有煙炭、農業其他について州立大學の助敎授の特別講義が開かれてゐる。夜間の特別のクラスは高等學校の程度のものである。公會堂があつて、其處で一週一回社會問題についての討論が行はれる。學校に於けるボーイの學業の進歩と共に正規の試驗が行はれる。業を卒へると卒業證書を受けるのである。而して、この施設を出る時には、幾何程度の學業を完了したかといふことを記載したステートメント (學業成績表) を受領するのである。これは、また、ショップ・ワーク (工場成績) についても同じである。

所長クレーナー氏は、この學校教育はステート (州) を通しての學校課程と同じにしてあるのだから、例へばボーイが玆處で與へられた第八級終了のサーテイフイケート (終了證書) を差出して、自分の原籍地の公立の中等學校 (public high school) への入學の條件を滿たし得るために、ステートの文部省 (State Department of Education) はこの施設で終了された學業に信用を置かなければならない、と信じてゐるのである。

ボーイの心理學上の研究が職業相談役によつて職業指導の方針と結びつけられると全く同じく、彼の學業成績が工場に於ける作業と職業訓練とに結びつけられるのである。工場の作業に必要だと思へば、數學を研究し、同じ工合で、讀方が必要だと思へば讀方を勉强するのであ

る。工場でむづかしい作業を撰んだ場合には、學校でこれに關する基礎智識を得るのである。かくして、心理學的研究から、職業の指導と訓練教育と、全體の施設の組織は相互に關聯してゐるのである。

この相關關係の作用の仕方は、受刑者の分類、作業の割當並びにパロール（假釋放）のため行はるゝ職員會議で其力を強めらるゝのである。收容者が施設内の生活にどんな位地を占めるか、卽ち分類に關することは、この會議で決定せらるゝのである。しかし、パロールの會議では、只だパロールの當否並びに其方案が議せらるゝのであつて、最後の決定はパロールの申請のなさるゝ州の管理委員（スッステイース）の意見にかゝるのである。

(四)

强制と壓抑の消極的な方針を棄てた施設が、自修と生長のコンストラクテイブ（建成的）な新しい方針を取つて進んだのは、極めて自然なことである。收容せられた少年の自修生長の結果としての進歩改善は報賞と特權とで本人にはつきりと具體的なものとなつてくるのである。之れに反して、少年が後戻りして行狀も成績も惡くなれば、一度與へられた特權も奪はるゝのである。體刑は斷じて行はれない。特に行狀佳良のものは名譽區（honor section）に住することを許される。初めての進級は、改造されたセル・ブロック（房棟）であるD區（section D）で、最後の段階がE區で、これは、この文の始めに述べた壁外に張り出した新しいセクションである。初めの三ケ月を譴責を受けずに過したボーイには青色のユニホーム（制服）が與へられる。服裝も特權の一つなのである。ワイシヤツとか、アイロンをかけたシヤツも、行狀佳良のものにとつて別な褒賞とせられてゐる。ボーイがユニホームを着けることになると、同時に「爲遂げた」（"made good"）ボーイを表旌するこの學校の特別の徽章である「キーストーン」（樞石）を帶ぶることを許されるのである。（註――米國獨立前の十三州中で其位置第七位卽十三州の中央であつたために、ペンシルバニヤ州を一種の誇りを以て「キーストーン・ステート」と呼むだもので、この稱呼の意を汲んで「キーストーン」をこの少年矯正施設の徽章としたのである）。

今や、この施設では、箇別處遇（インデイビヂユアリゼーション）のプログラムの最後の決定的の手段として、ケース・ワーク（case work――受刑者についての個別的身元調査と世話で、社會事業（ソーシアルワーク）の一科である）の事務を監督指導するため、一人の

專門のソーシアル・ワーカー（社會事業家）を備ひ入れる準備中で、已に州の管理委員（ボード）の認可を得てゐるのである。

この施設の當事者は、少年の社會復活を主たる目的とすると共に、人事の相依り相關する所の極めて深く且つ大なるものあるを知つて、この認識の上に處遇のプログラムを樹立したのであるから、ソーシアル・ワーカーは單に一個のソーシアル・インベステイゲーター（社會調査家）、であつてはならないもので、施設に在る間も出てからも、少年の一身上の問題の解決に助力を與へ、生活上の設計を立案させて、ボーイと施設との間に確かな關係を樹立させるといふ、ソーシアル・ワーカー本來の職能をつくせしむることになつてゐるのである。

以上述べ來つた通り、心理學的研究、職業訓練、教育並びに、之に次ぐに、ケース・ワークを以てするのが、ハンテイングドンに展開せられてゐる新しい處遇のプログラムで、これについて多大の興味を有つてゐる州のデパートメント・オブ・ウエルフエア（Department of (Public) Welfare――福利省とも呼ぶべきか。慈善、感化矯正並びに行刑に關する州の政務を管掌する一省の名で、アメリカには此の稱呼を用うるステートがかなりある）の周到なる協力を得て立案されたものである。

或るピーノロヂストは、我がアメリカのプリズンについて、プリズンは「タツフ・シング」（"tough thing"――手に負へない代物）だ、と曰つたことがある。ハンテイングドンは、其期する目的に達し得たとは、さら〳〵思つてはゐないが、とにもかくにも、それは、古い施設に新しい精神を導き入れて、かくして、箇の「タツフ・シング」をして壁内に在るもの、求めてゐる所に應ずることのできる一箇のインステイテユウシヨン（施設）たらしめたのである。彼等を强制して無理にも施設の規則に從はしめんとする古いやり方とは全くちがつてゐるのである。是れが、ハンテイングドンに於ける「ニユウ・スピリツト」（新精神）なのである。

わがアメリカを通じて、大小の立派な新しいビルデイングを以つて、古いうす暗いプリズンに代らしめんとする國民的なプリズン・リホームについての興味も、結構な事ではあるが、若し、同時に、ハンテイングドンに於ける古い施設に魂を入れた箇の精神を其中に導き入れるのでなければ、此等の新しいビルデイングの中へ送り込んだ人間に賢明にして建設的處遇を完ふせんとする我々の努力も役には立たないことであらう。

Prison Journal, October, 1933.

刑政第47巻第3号
矯正図書館

海外時報

假釋放（パロール）の原則

アメリカン・パロール・アソシエーション宣言發表

一九三三年十月九日、米合衆國ニユウ・ヂヤーシー州アトランテイツク・シテイに開催せられたアメリカン・パロール・アソシエーション（全米假釋放協會）の大會で、次に掲くるパロール（假釋放）に關する原則の宣言が採用された。この宣言（デクラレーション）は、この協會の委員が討議用として作製した假りの宣言を大會に於ける州（ステート）のボード・オブ・パロール（Board of Parole 委員組織の假釋放局）パロール・コムミツショナー（Parole commissioners＝假釋放監督長官）、スウパービザー（supervisors＝假釋放監督官）、並びに、刑務所附（インスティテユウシヨナル）及び出先（フイールド）假釋放係（institutional and field parole agent）の列席した會議で討議修正の後可決したものである。右の協會の起草委員の顏觸れは、シカゴのノースウエスターン大學教授アンドリユウ・ブルース、シカゴ大學教授イー・エチ・サザーランド、ノース・カロライナ州デユウク大學教授ヂヤステイン・ミラー、ニユウ・ヨーク州假釋放執行長官フレツド・モーラン、ニユウ・ヂヤーシー州行刑局假釋放課長ウインスロツプ・レーン、ニユウ・ヨーク市ウイメンス・プリズン・アソシエーションのポーエル女史、合衆國政府行刑局假釋放課長レー・ハツフ等である。

原則宣言（Declaration of Principles）

(1) 法律上の意義に於て、パロール（假釋放）とは、監視（スウパービジヨン）を附して矯正施設又は行刑施設から條件附で釋放することである。

執行其宜を得たパロールは、恩典でもなく寬大な處置でもないのである。根本的に言ふと、犯人を釋放するのには二つの方法がある。一つは、釋放後何等監視を付せず、完全に決定的に釋放するのと、二つには、犯人が釋放の條件に違犯し又は更らに犯罪を行つた場合に、再び施設に收容するといふ權限を留保して、監視を付して條件附で釋放するのである。吾人はこの第二の方法を以て一層充實せる社會防衛の手段なりとなすものである。パロールは、犯人が行刑施設に入つた時から、或は其以前

さへから始まつた犯人處遇の手續の一部をなすもので、施設のドーアを越へて國家の權力の延長したものである。パロールの期間は、施設に於ける異常な人爲的な生活から社會に於けるノーマルな生活へ入つて行く途中の監督と整理の期間である。かういふ見解からすると、パロールは本來犯人の一身を考慮した結果に出でたものではなく、法を犯したものの改善復活によりて社會の防衛を全ふせんとする慮に出でたものである。この目的のためには、パロールの執行は、社會に於けるあらゆる手段方法を利用し且つこれと協力し、同時に、犯罪の防止と累犯の減少を志してゐるものである。

慈惠の意味からしても、プロベーション（保護觀察）とパロールとは區別せられ得るのである。プロベーションは、刑務所へ收容して刑を執行する代りに、其まゝ社會に置いて監視を加へるといふ犯人處遇の一形式である。之に反して、パロールは、已に刑務所に於て刑期の全部又は其一部を完了した者に適用さるゝのである。

(2) 行刑施設に於ける犯人の生活並びにかゝる施設の管理經營とは利害關係上パロールに影響する所大なるものあるを慮り、玆處に、アメリカン・パロール・アソシエーションは、一九三〇年の大會に於てアメリカン・プリズン・アソシエーションの修正確認せる以下掲くる所のパロール原則宣言に裏書するものである。

(3) 矯正行刑兩施設を去る凡ての犯人は・パロールの方法により釋放せられなければならない。恩免（パードン）せられたるもの、裁判所によりて宣告を取消されたるもの、又は、其他例外の又は豫知せられざりし事情により施設を出るもの、場合は固より是を除き、パロール以外に他の方法による釋放があつてはならない。是非共犯人にとつても社會にとつても、整理と監督の或る期間の存することが望ましいからで、犯人は已れに與へらるゝ助力により利する所あり、社會はかゝる助力と、且つは、パロールの義務違犯の場合に犯人を再び收監する權限の留保とによつて自ら守るの利便の存するがためである。是に於てかパロールに付せらるゝものが長い間の犯罪履歷を有つてゐるか又は短いものであるか、或は、其者が常習犯人であるかないか、或は、其者の受けた最も近い有罪判決が重いものであるか輕いものであるか、或は、其者の性格が安定してゐるかゐないか、といふことは、全く區別することを要しないのであつて、此等の事項は、刑務所に於ける其者の成績記錄と共に、施設を去つた後監視を付すべきであるか否かといふ疑問に答ふる上に重要なものではな

い。犯人が施設を去ることになつたならば――玆處では或る種の犯人に永久拘禁を科する場合は考へてゐない――、パロールの執行及び其條件は須らく直ちに適用せらるべきである。これは、不定期刑に服するものにも固定刑に服するものにもいづれについても誤りのない正しいことである。固定刑を受けるものについては、社會生活の條件の下で監視と指導とを受くる或る期間が置かれうるように、刑期滿了以前に彼等を釋放するあらゆる機會を利用すべきである。

(4) 是に於て、パロールのために受刑者を撰擇するといふことは、畢竟するに釋放が受刑者にとつて最も便利であり有利である時期を撰むといふことになるのである。何人がパロールせらるべきか、はたまた、何人がパロールせらるべからざるか、といふことを決定する問題ではないのである。

單に假釋放の引受人のないために、さもなければ假釋放されて然るべきものを、いつまでも拘禁してをくのは、受刑者に對して不正である。地方のパロール・ボード(假釋放局)でこの義務を荷ふことができなければ、友人も親戚もない受刑者の假釋放を引受ける機關の設立を促すべきである。

(6) パロールの準備は、犯人が刑務所へ來た瞬間から始まるべきである。パロールに犯人を合格させるようにするのは、其施設の管理の局に當るもの〻初めから計畫的に立てた方針の一部でなければならない。この事は、できうる限り受刑者を外部の勤勞生活に準備してやることを意味するばかりでなく、パロールの期間中己れの義務を果たさせ好機會を摑ませるために、施設中に在る間本人に適した特殊の教育訓練が望ましいからである。

(7) 施設に在る間の教育と社會的訓練の重要なことは今更言ふまでもない。パロールの成功するしないは、大部分、壁内に在つた間、受刑者に起つた所のものの如何に依て存するのである。であるから、施設で受刑者の健康と態度に必要な變化を起させるために極力努めなければならないといふことが、滿足なパロール・ワークを得るための先決條件である。これは、各受刑者の性格を愼重に研究し、受刑者の内に潛んだ能力を振ひ起させるために、醫療、教育、宗教、心理學、精神病學、遊技、職業訓練並びにソーシアル・ワークの如き部門で利用し得べきあらゆる手段を用ふることなのである。收容者の施設内の生活は愼重に設計せられなければならない。受刑者の進歩は斷えずこれを記錄し、必要なだけの變化はできうる

限り所内の生活に與へられなければならない。犯人を拘禁して社會が得る所ありとすれば、受刑者の習慣態度並びに行狀に改まる所があつた點に存するのである。

(8) パロールの準備の中には、犯人の家族の狀況及び家族との關係を研究し、及び、犯人の拘禁中必要とせられる助力即ちソーシアル・サービス(世話)を家族へまで推し及ぼすといふことも含んでゐるのである。この努力を致すには、適當な社會團體の協力が必要であつて、これは、結局犯人の監視の責任を有つ假釋放局又は刑務所にふりかゝる義務である。

(9) 凡てのパロールの執行方法の進展に在つては、受刑者は其中の活動の主體でなければならない。自身並びに家族の福利に關する所の大なる凡てのプログラムの遂行には自ら進んで協力者となるのでなければならない。この目的のためには、受刑者は拘禁中屢〻家族の狀況と時々起る問題について報告を受け、相談にあづからなければならない。受刑者の心を紛亂せしむるような外部からの影響を防ぐために、又は、施設の管理規則に一層從順ならしむるために(又は其他の目的で)、かゝる事項について受刑者を無視して關知せしめないのは、却て釋放に當つて彼を待ち設けてゐたことの分明になる生路の眞相に面して怖れしめない準備に重大な支障を來すものである。假釋放の審議の時期は自動的にやつて來べきものでしかも、各受刑者の在所中余りに間隔の遠くない時期にやつて來なければならない。この事は、作業の割當の變更とか、所内の學校への出席とかいふ問題と同じく、受刑者の處遇に必要缺くべからざる手續の一つたるべきである。受刑者のパロールの審議のある以前に、受刑者自身から進んでパロールの申請をしなければならないような場合が存在してはならないのである。

(10) 假釋放に恰好な時期を撰ぶには、次のような主たる問題を考慮してかゝらなければならない。即ち其施設は受刑者に對して爲し能ふ凡ての事を仕遂げたか、受刑者の自己の問題難事に對する心持と態度とは、更らに長く彼をして施設に留らしむることを以て利となすか將た又た不利となすか、適當な環境が外部で彼を待つてゐるだらうか、若し、一層恰好なる環境の生ずるを待つために、更らに長く拘禁せられてゐたならば、已に完成せられた有利な處遇中の効果が失はれずに保たれるだらうか、といふような問題である。

(11) 或る受刑者の假釋放の審議せらるゝ會合は内密の腹心を披いたものでなければならない。原則として、か

かる手續に直接の職務上の興味を有つてゐる人だけが列席すべきものである。辯護士とか、友人とか、親戚とか、政黨員だとかいふ利害關係のある人達からのパロールの贊否兩樣の口頭の辯論は、この席からは除外されなければならぬ。しかし、假釋放審議の局に當るものは證人を召喚し證言を求むる權限を有つてゐなければならない。かゝる審議の席に新聞記者は一切出入させてはならない。受刑者並びに其家族は新聞紙に利用されないように保護さるべきである。審議に關する新聞紙の報道は嚴禁である。

(12) 受刑者の入つて行く環境を愼重に準備してをくことが釋放の必要條件で、周到な監視には缺くことのできないものである。これは、犯人の家庭にしろ、又は其他の場所にしろ、健全な生活狀態、復活のできる見込の十分な近隣界隈、職業に就き、又は必要ならば、學校に入れる機會、できることなれば、直ぐとやつてくる經濟上の困難の期間に備える用意、並びに、犯人の直接に接觸することになる人々の理解と援助等かういふような環境が準備されてゐなければならないのである。猶ほまた、地方の警察官吏及び法律執行官吏の側で、疑惑、迫害又は報復といふような不必要な態度を取らないことが大切である。

(13) 監視官吏又は機關は、犯人自身同樣犯人の家族をも預り物と心得てゐなければならない。假釋放を許された犯人の監視は、社會事業の方でいふケース・ワークの一分科であつて、概して右のワークと同じ方法を用ひ、高級な家族保護の社會團體の有つてゐるものと同じき社會事業の專門の標準智識で保證されてゐなければならない。

(14) パロール・オフィサー (parole officer—假釋放監視官吏) は、男子であつても、女子であつても、實際の現場の監視官吏 (field agent) でなければならない。といふのは、この官吏は、自分に託せられた假釋放者 (parolee) のやつてゐることについては報告に賴らずに、自分で犯人の家庭へ出掛けて行つて、本人の習慣はどうか、交遊する人達はどんな人間か、どんな條件の下で働いてゐるか、閑暇時間をどんな風に費してゐるか——而して、凡て犯人本人の福利のための建設的なプランに必要な事物を一々親しく知悉してゐなければならないと、いふことになるのである。このオフィサーは、理解と同情のある犯人の友人で、必要とあれば、いつでも彼の利益のためにあらゆる手段を示唆してやる準備を有つてゐなければならない。而して、其の監視は、建設的

で、犯人の信賴を促すに足るもので、安りに疑ひ安りに苦しめるような態度は努めて之を避けなければならない。同時に、彼は、必要とあれば、再び行刑處遇を受けさせるため刑務所へつき戻すことを敢てする覺悟で、嚴重に犯人を訓練しなければならない。

(15) 監視の第一の目的は、共同生活の責任を分擔し且つ法を遵守し、社會に取つては有用な、同時に、本人自身も幸福な社會の一員として犯人を復活せしむるに在る。十分其名に恥ぢない監視といふものは、見た所次の二つの主たる形相を具へてゐるのである。卽ち、(一)は、犯人の上にオフィサー自身の親しい指導と感化の加つてゐること、(二)は、犯人の復活並びに家族の福利のために社會團體の力を巧みに利用してゐること、是の二つである。これがためには、愼重な設計按排が必要で、犯人がこの按排立案に自身與かつてゐなければならない。パロール・オフィサーは、職業をみつけるのに助力をし、家族の內部又は其他の關係に存する色々の面倒を円滑に解決してやらなければならない。オフィサー並びに其上司のものは、假釋放者の生活してゐる社會の事情を知悉してゐなければならない。彼等は、また、パロリー (假釋放者) に助力することを得る公私團體の事情に通曉してをり、できれば其のサービスを利用しなければならない。公私の團體といふのは、健康增進のための機關、診療所、修養團體、社會事業機關、種々のクラブ、宗教上の團體、其他を包含するのである。州及び合衆國政府所屬の施設も役に立つものである。パロール・オフィサーの職務は此等の機關のサービスを求めてよく之を調和按排することである。かゝる機關は、いつなりとも喜んで其力を借してやらなければならない。

(16) 以上の任務を遂行するためには、高級の職員が必要である。パロール・オフィサーたるものは、人間の行動習慣を感化する方法についての智識とかゝる智識を驅使し易からしむる性格とを具へてゐて、其上で、ケース・ワークに熟練してゐなければならない。十分の教育を具へ、心性正しく、堅忍不拔の精神を有つてゐなければならない。オフィサーの上官たるものは、只だに部下を統御するの才のみでなく、兼ねて專門智識としてのケース・ワークに熟練してゐる人物でなければならない。パロールを擔當する職員は十分の監視を保證するに足るだけの員數を具備してゐなければならない。職員の組織を貫いて、學校の教師の間に見出さるゝそれに等しい專門の職業精神が漲つてゐなければならない。職員の選擇には政

治の干與があつてはならない。

(17) たとへ、パロールの期間中どんな違犯のあつた場合でも、法規で再入所を命ずることを假釋放當局官憲の義務としてはならない。この問題は、支障のない限りできるだけ廣い範圍で、監視擔當職員の自由裁量に委ねてをくべきである。

(18) 行刑施設の管理と假釋放後の監視と兩つながら、いかに十分に行き屆いたものであるにせよ、犯人が施設を後にする瞬間が極めて重大なのであつて、急激な生活狀況の變化は時として危險であることがあるのである。是の故に、吾人は、施設からの釋放を逐序的にし、刑期終了間際になれば、晝間出所させて夜間歸所せしめ、時には、長期間出所さしてをくといふ現在二三の國々で行はれてゐる新しい試みを研究することを勸めたいのである。これは、已に長く入所してゐる受刑者の場合に特に試みて其用の大なるものあるを思ふのである。

(19) パロールの實務を改良し、犯罪に關する一般智識を增加せしむるため、パロールの監視實務には常に不斷の研究調査が伴はなければならない。州立其他の大學の研究室職員は社會の奉仕者として、この任務に力を致さなければならない。

(了)

リンチング・レコード

米國アラバマ州のタスクヂー學院（黑人教育の學校）の調査部の發表した記錄によると、一九三三年の最初の六ケ月間に、合衆國には六件のリンチング（私刑）があつた。前年の最初の六ケ月の件數五よりは一件多く、十年前の一九二三年には、其の最初の六ケ月に、十五人がリンチされたのであつた。

尙ほ、一九三三年の最初の六ケ月には、危くリンチされかけて官憲の手で防遏された實例が十四件あつて、內三件は北部の州で、十一件は南部の州で起つてゐる。

今年の最初の六ケ月にリンチされた六人の內、二人は白人で四人は黑人であつた。犯罪としては、强姦一、殺人四、不明のもの一件である。リンチングの起つた州と、各州に於ける件數は、ヂオージア州一（北部）、ルイシアナ州二（南部）、テンネツシー州二（北）、テキサス州一（南）である。

Journal of Criminal Law and Criminology, September–October, 1933.

Journal of Criminal Law and Criminology
November-December, 1933.

恩赦の大詔渙發せらる

皇太子殿下御降誕に當り御慶福の大御心を洽く囹圄の民草並に一般刑餘者にまで頒たせ給ふため、皇紀二千五百九十四年の意義深き建國の佳辰たる紀元節を卜して、畏くも優渥なる恩赦の大詔を渙發あらせられ、同時に減刑、復權、懲戒免除等に關する勅令、皇室令、軍令等一切の關係法令が官報號外を以て發布された。聖恩の鴻大なる寔に有難き極みと申さねばならぬ。

而してこの有難き恩典に浴するもの、全國を通じては數萬に上る見込であるが、本號締切までには未だその詳報に接することが出來ないので、玆にはたゞ詔書並に關係諸令のみを揭げる。

詔書

朕皇太子明仁親王ノ誕生ヲ懌ビ遍ク其ノ慶ヲ同クセムコトヲ念ヒ紀元ノ佳節ニ方リテ特ニ有司ニ命シ恩赦ノ事ヲ行ハシム百僚有衆其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

減刑令

勅令第十九號

第一條　昭和九年二月十一日前刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニシテ其ノ刑ノ執行前、執行猶豫中、執行中、執行停止中又ハ假出獄中ノモノハ本令ニ依リ其ノ刑ヲ減輕ス但シ其ノ執行ヲ遁ル、者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　死刑ハ之ヲ無期懲役トス

第三條　無期懲役ハ之ヲ二十年ノ有期懲役トシ無期禁錮ハ之ヲ二十年ノ有期禁錮トス但シ昭和九年二月十一日ニ於テ七十歲以上ノ者及犯時十六歲未滿ノ者ニ付テハ之ヲ十五年ノ懲役又ハ禁錮トス

第四條　有期ノ懲役又ハ禁錮ニ付テハ左ノ例ニ依リ刑期ヲ變更ス

一　刑ノ執行ヲ始メザル者ニ付テハ刑期ノ四分ノ一ヲ減ズ

二　刑ノ執行ヲ始メタル者ニ付テハ殘刑期ノ二分ノ一ヲ減ズ但シ刑ノ執行ガ刑期ノ二分ノ一ニ至ラザル者ニ付テハ前號ノ例ニ依ル

三　昭和九年二月十一日ニ於テ七十歲以上ノ者及犯時十六歲未滿ノ者ニ付テハ前二號ノ例ニ依ラズ刑期ノ三分ノ一ヲ減ズ

短期ト長期トヲ定メテ言渡シタル刑ニ付テハ短期及長期ニ付前項ノ例ニ依ル但シ犯時十六歲以上ノ者ニシテ短期ヲ經過シタルモノニ付テハ長期ニ付前項第二號ノ例ニ依ル

前二項ノ計算ヲ爲スニ當リ年、月又ハ日ノ端數ヲ生ズルトキハ一年ハ之ヲ十二月、一月ハ之ヲ三十日トシ日ノ端數ハ之ヲ

矯正図書館

除棄ス

第五條　左ニ揭グル罪ニ付テハ其ノ刑ヲ減輕セズ

一　刑法第七十三條及第七十五條ノ罪

二　刑法第百八條ノ罪及其ノ未遂罪

三　刑法第百四十八條ノ罪及其ノ未遂罪

四　刑法第百八十一條ノ罪

五　刑法第二百條ノ罪及其ノ未遂罪

六　自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタル刑法第二百四條ノ罪

七　刑法第二百五條第二項ノ罪

八　刑法第二百十八條第二項ノ罪及其ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

九　刑法第二百二十條第二項ノ罪及其ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

十　刑法第二百三十六條、第二百三十八條若ハ第二百三十九條ノ罪又ハ其ノ未遂罪（但シ前ニ强盜又ハ竊盜ノ行爲ニ因リ刑ニ處セラレタル者ニ限ル）

十一　刑法第二百四十條ノ罪及第二百四十一條ノ罪竝ニ其ノ未遂罪

十二　前各號ニ揭グル罪ト性質ヲ同ジクスル舊法ノ罪

十三　軍機保護法第一條及至第三條ノ罪及其ノ未遂罪

十四　朝鮮、台灣、關東州又ハ南洋群島ニ行ハルヽ法令ノ罪ニシテ前各號ニ揭グル罪ニ付テハ其ノ刑ヲ減輕セズ

第六條　併合罪ニ付併合シテ一個ノ刑ノ言渡アリタル場合ニ於テ其ノ併合罪中前條ニ揭グル罪アルトキハ減刑ヲ爲サズ

前條ニ揭ゲザル罪名ニ觸ルヽ行爲ニシテ同時ニ前條ニ揭グル罪名ニ觸ルヽトキ又ハ前條ニ揭グル罪ノ手段又ハ結果タルトキ亦前項ニ同ジ

第七條　前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和九年二月十一日前十五年以內ニ恩赦ヲ得其ノ後七年以內ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ付テハ其ノ刑ヲ減輕セズ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

復權令

勅令第二十號

第一條　罰金以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル爲資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ昭和九年二月十一日ノ前日迄ニ十年以上ヲ經過シタルモノハ復權ス但シ大正十三年二月十一日以後ニ再ビ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　十八歲未滿ノ時罪ヲ犯シ死刑又ハ無期刑ニ非ザル刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和九年二月十一日ノ前日迄ニ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タルモノハ其ノ刑ニ處セラレタル爲喪失シ又ハ停止セラレタル資格ニ付復權ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官吏、官吏待遇者等ノ懲戒及懲罰ノ免除ニ關スル件

勅令第二十一號

官吏又ハ官吏待遇者ニシテ昭和九年二月十一日前ノ所爲ニ付懲戒又ハ懲罰ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シテハ將來ニ向テ其ノ懲戒又ハ懲罰ヲ免除ス未ダ處分ヲ受ケザル者ニ對シテハ懲戒又ハ懲罰ヲ行ハズ

陸軍懲罰令又ハ海軍懲罰令ノ適用ヲ受クル者亦前項ニ同ジ

懲戒又ハ懲罰ニ基ク既成ノ效果ハ免除ニ因リ變更セラルヽコトナシ

停職中ノ陸海軍軍人ニシテ其ノ停職ヲ免除セラレタル者ハ待命トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

出納官吏等ノ辨償責任ノ免除ニ關スル件

勅令第二十五號

出納官吏又ハ出納員ノ辨償責任ニ基ク債務ニシテ昭和九年二月十一日前ニ於ケル事由ニ因ルモノハ將來ニ向テ之ヲ免除ス但シ犯罪行爲ニ因ル本人ノ債務ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

恩赦ニ關スル司法省訓令

司法省訓令第一號

檢事局
少年審判所
矯正院
刑務所
少年刑務所

茲ニ　紀元ノ佳節ニ當リ　皇太子殿下御降誕ノ御慶福ヲ遍ク頒タセラルヽ爲長クモ　詔書ヲ發シ　恩赦ノ殊典ヲ行ハセ給フ

聖恩洪大覆載セザル所ナシ　松吉　奉行ノ任ニ膺リ感激措ク能ハズ鞠躬盡瘁以テ　聖慮ニ奉對セムコトヲ期ス司法司獄ノ職ニ在ル者克ク此ノ意ヲ體シ減刑令、復權令ニ該當スル者ハ皆其ノ德澤ニ霑洽セシメ敢テ一人ノ遺佚スルモノアラシムベカラズ而シテ赦宥ノ　恩澤ヲ被リタル者ニ對シテハ懇ニ戒飭訓誨ヲ加ヘ又必要ナル保護ヲ講ジテ改過自新ノ道ヲ啓カシメ國憲ヲ重ジ國法ニ遵フノ念ヲ鞏クシ斷ジテ再ビ刑辟ニ觸ルルガ如キコトナク將來

永ク忠良ノ民ト爲リ　聖慈ノ宏深ナルヲ感戴シテ　皇恩ノ万一ニ報ユル所アラシムベシ此ノ如キハ獨リ恩赦ニ浴シタル者ノ幸福ナルノミナラズ億兆ヲシテ倍々　聖德ノ無窮ナルヲ欽仰セシメ且累犯ヲ芟除スルニ於テ其ノ效頗ル大ナルモノアルベシ局ニ當ル者宜シク夙夜勵精シテ以テ斯ノ隆典ヲシテ克ク其ノ終アラシムルコトニ努ムベシ

昭和九年二月十一日

司法大臣　小山松吉

有馬、留岡兩先覺の訃

元豐多摩刑務所長有馬四郎助氏は二月四日午後零時二十分頃千葉刑務所に於て講演を終はり雜談中、突如腦溢血に襲はれ溘焉として逝去せられた。しかも故有馬氏と四十餘年間水魚の交はりを結んで助け合ひつゝ社會事業に盡して來られた巢鴨家庭學校名譽校長留岡幸助氏も、三年前に倒れた腦溢血が急變して六日朝遂に長逝せられた。我が國社會事業界の先驅者として、幾多美しい友情の美話を遺された兩氏が、殆んど日を同じうして不歸の客となられた事はまた不思議なる結緣と云はねばならぬ。

有馬、留岡の兩氏が心の友を契られたのは明治二十四年のことであつた。同志社の神學校を卒業した若き留岡氏が囚人敎化を志して遙々北海道空知集治監の敎誨師となられた時、有馬氏はそこの看守長であつた。同年輩の兩氏は、囚人敎化については有馬氏が兄となり、信仰敎育においては留岡氏が兄となつて、間もなく留岡氏が靈南坂敎會の牧師の時、有馬氏も洗禮を受けることゝなつた。信仰にも結ばれた兩氏は、留岡氏が明治三十二年不良少年感化敎育を目ざして巢鴨に家庭學校を開く時、有馬氏は理事として盡力、十年の後には有馬氏が留岡氏にならつて、今度は不良少女敎化を目的に神奈川縣程ケ谷に家庭學園を開設、勿論留岡氏はなくてはならない理事であつた。以後留岡氏は北海道に分校を開らき、あらゆる努力を以て社會事業に盡瘁、幾度か表彰を受けらるゝ間に、一方有馬氏は典獄として横濱、神戸、小菅と勤務、昭和二年豐多摩刑務所長となつて受刑者の信望を一身に集め、勅任待遇の榮譽を受けらるゝに至つた。その頃寄る年波に胃腸の弱い有馬氏は幾度か危篤に陷り、その度に留岡氏は「有馬の死に水はおれがとつてやる」と云つて居られたが、昭和六年七月、その留岡氏が家庭學校に

おいて腦溢血に倒れ、再び起てぬ病床に臥せらるゝに至つた。そして、有馬氏は却つて健康を回復、昨年の如きは七十歳の老體を提げて全國の刑務所を講演に歩かれた。今度も「とう〳〵留岡の葬儀をするか」と、三日の晝も府下烏山の留岡邸を見舞ひ、その足で千葉刑務所の講演に出かけ、「明朝早くまた來る」との言葉に背いて忽然不歸の客となられたのであつた。寔に最後まで美しく飾られた社會事業の功勞者二人の結ばれた人生であつた。

さればその葬儀についても關係者は兩氏生前の親交を思ひ、家庭學校葬として、二月九日を以て青山會館に合同葬儀を執行せられた。會葬するもの二千名、德富蘇峰、床次竹二郎、山室軍平、山岡萬之助の諸氏交々起つて兩故人の德を讃へ、近來稀れに見る盛儀であつた。

有馬四郎助氏略歷

有馬四郎助氏は元治元年二月二日を以て鹿兒島縣に生れ、明治十九年十二月北海道集治監看守長を拜命し、始めて我が刑務界の人となられた。爾來四十有餘年間或は埼玉に、巢鴨に、市谷に、或は神奈川に、神戸に、横濱に、更に小菅に、豐多摩に刑務所長として歷任し、隨處に令名を馳せ且つ具さに事々匪躬の忱を盡された。而も終始一貫受刑者を視ること赤子の如く、其の情を想ふて戚焉として斯心の傷むを覺え、受刑者亦氏を仰ぐこと慈父の如く、其の德に感悅して煥然として斯心の善に興るを見た。此の如きは實に天生の慈腸と基督敎徒としての不退轉の信仰を有する氏の如きにして始めて爲し得るところ、寔に氏に於ては刑は敎を輔くるの具、敎は性に復するの道、もし我國行刑の昧爽期に於て尙且つ今日の所謂敎育刑の實踐的先覺者を繹ね得べしとせば、氏の如きは恐らくその最も有力なる一人でなければならぬ。

明治三十九年六月氏は官職に執掌する傍ら獨力を以て横濱に財團法人幼年保護會を設置し、同會の事業として家庭學園並に力行社を經營し童女孤幼の敎化扶掖に盡瘁努力し、更に家庭學校及び親隣館の理事として各般の社會事業に對し獻身的奉仕を捧げられた。

昭和四年官を辭せらるゝや氏は餘生を擧げて不良兒並に釋放者の保護事業に沒頭せんと堅く決意し、曩に老軀を提げて米國に渡航し、歸朝後は更に南船北馬殆んど全國の津々浦々を行脚し或は講演に或は敎化に一日として席暖まるの遑がなかつた。而して今千葉刑務所に於て最後の敎誨を試みその敎誨を以て倒る。命や悲しむべしと雖も而かも聖戰の使徒としてその最適の死處を得られたること寧ろ健羨に堪へざる處である。

留岡幸助氏略譜

元治元年
三月四日岡山縣高梁町に生る。父を吉出萬吉といふ。襁褓にして同町南町留岡金助及妻勝子の養ふ所となる。
明治二十一年(二十五歳)
三月同志社神學校を卒業し、京都府丹波第一基督教會牧師に就任す。
明治二十四年(二十八歳)
三月京都府園部町丹波教會を辭し、北海道空知に赴く。五月教誨師に任じ、北海道空知集治監勤務を命ぜらる。
明治二十七年(三十一歳)
五月監獄學研究並に獄事視察の目的を以て米國に遊學す。二十九年五月歸朝。
明治三十一年(三十五歳)
九月教誨師を命ぜられ、巢鴨監獄第一課に勤務す。
明治三十二年(三十六歳)
五月警察監獄學校教授に任ぜらる。
十一月東京府北豐島郡巢鴨村字巢鴨二六一七番地(現稱豐島區西巢鴨二丁目)に家庭學校を創立す。
明治三十四年(三十八歳)
六月不良少年の感化設備其他救貧實況、救濟事業取調の爲め東京府、神奈川縣へ出張を命ぜらる。爾來十數年に亘りて出張相繼ぎ、鮮滿地方に及ぶまで殆と足蹟の印せざる處なし。
明治三十九年(四十三歳)
七月家庭學校の組織を改めて財團法人となし、校長を以て理事長を兼ぬ。
大正三年(五十一歳)
三月依願內務省囑託を解かる。專心感化農場の經營に當らんとてなり。
八月北海道北見國社名淵に家庭學校分校及農場を創設す。
大正五年(五十三歳)
十一月北海道北見國白瀧に第二農場を創設す。
大正十二年(六十歳)
一月神奈川縣茅ヶ崎海岸に分校を創立す。
昭和二年(六十四歳)
六月審判所少年保護司を囑託せらる。
昭和六年(六十八歳)
七月二日再度の腦溢血に冒されまた起つ能はず。
昭和八年(七十歳)
三月烏山の新邸に移り閑地に靜養す。
昭和九年(七十一歳)
二月六日逝去。

先輩有馬君を憶ふ

印南於菟吉

斯道の先輩有馬君は逝いた。淡雪の消ゆるをも待たで終に逝つた。氏の莫逆の友留岡君と共に同年に生まれ同年、しかも僅に一日を隔て、死を共にしたことは奇緣でもあり且また兩君の共に本懷とする所であつたらう。今頃は多分共に手を携へて神の膝下に跪つき高らかに神を讃歎して居ることゝ思はれる。

先輩留岡翁に對しては色々昔話をしたり或は高見拜聽と出掛けたい數々の節を持つて居るが何分病床中の氏を煩はすことの無遠慮を惧れ爲めに遂に再會の期を失つたことは今日最も自分の痛心事とし且悲哀を感ぜざるを得ざる所であつた。且翁の溫容玉の如き性格に再び接することの出來ないことは自分計りでなしに何人も同樣に寂寞を感ずる所であつたらう。蘇峰先生の氏を評して社會の忠僕と謂つたのは如何にも適評で此一語で全く氏の全生涯を蔽うて居る。假令身は死すとも其魂魄は永く斯地に留まつて弱者不良兒の上に幸あれかしと祈つて止まない。

有馬君は監獄に終始し在官四十有餘年の長きに渉り實に先輩たるの名を辱かしめなかつた。退職後普通ならば樂隱居をする身分であり乍ら、米國に渉つて監獄及社會事業を調査する所あり、歸來不幸二豎の侵さるゝ所となつたが、氏一流の筆法で之を治癒せしめ、更に起つて日本全國の刑務所を訪問し、その得意とする能辯と熱血の信仰とを以て受刑者慰撫の任に當つた。壯なるかな、偉なるかな、終に千葉刑務所に於て昏倒したることは蓋し有馬君の爲めに其死所を得たものと謂はなければなるまい。

兎も角有馬君は凡俗の刑務官では無かつた。一頭地を抽んでゝ居る。故に刑務所長としてはビヂネッスライクでは無いが精神的に一種の理想を持つて居つた人であることは何人も否めまい。此處が或は同人諸君の意に滿たない毛嫌ひせらるゝ處でもあつたらう。自分の崇敬措かざる所も亦玆處であつた。正直に告白すれば有馬君は同僚の內には餘りに多くの交友を持たなかつた。寧ろ理想家として敬遠せられた傾であつたが自分をして言はしむれば、此行刑の聖職は普通の行政事務とは違つて、どうしても理想を有する人格に依つて支配されなければならぬ。行刑の教育である點は即ち玆に存する。教育刑たるに目覺めて始めて之を實行しつゝあつたのは蓋し有馬君ではあるまいか。能辯も亦氏の長所ではあるが恐くは之が累を成した一因とでも謂へやう。餘りに辯が善過ぎると所謂、巧言令色何とか言ふ孔子の言を思ひ出さずには居られない。

年少くして北海道に任官し當時の戒護主任として隨分彈壓的辣腕を揮つたものであるが、信仰の途に入るに迨んで斷然之を振り棄て、同胞愛を發揮し前日の態度を一變して仕舞つた所に

同君の眞髓も窺はれる。何と謂つても有馬君の華々しき官場生活は明治三十一年巢鴨典獄の時代であつたらう。氏は留岡牧師の洗禮を受けて間も無く氏を拔て巢鴨の教誨師にした。其の前年二十五六年頃迄北海道の諸集治監には原君、留岡君、水崎君松尾君等同志社出身の若手を以て教誨師としたのであつた。もと〳〵北海道全土は東本願寺が少なからぬ費用を投じ開拓殖民の業に從事して居つた土地で、監獄でも亦同派の僧侶を充當して居つたのであるが、何故か若手の基督教教誨師が任命せられた。併しこれは佛教家に採つて慥かに清涼劑の一服であつたので否寧ろ行刑の方面に在つても一大革新時期であつたのである。彈壓克服の行刑より變の行刑に移るべき曙光を玆に看出したのである。留岡君の監獄改良物を著はして米國に奔つたのは此時であつた。歸朝後、有馬君も巢鴨に轉じ玆に兩者の間に監獄界の空氣一刷新の默契が成立したと見えて留岡君を教誨師に簡拔したのであらう。其意氣や頗る壯とすべきも、時利あらず。國情民俗の西洋と異る所あるに氣付かず一途に驀進せんとする所に東本派の奮起を促がし頗る物情騒然であつた。近角常觀師等が絆を揃へて之を攻撃した。監督官廳も亦默視する能はず終に有馬君を他に榮轉せしめ武田慧宏師を巢鴨に採用して「けり」を付けたのであつた。今日になつて有馬君の當時採つた態度の善惡は言はぬが兎も角果斷決行の人であつたことを認めざるを得ぬ。また之に由りて佛教界に覺醒の機會を與へたことを喜はざるを得ない。兎角物沈滯すれば矛々を生じ易い。時々刺戟攪拌を與ふることに依つて改善せらるゝものであることを今日の教誨師諸君も能く銘記しなければなるまい。心外の賊は破り易いが心内の敵は之を剿絶せしむる上に中々困難なものである。

僕は有馬君の信仰の友で無いから其の信念に就て語るべき資格を持つて居らぬが、其道の人に聽けば隨分堅固なもので刻々精進した者だと謂ふ。同氏の性格徑路から考へ合して見て首肯かれる。曾て僕は受刑者入信の契機を論じて……勿論佛教觀に立脚して……刑政誌上に寄稿したことがあつた。間もなく有馬君から手紙が來て、君の論文は慥に拜讀した。信仰の立場は違ふが啓發する所尠なくなかつたとの讃辭を戴いたことがある。必ずしも同信の人で無ければ交訂を結ばないと云ふ偏頗な風では無いらしい。

横濱に在任すること十年内外、小田原に少年監を造つたのは慥に君の功績の一である。其の當時横濱の本監に懲治女を收容して居つた。恰も留岡君の家庭學校を興し不良少年男を收容するに際し君は女子を收容するの適切妥當を感じたものであらう。程ヶ谷に其女子部を設け默々これが事業の經營に當つたのである。僕は曾て有馬君は典獄としてよりも感化院長の方が適材適所では無いかと云ふ考を抱いて居つたのであるが、御自身も矢張同樣の感が在つたのであらう。内務省に國立感化院創設

の擧ある際、大分其方面に食指が動いて居つたが終に實現し無かつたと聽て居る。それかあらぬか自ら女子感化院を造つた。之が爲めには尠なからぬ資財と勞力を投じたことでもあらう。一方刑務所長をして居る關係上、默々として之に當らざるを得なかつた。其心事の悲壯も亦察しなければならぬ一つである。

唯一つ僕が今日に至つても遺憾に感ずるのは何故に有馬君が少年刑務所長を志ざゝ無かつたかと謂ふ事である。先輩有馬君の名望を以てして、同君の性格手腕よりして斯業に携はることは最も望ましい所であつた。俸給の低下云々のことは抑々末の問題では無いか、また方法もあらうでは無いか。

一昨年、君の重疾に罹つた際一日其病床に見舞ひ切に自重靜養を祈つた。君徐ろに口を開いて曰く、慶應病院に診察を受けたるも病源不明と稱し、學生研究の對象と爲るを惧れ爾來藥餌に親しまず、イヤ人間と謂ふ者は妙なもので理外の理あるを君知らずや、予は信仰に因つて生き得る力あるを知れり。請ふ意を安んぜよと。此言は實に君の平素の面目を發揮して居る。君には曾て之に因つて治癒したる經驗を有し居れるに僕も之に齒向ふ力もなく御座なりのツマラヌ事を言て異見を唱へた。昔から人事を盡くして天命を知ると謂はれる通り先づ人事を盡くす事が此場合最先の急務であると言つたが、默々として之には答へ無かつた。果然數ヶ月後君の言の通り快癒して再び手を握る機會を得たのを喜むだ。

二月五日の東朝紙上で君の訃報が詳細に傳へられ、愕然色を失した。君の死亡が腸胃で無くして腦溢血とは不思儀にも感じた。僕は生來酒に緣遠いが君は常に僕を戒めて寒地生活をしても決して酒を飲むなとは再三君から聞かされた言である。君は腦溢血に罹る樣な體質の所有者では無い。而かも亦それが管飽の交を訂した留岡君の重態を見舞ひ自身葬儀委員たるべきを豫言した君が早くも其日に死亡して翌朝留岡君が後を追ふと云ふに至つては如何にも奇緣と謂はざるを得ぬ。生死を共にしたことは蓋し御兩君の本懷とする所であらう。留岡君にもそうであるが有馬君に聞きたいことが一つ殘つて居つた。故マクドナルド女史の釋放者保護事業に從事した經緯を知りたいのであつた。何時でも聞かれると思ふて實は荏苒日を過した。斯ういふ事なれば早く聞て置けば善かつたと今は同君のマクドナルドを追憶する舊稿が僕の書齋の寶として篋底に殘つて居るに過ぎないことを遺憾に思ふ。さればとはに、希くは兩君の靈に光榮あれかし。

矯正図書館

治安維持法改正
法律案上程せらる

政府は前議會における衆議院の思想決議を尊重し、思想對策委員會を設けて教育、社會改善並に思想取締方策を立案せしめてゐたが、その内取締方策については現下の世相に鑑み治安維持法の根本的改正をなすとに決し、司法省において同委員會立案の要綱を基礎として成文化し、更に法制局において審査を續けてゐたが去月二十九日漸く條文の整備を完了した。依つて政府は翌三十日正午の院内閣議に付議決定の上衆議院に提出し、二月三日本會議冒頭に上程されるに至つたのである。而して今次の改正は全文七條の實體法から成る現行法を、全文五章三十八ヶ條から成る實體法並に手續法の綜合法典となさんとするもので、主要改正點は

一、國體を變革することを目的とする犯罪と、私有財産制度を否認することを目的とする犯罪との規定を、全く別條に規定したこと

二、所謂外廓團體に對する處罰規定を設けたこと

三、宣傳行爲を處罰する規定を設けたこと

四、本法第三條、第四條及び第八條の犯罪に限り——是は國體の變革及び私有財産制度を否認する犯罪である——特別の場合に於て地方裁判所檢事が被疑者に對して勾留狀を發することを得る規定を設けたこと

五、本法の罪を犯した被告事件に關しては必要ある場合に於て管轄を移轉することを得る規定を設けたこと

六、刑の執行猶豫を受けた者、又は檢事が不起訴處分を爲した者に對し、本人を保護觀察に付する規定を設けたこと

七、第三條又は第四條の犯罪に依り刑に處せられたる者に對し、保安處分として豫防拘禁の制度を設けたこと

等である。

卽ち、本改正法律案はその中に保護觀察、刑務委員會豫防拘禁等の制度の立法化を包含し、我國刑政上重要なる意義を有たんとしつゝあるものなのである。

治安維持法改正法律案

第一章　通　則

第一條　本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ刑事手續其ノ他ニ關シ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ例ニ依ル

第二條　本法ハ何人ヲ問ハズ本法施行區域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二章　罪

第三條　國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第四條　前條ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第五條　第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シ又ハ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ一年以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ヲ宣傳シタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第六條　第三條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第七條　前四條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品ヲ供與・シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ與ヘタル者又ハ情ヲ知リテ之ヲ受ケタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第八條　私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九條　前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シ又ハ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十條　第八條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十一條　前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品ヲ供與シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ與ヘタル者又ハ情ヲ知リテ之ヲ受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十二條　第三條、第四條及第八條ノ未遂罰ハ之ヲ罰ス

第十三條　本章ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減

刑又ハ免除ス

第三章　刑事手續

第十四條　第三條、第四條及第八條ノ罪ニ該ル被疑事件ニ付被疑者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ捜査上必要アリト思料スルトキハ地方裁判所ノ檢事ハ直ニ被疑者ヲ勾引スルコトヲ得

一　被疑者定リタル住居ヲ有セザルトキ

二　被疑者罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ

三　被疑者逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ

四　被疑者變名又ハ僞名ヲ使用スル疑アルトキ

第十五條　勾引シタル被疑者ハ指定ノ場所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ之ヲ訊問スベシ其ノ時間内ニ勾留狀ヲ發セザルトキハ被疑者ヲ釋放スベシ

第十六條　第十四條ノ規定ニ依リ被疑者ヲ勾引スルコトヲ得ベキ原由アルトキハ之ヲ勾留スルコトヲ得

被疑者ノ勾留ハ前條ノ規定ニ依リ被疑者ヲ訊問シタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ被疑者逃亡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條　前條ノ規定ニ依リ勾留シタル被疑者ハ檢事特ニ必要アリト思料スル場合ニ限リ之ヲ訊問スルコトヲ得

第十八條　勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ一回限之ヲ更新スルコトヲ得

第十九條　勾留ノ原因消滅シ其ノ他勾留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルトキハ速ニ被疑者ヲ釋放スベシ

第二十條　刑事訴訟法中被告人ノ勾引及勾留ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ノ勾引及勾留ニ付之ヲ準用ス但シ保釋、責付及執行停止ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條　本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對スル被告事件公判ニ付セラレタル場合ニ於テ檢事必要アリト認ムルトキハ事件ノ繫屬スル裁判所及移轉先裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ第一回公判期日ノ指定アリタル後ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ請求アリタルトキハ決定アル迄訴訟手續ヲ停止スベシ

第四章　保護觀察

第二十二條　本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合又ハ刑事訴訟法第二百七十九條ノ規定ニ依リ公訴ヲ提起セザル場合ニ於テ檢事必要アリト認ムルトキハ本人ヲ保護觀察ニ付スルコトヲ得

第二十三條　保護觀察ハ本人ヲ司法保護委員ノ觀察ニ付シ、保護者ニ引渡シ又ハ寺院、教會、保護團體、病院若ハ適當ナル者ニ委託若ハ送致シテ之ヲ爲ス

第二十四條　保護觀察ヲ行フニハ本人ノ更ニ罪ヲ犯スノ危險ヲ防止シ且本人ヲシテ正業ニ從事セシムルコトニ留意スベシ

第二十五條　司法保護委員及保護觀察ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章　豫防拘禁

第二十六條　第三條又ハ第四條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終リ釋放セラルベキ場合ニ於テ釋放後ニ於テ更ニ第三條又ハ第四條ノ罪ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ本人ヲ豫防拘禁ニ付ス

第二十七條　前條ノ規定ニ依ル豫防拘禁ノ請求ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事刑務委員會ノ議ヲ經書面ヲ以テ其ノ裁判所ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ本人ノ陳述ヲ聽キ決定ヲ爲スベシ

第二十八條　豫防拘禁ニ付スル旨ノ決定ニ對シテハ本人ヨリ即時抗告ヲ爲スコトヲ得此ノ抗告ハ裁判ノ執行ヲ停止スル效力ヲ有セズ

第二十九條　刑事訴訟法中決定及即時抗告ニ關スル規定ハ第二十七條第二項ノ決定及前條ノ即時抗告ニ付之ヲ準用ス

第三十條　豫防拘禁ニ付セラレタル者ハ監獄内ノ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ之ヲ收容シ改悛セシムル爲必要ナル處置ヲ爲スベシ

第三十一條　豫防拘禁ノ期間ハ二年トス特ニ必要アル場合ニ於テハ裁判所ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第二十七條乃至第二十九條ノ規定ハ前項ノ更新ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十二條　豫防拘禁ハ刑ノ執行終了後引續キ之ヲ執行ス

刑事訴訟法中裁判ノ執行指揮ニ關スル規定ハ前項ノ執行ニ付令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條　豫防拘禁ニ付セラレタル者其ノ執行ニ因リ著シク健康ヲ害スル虞アルトキ其ノ他重大ナル事由アルトキハ豫防拘禁ノ決定ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事ノ指揮ニ依リ豫防拘禁ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第三十四條　豫防禁拘ニ付セラレタル者逃亡シタルトキハ檢事ハ直ニ逮捕狀ヲ發シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ發セシムルコトヲ得

刑事訴訟法中逮捕狀ニ關スル規定ハ前項ノ逮捕狀ニ付之ヲ準用ス

第三十五條　豫防拘禁ニ付セラレタル者收容後其ノ必要ナキニ至リタルトキハ行政官廳ノ處分ヲ以テ退所セシムベシ

前項ノ處分ヲ爲スニハ刑務委員會ノ議ヲ經ベシ

第三十六條　刑務委員會及豫防拘禁ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

第三十七條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條　本法ハ本法施行前從前ノ規定ニ定メタル罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ改正規定ニ定ムル刑ガ從前ノ規定ニ定メタル刑ニ依リ處斷ス

豫防拘禁ニ關スル規定ハ從前ノ第一條第一項ノ罪ニ付本法施行前刑ニ處セラレタル者ニ亦之ヲ適用ス

第三十九條　本法ニ於テ地方裁判所ノ檢事トアルハ朝鮮ニ於テハ地方法院ノ檢事トス

刑政第47巻第3号
矯正図書館

日本精神と惟神の道（下）

文學博士　田　中　義　能

（五）

だが理想といふものは元をいへば個人々々のものである。個人の頭に宿り、個人がこれを實現するものである。それ故に嚴密にいへば、理想は個人々々でみな多少ちがふわけである。遺傳、境遇、教育の三者の關係によつてそれ〴〵にちがつてゐるわけである。甲が理想とするところのもの、必ずしも乙の理想ではない。これを理想の主觀性といふ。けれども前にもいふ如く、個人の集合體である一つの民族若くは國家はこれを一人の巨人とも見做すことが出來る。そしてこれを形作つてゐる個人的の遺傳なり、境遇なり、教育なりは、大體に於て同一と見ることが出來るから、それから生れて來る個人的理想も大體似通つたものであり、從つてそれ等多數の個人的理想を集成、綜合してこゝに一つの民族的若くは國民的の理想といふものを築き上げることが出來る。それを國民的理想といふのである。

國民的は個人的に自己の理想を有つてゐるが、それは結局國民的理想といふ大きな流れに合流して行くのである。こゝに於てか元來主觀的であるべき理想に、客觀性が附與されて來る。即ち國民的理想は一個の客觀的存在として、永遠に國民的努力の標的となるのである。日本人は大昔からこの客觀的存在としての國民的理想を有つてゐる。私共の祖先はこの理想を實現すべく不斷の努力を續けて來たのである。それによつてかれ等は國民的義務を果して來たのである。現代の日本人も、みなこの國民的理想の實現に向つて勇往邁進するものであり、しなければならぬのである。その勇氣と努力を續けることが、日本人の日本人たる所以であり、さもなければ日本人とはいへないのである。然らばその國民的理想といふのは如何なるものであるかその本質は如何、といふことになると簡單にはいへない。凡そ日本人である以上自覺すると自覺せざるとに拘らず國民的理想の實現に參加努力してゐるのであるが、それを判然自覺するといふことはすべての人に望むわけに行かない。ひとしく努力ではあるが、自覺して努力するのと自覺せずして努力するのとではその間に相異がある。相異といふのはどういふことであるか。

例へば飯を食ふにも、人間は何のために飯を食ふのか、又いかにせばその榮養率をより增進せしめ得べきか、といふことを研究して飯を食ふのと、そんなことには御構ひなしに無我無中に飯を食ふのとでは、人間の生活や體力へ及ぼす影響がちがつて來る。ソクラテスは「人間は

食はんがために生きるのではなく、生きんがために食ふのである」といつた。人間は生きて行かなければならぬから飯を食ふのである。生きて行かなければならぬのは又それたけの仕事をしなければならぬからである。しかし世間には食はんがために生きてゐるやうな人がある。いつぞやの新聞にあつたが、茨城縣かで、汁粉の食ひくらべをやつて、急性腹膜炎で死んでしまつたといふ人がある。かやうな人は食ふために生れて來た人かもしれぬ。それも死んでしまつては何にもならない。ソクラテスのいふやうに、人間は生きるために食ふのである、といふことをよく自覺してゐたならばこんな馬鹿な目にはあはないのである。無自覺から本來を顚倒し、遂に生命までもフイにしてしまつた。自覺の必要なことはこれでも判る。繰り返していふが、人間は生きるために食ふのである。そして生きるのは理想を實現せんがためである。日本國民の場合、日本國民の理想を實現せんがために生きて行かねばならぬのである。又食物の榮養上の智識にも自覺が望ましい。今日は榮養研究所といふやうなものも出來て、夫々の專門家が研究してゐるが、聞けば大根おろしと海苔を食ふとビターミンA、B、Cが完全に攝取されるといふことで、私は毎日これを食つてゐる。勿論大根おろしや海苔は、ふだんどこの家庭の食膳にも上るものであるが、ビターミン云々といふ榮養上の自覺を前提とするとき、これを口にする度數も多くなれば、又他の食物との調和等にも理解が出來て來て、榮養上の效果を增すことが出來る。かやうなわけで、日々の食物を取るにも、自覺があるとないでは結果がちがつて來る。まして理想實現といふやうなことは事柄が大きい。永遠性を有つてゐる。出來得るならば國民の自覺があつてほしい。識者はこれを唱へてゐる。先覺者はこれを實行してゐる。多數者はたゞこれに追隨して行く。恰も大震災に、市民は何れもそれ〴〵の方面に避難した。たゞ人波に押され〴〵て逃げたのである。だがその中にも自ら方向がある。下谷、淺草は上野、神田、日本橋は日比谷といふ工合に避難した。それには先導者があつたのである。二人や三人逆の方角へ向はんとしてもそれは許されない。强いてやれば踏みつぶされてしまふのである。日本ではこれを亂臣賊子といふのである。さうはいふものゝ多數者に自覺のあることは一層望ましいことである。自覺があれば、自らの進むべき道に迷ふことがない。道を見失ふことがない。迷羊は知らずして群をはなれるのである。憎むべきよりも憐れむべきである。日本國民は一人として、迷羊であつてはならない。自覺の必要なる所以である。

（六）

さて日本國民の理想とはいかなるものか、國民は何を自覺すべきであるか、これが一寸つかみにくいのである。だがこ

れを側面から觀察して見る。人間には自ら優者と劣者とがある。天賦の能力其他によつて自らさうした差異が出て來る。そして劣者は到底優者にかなはないことを自覺する。從つて優者を尊敬することゝなる。それは碁將棋でも又柔道劍道でも同じことである。日本國民の理想を實現する上に於ても亦優者と劣者とがある。國民の理想を十分に、つまり國民が實現せんとして未だよくし能はざるところの理想を十分に、國民に代つて實現した人々は國民中の優者であり、從つて國民から尊敬される。それは國民中の先覺者であり、チヤンピオンである。わが國ではさうした人々を神樣として、神社に祭つて禮拜奉仕する。その意味で日本の神樣といふのは、何れも日本國民の模範的存在であり、師表であり、又精神的指導者である。伊勢神宮の天照大神、出雲大社の大國主尊、八幡宮の應神天皇、平安神宮の桓武天皇、淡山神社の藤原鎌足、護王神社の和氣淸麿等何れも然りである。それ等の方々の身を以て實行されたことは、悉く日本國民の理想にかなふのである。例へば和氣淸麿は、弓削道鏡が無道にも帝位を覬覦したときに天皇の命により、宇佐八幡の神勅を乞ふべく西下した。淸麿は道鏡の迫害にも拘らず歸つて神勅を報告した。「我國は開闢以來君臣の分定まる。臣を以て君となすことは未だかつてこれあらず、天つ日嗣は必ず皇儲を立てよ、無道のものは速にこれを斥けよ」といふのである。これは日本國民の理想を道破したものである。神勅ではあるがこの神勅を承け入れる淸麿の心は、日本國民の理想を實現せんとするの心である。又菅原道眞はもゆゑあるかなである。これ亦日本國れ程の學者でありながら「漢土三代周孔の正經を學ぶと雖も、革命のことはこれを採らず」といふてゐる。「惟神の道」といふのはあるが、「道」とはいつてゐるものである。道眞が天滿宮の祭神として永久に國民崇敬の的となつてゐる所以である。その他の神々一として然らざるはないのである。

かやうに日本の神々は、國民中の先覺者であり、指導者であり、國民的理想的の模範的實行者であり、同時に優者である。それ等の優者に對して劣者たるを免れぬ多數の國民は、神々の意志と行爲とに則つて、それを模範として、分相應の努力をなし、理想實現に參加するのである。その筋道、順序を我々は「道」と呼んでゐるのである。西洋には「ノルム」（規範）といふのはあるが、「道」とはいつてゐない。日本で「道」といふのは、理想實現の順序方法を指していふので、それはとうの昔に、神々が御示しになつてゐる。神々が御示しになつたものであるから「道」のことを正確には「神の道」といふのである。そして日本の神々は大部分は私共の祖先である。即ち祖先神である。祖先崇拜の意義はこゝに存する。だがすべての神々が完全に祖先神であるとはいへない。「山の神」「海の神」「雨の神」といふ如きは自然神らしくも見える。だがわが國では、自然神と雖も、祖先神と全く分離した自然神はない。祖先神と結びついて一緒になつてゐるのである。「山の神」は伊豫の大山に住んでゐた「大山津見神」である。「山の主の神」といふ程の意味である。「見」といふのは主宰するの意である。又「海の神」は「大綿津見神」と呼ばれてゐた。何れもその昔實在してゐた神樣であつて、決して空想的の存在ではない。「山の神」の御娘さんが「木花開耶姫」であつて、天孫「瓊々杵尊」の姫となられた方である。その御子さんが、日子穗々出見命」その又御子さんが「鵜葺草葺不合命」そしてその御子さんが神武天皇である。だから、「木花開耶姫」は神武天皇の曾々母に當られる方で、その御父さんが「山の神」であるから「山の神」といつても決して普通の意味の自然神ではないのである。又「海の神」は「豐玉姫」であつて「日子穗々出見命」の姫となられたのであるから神武天皇のおばアさんに當られるのである。かやうにわが國では自然神と見ゆる神でも實は祖先神なのである。だから神々とわれ〳〵日本國民との關係は祖先と子孫との關係である。血がつながつてゐるのである。そしてその祖先神は日本國民の理想を實現された偉大なる方々であるから、それ等の方々の事蹟を見れば日本國民の理想は分る。われ〳〵はそれをお手本として神々の歩まれた道を步む。それが「神の道」であり、一つには「惟神の道」といふてゐる。「惟神」といふ言葉にはいろ〳〵の解釋があるが「神のまゝの道」「神の御心に基く道」といふ意味に解釋すれば間違ひない。「かむ」は神であり、「な」はのであり、「から」は基くといふ程の意味である。即ち神の御心に從つて進むべき道といふ意味である。神の御心には「私」といふものがない。即ち「私」のない「公」の道、天地の公道といふことにもなるのである。「惟神」といふ言葉は古くは書記の孝德天皇記にも出てをり、近くは明治天皇が明治三年に御下しになつて詔勅並に今上天皇陛下御即位式の詔勅にも「惟神」と仰せられてゐる。畏くも皇室に於かせられては、國民に率先して御祖先の道を行はせられてゐるのである。そして國民亦これに則つてその道を行ふ。これが日本國の國體の特色であり、立前である。梅田雲濱の歌

君が世を思ふ心の一すぢに
我身ありとは思はざりけり

これが「神の道」であり、同時に國民の道である。日本國の理想を實現しやうためには一身を捨てゝ顧みない、神々は身を以てこれを民民に御示しになつてゐるのである。

（七）

そこで「惟神の道」即ち日本國民の理想はいかにして實現せらるゝかといふに、凡そ次の如き特色が數へられる。そしてこれが日本精神の特色である。日本精神といふのは日本國民の惟神の理想を實現しやうとする心のはたらきを指していふ

のである。

先づ第一には、皇室中心主義である。正確には天皇中心主義といふべきである。これは日本國民の理想に於て最も重要なる要素をなすものである。日本といふ國は、天皇を中心として國を建て、國を發展せしめて來てゐる國である。天皇なくして國家はないのである。天皇則國家である。法律家の中には天皇機關説など唱へる人もあるが、日本には通用しない。尤も國民各自にもそれ〴〵「自我」といふものはある。國民は國民として一個の人間であるに相違ない。けれども「自我」には二通りある。一つは肉體的、經驗的、若くは習慣的の「自我」である。通俗にいふ「自我」はこれである。だがその外に、その通俗の「自我」を指導し、高揚する「眞自我」といふものがある。國民各自は、自覺してゐると否とに拘らず皆それを有つてゐる。それによつて國民は「いと高きもの」につながり得るのである。國民は「眞自我」に醒むるとき、そこに人格の完成があるのである。國民はこの「眞自我」に則つて行動すれば間違ひはないのである。そして國民各自の「眞自我」は或る高所に於て綜合される。それが畏くも天皇陛下の「眞自我」である。だから天皇陛下の「眞自我」と國民各自の「眞自我」とは共通である。國憲國法といふは天皇陛下の「眞自我」即ち國民と共通の「大自我」の法文的發現に外ならぬ。それゆゑ國家は主權、領土、人民の三要素から成立する、などいつてもそれだけでは分らない。プラトーは國家は活動なりといつたが、その活物としての日本國家が即ち日本國民は、憲法の條文の一々を知らずとも「眞自我」の表現である。それ故に日本に於ては忠君則愛國である。日本精神の大なる特色の一つがこゝに在る。西洋には愛國があるが、だが愛國則忠君はない。歐洲大戰でも、澤山の人間がそれ〴〵自國のために死んだ。たしかに愛國者である。フランスの議會は議員はみな愛國者であるといつた。だがその愛國者が、ルイ十六世を死刑にすることが出來るのである。日本は斷じてしからず。これは歷史と傳統と血の命ずる所であるが、一つは日本國民の秩序を尊び、統一を重んずる精神から來てゐると思ふ。依つて私はこれを秩序的統一的精神と名けて、日本精神の特色の一つに數へてゐるのである。支那の漢民族の如きは元來强い民族であるが、この秩序的統一的精神が缺けてゐる。國に中心がなくして、力の强いものがいつでも取つて代るのである。「王侯將相何ぞ種あらん」といひ、「民を重しとす、社稷これに次ぐ、君を輕しとす」といひ、「三度諫めて肯かれざれば則ち去る」といひ、「我を撫すれば則ち君、我を虐すれば則ち仇」といひ、又「仕へて臣」といふのである。支那で君といひ、臣といふも、要するに力の關係である。

又宗教的方面より見ても日本精神の特色はそこに發揮されてゐる。日本國民は限りなく祖先を崇拜する。神々を敬ふ心は即ち祖先を崇拜する心である。日本人の國民的宗教は敬神崇祖である、といひ得るのである。佛教にいふ極樂、基督教でいふ天國といふやうなものは元來日本國民の思想ではない。日本國民はさやうな超地上的、出世間的の空想の世界を描かないのである。日本の祖先神は、何れも現實的の存在で且つ國民の理想をこの地上に於て實現した方々である。だから現人神といふのである。日本には元來佛典もバイブルもない。神々の足跡そのものが經典である。西洋人はすぐに神を呼び天國を語る。バイブルには天國といふ言葉が澤山にある。コメニュースといふ人は「五十年の現世の生活は天國に生るゝための準備である」ともいつてゐる。ネルソン提督がトラファルガルの戰に傷き命刻々に迫つた時、最後に言つた言葉は、「神よ、私は私の義務を盡した！」といふのであつた。かやうに西洋人は神と いふ。日本國民はさうはいひ、天國とするのである。日本の祝詞の實現せんとするのである。日本の祝詞の中でも延喜式の祝詞は最も標準的のものであるが、その中には、一言の未來を語るものはない。一言の私に及ぶものはない。唯大御代の彌榮に發展せんことを祈り上げるのみである。これが日本の本來の國民的宗教である。私はこれを現世的快活的感情と名けて日本精神の特色の一つに數へてゐるのである。日本には佛教も入つて來た、又基督教も入つて來た。しかしいかなる宗教でも、敬神崇祖といふ日本の國民的宗教に反抗しては到底その存在を許されないことは歷史の證明するところである。國民的宗教を土臺とし、その上に築き上げられてのみ、佛教も基督教もこの國内に行はれ得るのである。傳教大師を開祖とする天臺宗の比叡山は「鎭護國家の道場」である。極樂に往生し未來の幸福を祈るための道場ではない。國のために念誦し、國のために護り國のために般若を講ず云々といふのである。又弘法大師が東寺を嵯峨天皇から頂戴いたしたとき、これを教王護國寺と稱した。大師が高野山を開いたのも鎭國安民を心願としてのことである。又禪宗の方でも榮西禪師に興禪護國論といふのがある。鎭護國家の義を明にしてゐる。禪宗は古くから國家主義の立前をとつてゐる。日蓮上人に至つては、國家意識は殊に著しい。立正安國論に於ては、國滅び り、祿の關係である。利害相反すればいつでも分離するのである。これではしつかりした國家は築き上げられないのである。

（八）

人滅せば、佛を誰れか崇むべき、法を誰れか信ずべきや、先づ國家を祈りて須く佛法を立すべしと喝破してゐる。元來佛教は世界教である。國家的の宗教ではないのである。釋迦自身、妻子を捨て、國を捨てゝ修道に赴いたのである。佛教は衆生の濟度をこそ期せ、國家を護れとはいはないのである。しかもその佛教が日本へ入つて來るとみな國家教となつてしまふのである。國家的に改造されてしまふのである。さうしない限り佛教は日本には榮えないのである。佛教が惟神の道と合し、それを土臺として立つことによつて始めて榮えるのである。以て惟神の道がいかに深く日本國民の胸奥に根ざし培はれてゐるかゞ判らうと思ふ。

（九）

更に道德的方面から見るときは、日本の道德は家族主義に土臺をおいてゐる。敬神崇祖の精神は家族主義の道德を生むのである。瀧川教授は「家族主義は良風美俗の名の下に保存さるゝ封建制度の殘骸なり」などゝいはれてゐるが、これは西洋かぶれの甚だしいものである。西洋にも昔は家族主義は行はれてゐた。しかし後に基督教が入り、個人主義となつてしまつた。基督教は家族主義は崩れてしまつた。個人の救濟を目的とするも族的でない、個人の救濟から今日まで家族主のである。日本は昔から今日まで家族主義を以て立前としてゐる。だから道德にも孝道を重んずる。しかし考へて見ると日本國家が一大家族である。皇宗を宗家とする一大家族である。だから孝道はやがて忠君である。一家族に於ては孝であり、一國に於ては忠である。精神は一つである。忠孝一本である。畏くも明治天皇には

罪あらばわれをとがめよ天つ神
民はわが身の生みし子なれば

と御製遊ばされてゐる。一家内で慈父が子供等を育みいつくしむやうに、日本國民全體を育みいつくしいんで下さるのが天皇陛下の大御心である。それゆゑに國民の方でも、イザといふ場合には、大君のために、國家のためにいつでも一身を投げ出して御奉公を勵むのである。教育勅語に仰せられた「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」の「公」といふのは「私」のないことを意味する。字を分析すると公の「ハ」はそむくといふ意、「ム」は私である。即ち私にそむく、私を捨てるといふ意味である。君國のためには一身を顧みないことである。「公」は又大家（おほや）、大宅の意味を含んでゐる。私を顧みずして公のために殉ずることは即ち大をなす所以である。進歩を意味し發展を意味するのである。日本國民はかうして今日の如き大をなし、發展を遂げて來たのである。私はこれを發展的膨脹的性格と名けて日本精神の特色の一つに數へてゐるのである。日本國民は元來いろ〳〵人種が雜つて出來てゐる。先住民族も殘つてゐれば歸化人もある。だがそれ等は大和民族とよく融合調和して、渾然る一體となつて立派な國家を作り、燦然として日本精神の特色を發揮してゐる。將來無限に發揮して行くのである。日本精神とは惟神の道を發揚する精神であつて、上述の如き種々の特色を有つてゐる。そして日本國民のあらゆる生活の歸着點はこの日本精神に在るのである。日本精神も惟神の道もその根元は天照大神の神勅に遡る。天照大神は天孫瓊々杵尊を御降しになるとき、「豐葦原瑞穗國は是れ我が子孫の王たるべき地なり、爾皇孫就いて治せ、寶祚の隆んなること天壤と與に窮りなかるへし」との神勅を賜はつた。この神勅に淵源しこの神勅に示さるゝ理想を實現するために日本の國家は出來、日本の國民精神が出來上つたのである。これを支那で、舜が禹に位を讓る際の詔に「嗚呼天の歷數汝の躬に在り、汝終に元后に陟（のぼ）れ……允（まこと）に厥の中を執れ……四海困窮せば天祿永く終へん」と言ふたのと比べていかにも積極的であり、雄大であり、眞理と共に在ることを感ずる。日本の皇運は天地と與に窮りないのである。永遠無限である。支那では天の命が下つたから帝位に在るので、若し四海困窮するに至らば、天の命は離れ、天位を去らねばならぬのである。實に消極的であり、制限的であり、雄渾の氣魄に乏しい。以て日本國の獨自性、優越性、絶對性を見るべしである。日本國民が、惟神の道に由り、日本國民の理想を實現せんとする努力を已めない限り、これ等の特性は永遠に繼續するのである。

社會事業御奬勵

七八七團體に畏し御下金

十一日の紀元節に畏くも天皇陛下におかせられては御恒例により社會事業御奬勵の有難き思召から全國社會事業團體に對し奬勵金を御下賜あらせられることゝなり、十日午後三時宮内省から光榮の團體が發表されると共に、十一日司法省はじめ各省および地方長官からそれ〴〵傳達された。譽れの團體は

内務省所管三八〇 ▲司法省所管二一〇 ▲遞信省所管三 ▲文部省所管五九 ▲拓務省所管一三五 ▲合計七百八十七團體

で本年は特に範圍を擴張され昨年より約百團體を增加してゐる。

尚ほ、内務省においてもこの佳辰を卜し、かねて全國地方長官より申請のあつた優良社會團體四百六十七團體に對し奬勵金十五萬七千六百圓を交付したほか、恩賜財團慶福會でも内地植民地にわたる私設社會事業團二百廿七團體を選び助成金として十一圓八千九百圓を清浦會長よりそれ〴〵地方長官を經て傳達する處があつた。

矯正図書館

第二十五回刑務官練習所卒業式

第二十五回刑務官練習所卒業式は二月二十日午前十時半より刑務協會樓上に於て擧行、林檢事總長、皆川司法次官、泉二大審院部長、大森民事局長、木村刑事局長、矢追檢事長、宇野地方裁判所長、坂野人事課長、黒川會計課長、金澤秘書官、正木、岡、船津、東各司法書記官、芥川衞生官、吉弘檢事、松岡理事官、佐藤吉田、岡部、谷内、小橋川各刑務所長、森口典獄補、白土、伊藤、神田佐々木、高橋、鈴木、菊地、中村の各講師、金田、井川、三宅、掛樋各屬及鹽野練習所長、秋山刑務協會副會長、伊藤、大原同主事、印南於蒐吉氏等參列、伊藤主事の挨拶ありて鹽野練習所長より左記卒業生並に優等生に對し、證書及賞品、賞狀を授與し、更に一場の訓示を與へた（本誌卷頭に掲出）。

次で齋藤秘書課長は左記小山司法大臣の祝辭を代讀した。

祝　辭

茲ニ第二十五回刑務官練習所修業式ヲ擧行スルニ當リ一言以テ祝意ヲ表スルハ予ノ欣快トスル所ナリ

惟フニ刑政ノ功ヲ收メントセハ治獄ノ良績ヲ擧ケサルヘカラス治獄ノ良績ヲ擧ケントセハ優良ナル司獄官吏ノ努力ニ俟タサルヘカラス當局夙ニ此ニ鑑ミル所アリ練習所ヲ開設シ全國ヨリ有爲ノ刑務官ヲ簡拔シテ入所セシメ之カ教養ニ努ムルコト茲ニ年アリ諸子ハ曩ニ其ノ業ヲ畢ヘ今ヤ其半歲螢雪ノ功ヲ積ミ其ノ業ヲ畢ヘ今ヤ其ノ任ニ歸リテ各自修得スル所ヲ實地ニ施サントス其ノ責任ハ重キヲ加フルト共ニ勉メテ息マサレハ成績ノ見ルヘキモノアルヘシ方今社會ノ進運ニ伴ヒ獄務亦益々複雜ヲ加フ諸子深ク此ニ留意シ日常智識ヲ研キ修養ニ努メ時勢ノ進展ニ適應シテ教化ヲ施シ紀律ヲ嚴守シ以テ其ノ職責ヲ完ウセンコトヲ望ム聊カ所感ヲ陳ヘテ祝辭ト爲ス

昭和九年二月二十日

司法大臣　小山松吉

次で林檢事總長は、來賓を代表して、左の挨拶をなした。

諸君が五ヶ月間の御勉強を終へて、本日修業證書を授與されましたことは誠に御目出度いことで、私はこゝに謹んで諸君のために御喜びを申上げる次第であります。期間中は夫々の專門家、夫々の道に堪能なる諸先生方から行刑に關する智識や執務上の心得等について、有益な講習を受けられたとでありますから、今後の御活動の準備は十分に出來上つたことであらうと御察しいたします。又只今は練習所長から、諸君の將來の御活動につき極めて懇切なる御注意や御訓戒がありましたが、私も一々御尤もの次第であると拜聽いたしました。又大臣の御祝辭の中

にも、刑務官としての心得に關し適切なる御訓示もあつたやうでありますから、私としてはそれ以上、改めて御話しいたすこともないのでありますが、唯私が日頃考へてゐるところをこの際一言申し上げますと、やはり練習所長の仰つたやうに、刑務官は人格第一主義、心の鏡をいつもきれいに磨いておくことが第一の必要條件であると思ふのであります。これは何も刑務官に限つたことではなく、私も私の部下に對していつも左樣申し聞かしてゐるのでありますが、刑務官としては特にさうなくてはならぬと考へるのであります。どうぞ諸君は、一切のことの前に先づこの事を深く心に刻し肝に銘じて、今後各自の御仕事に從事さるゝことを切望いたす次第であります。この根本方針の下に、諸君は本講習に於て御研究になつたことを、御歸任後實際に應用され、そして又、それによつて得た智識と經驗とを土臺として更に一段、二段と修練工夫を積み重ねて行くことに不斷の努力を吝まれなかつたならば、一面わが國の刑務行政に貢獻するところ頗る多大なるものがありませうし、同時に諸君御自身の大成も期して待つべきものがあらうと確信いたすのであります。私が諸君の多望なる首途に際して蠶けいたすべき言葉は要するにこれに盡きてゐるのでありますが、諸君に御目にかゝつたこの機會に、私が最近ある雜誌を見て頗る愉快に感じたことがありますから、それを序に御話しいたしたいと思ひます。

誰れが編輯してゐるのか知りませぬが「紫雲」と題する雜誌が眼につきましたので、讀んで見ますと、いろ〳〵わが國の政治、經濟などを論じてゐる中に、刑務所は善人を作る、といふ文字を發見したのでありました。この文字は前後の關係などから判斷しますと、主としていはゆる思想犯人のことを指していふたものでありますが、多少行刑に關係を有する私自身として考へても、又いはゆる教育刑を立前として進んでゐるわが國行刑の立場から考へても、これは賞められる、賞められぬ、といふやうな問題とは別に、言はんとするところは能く分るのであります。

刑務所の使命は、申すまでもなく、犯罪者を收容して、これに改善更生の機會を與へ、社會に復歸せしめるにあるのでありまして、犯罪者を作るところではありません。從來學校教育は到底刑務所にかなはない、といつて大さう刑務所を賞めてゐ

ば他山の石で、その點に刑務所の眞本領を看取し得て、自らの責任と共に、多少の誇りを感じてもよからうかと思ふのであります。刑務所に對するかやうな批判は、少くも十數年以前には夢想だもすることが出來なかつたのであります。それがばかりではない、監獄は犯罪の學校である、といはれた時代さへあつたのであります。それから見ると實に隔世の感を禁じ得ないのであります。これはつまり一方行刑の仕事が疇時に比して全然その面目を一新したる上に、刑務所の使命が日にましその重要性を加へ來つたことに對しての、社會の認識と關心とが深まつて來たことを證據立つるものであると思ふのであります。その意味に於て私は、從來直接行刑のことに關與され、その正しき針路を開拓することに努力されて來た方々に對して、深く敬意を表する次第であります。

しかしながら、それはそれとして又竊に內に省みれば、行刑方面のことには尙ほ未だ不滿足の點も少くなく、從つて改善を施すべき餘地も多々あるであらう、と思はるゝのであります。或は制度の改正を必要とする場合もありませうし、或は設備の完備をいやが上にも期待しなければならぬ點もありませう。その他職員の充實、事務の按配等、考究施設すべき幾多の問題が橫つてゐること、想像いたします。それ等は事情の許すかぎり、當局の御盡力を願つて、追々と理想の域に進み以て行刑の機能を十二分に發揮し得るやうにしなければならぬのであります が、さてそれが完全に出來上つたからそれでいゝか、といふに必ずしもさうではないと思ふのであります。それも勿論必要のことであります が、行刑にはもつと根本的の問題があります。それは何かといへば行刑のことに當るその「人」を得ることである、と私は確信いたしてゐるのであります。いかに設備が整つても、いかに制度が立派に出來ても、いかに人手が十分に足りても、刑務官にその「人」を得なかつたならば、到底良好な結果を期待することは出來ないのであります。

換言すれば、實務に當る刑務官その人に立派な人を得てこそ始めて、行刑に關する一切の法令も、制度も施設も活きて來るのであります。尤も人を得なければならぬといふことは、前にもいふ通り、社會百般の仕事すべて然りでありますが、今日の行刑は特にそのことを要求して已まぬのであります、と申すのは、御承知の如く、今日では刑罰の思想が昔とは變つて來て、自由刑はすべて改善主義、教育主義を目標として進む、といふことになつてゐるのであります。受刑者を改過遷善せしめ、一個の良民としてこれを社會に送り出さうといふのであります。從つて刑務官の任務も、昔時の應報主義の時代とはちがつて益々その重要性を加へ又格段に六ヶしくなつて來てゐるのであります。先刻の練習所長の御話の中にも、刑務官は教育家である、といふ御言葉がありましたが、私が考へるのに、惡人を善人に作りかへる、などゝいふことは、教育家の仕事といふよりもむしろ神の仕事でさへあると思ふのであります。

まことに尊い仕事であると共に、神の如き心を以て立ち向はなければ出來ない仕事であります。人を善に導くといふやうな精神的な仕事は、人と人、心と心との感應があつて始めて可能なことで、その點に於て刑務官の仕事は普通の役人に比し、一段上のものであります。それだけに刑務官として先づ第一に要求さるべきことは、練習所長の御言葉にあつたやうに先づおのれ自らを正うし、自己の心のくもりを拭ひ、つまり自己の人格の向上に努力することでなければならぬと思ふのであります。智識や、學問や、議論やは二の次ぎであります。一つの立派な人格の前にはいかなる惡人でも心を打たれずにゐないし、一つの立派な儀範の前には、いかなるつむじ曲りも、自らそれに化せられずにゐないのであります。かやうなことは、諸君に於ても萬々御承知のことで、釋迦に說法ではありませうが、偶々雜誌の記事から、刑務所の使命と刑務官諸君の任務の重要性とを、今更の如くに痛感いたしましたので、今日この修業式に御招きを受け、諸君に御目にかゝつたのを好機會として、諸君に對し卒業の御喜びを申上ぐると共に、一言所感を申し述べた次第であります。何卒諸君は、御歸任後は、十分の御覺悟を以て、夫々御職務に精勵なされ、以て我國の刑務行政に御貢獻あらんことを切望いたす次第であります。

更に豐多摩刑務所看守伊藤光治郎氏は卒業生總代として次の答辭を述べた

答辭

本日玆ニ第二十五回刑務官練習所卒業式ヲ擧行セラル、ニ當リ閣下諸先生ノ御來場ヲ辱クシ御懇篤ナル訓示祝辭ヲ賜リマシタコトハ卒業生一同ノ深ク光榮トシ感激致ス所デアリマス回顧シマスレバ昨年十月入所ヲ許サレテ以來五ヶ月ノ日子ハ茫々夢ノ如クデアリマスガ然モ其間ニ於テ關係諸科目ノ大綱ヲ會得シ實務處理ノ指導精神ヲ與ヘラレマシタコトハ偏ニ諸先生ガ熱心ナル御訓諭ノ賜ト衷心感謝致シマスト共ニ任地ニ歸リマシタ上ハ練習所長閣下ノ御訓示諸先生日頃御敎示ノ趣旨ヲ體シ非常時局ヲ反映シテ益々多事ナラントスル行刑ノ實際ニ當面シテ之ヲ將來ニ具體化シ以テ師恩ノ萬分ノ一ニ御應イ致ス決意ヲ抱クモノデアリマス

特ニ本年一月ヨリ實施ノ行刑累進處遇令ガ其成否一ニ行刑實務ニ當ル者ノ双肩ニカヽルヲ自覺シ各自自重內省其人格ヲ陶冶シ其任ノ極メテ重ク其力ノ及バザルヲ慮レテ玆ニ卒業生一同一心同體トナリマシテ今日ノ感激ヲ日々ニ新ニシ其御期待ニ反カザランコトヲ期スルモノデアリマス彼ヲ思ヒ此ヲ考ヘ萬感交々至リテ言語ヲ盡サズ之ヲ以テ答辭ト致シマス

昭和九年二月二十日

第二十五回刑務官練習所卒業生總代
豐多摩刑務所看守
伊藤光治郎

右終つて伊藤主事の挨拶で、午前十一時半閉式し恒例により司法省大玄關前にて記念撮影をなしたる後、午餐を共にし散會した。尙ほ卒業生及優等生の氏名は左の如し。

優等生

賞狀賞品授與者

／伊藤光治郎（豐多摩）
／小川末吉（久留米少年）
／淺野俊信（金澤）
／松隈秀幹（新竹少年）
／長澤松次（京城）
賞狀ノミ／大畑好藏（奈良）
〃／山本堯春（甲府）
〃／上澤隆（巢鴨）
〃／中川一二（大田）
〃／伊東保彥（長野）

以上十名

卒業生（五十六名）

元田尙文（小菅）
稻葉有信〃
大村忍（市谷）
大矢衛〃
島村寬〃
伊藤光次郎（豐多摩）
菊地角雄〃
齋藤彥壽郎（巢鴨）
上澤隆〃
仲川修二（横濱）
內藤四十治（千葉）
尾林顯一郎（前橋）
山本堯春（甲府）
〃
岩間武男（長野松本支）
〃
伊藤保彥（長崎浦上支）
中村登〃
坂井忠平（新潟）
佃茂（大阪）
四方新太郎（北區支）
竹中貢〃
妹尾榮（神戸）
大畑好藏（奈良）
野村勇（高知）
西田勝熊〃
河本熊雄（名古屋）
淺野俊信（金澤富山支）
岡太郎（松江）
中川周二（松山）
石井晴行〃
平山介夫（長崎浦上支）
平山七郎〃
田中俊壽（千葉）
江藤正人（前橋）
山田敦（甲府）
染川直人〃
庄子武雄（長野松本支）
志田忠好〃
東實（新潟）
辻信義（大阪）
小川末吉（北區支）
藤內好雄〃
長澤松次（神戸）
一法師武（奈良）
井甫〃
牟田樫男（名古屋）
中川一二（高知）
鄭三龍〃
原勇次（松江）
小倉柳衆（松山）
淺吉〃
龍都（長崎浦上支）
道慶（金泉）

松隈秀幹（新竹少年）
西原格二（臺中）

聽講生

中山傳（京城）
松平和夫（大田）
高山定一（釜山）

卒業試驗問題

會計法

豫算の種類に就き知るところを記述すべし　以上（黒川講師）

刑法

一、社會的責任とは何ぞや
二、未必的犯意と認識ある過失との差異を問ふ（正木講師）

全（臨時試驗）

一、公文書と私文書とを犯意連續して僞造したる場合連續犯を構成するやその可否に付き他の場合と比較して論評せよ
二、詐欺罪に付知るところを記せ（正木講師）

行刑法

一、看讀書籍の在監者に及ぼす影響を詳述し且つ看讀書籍選擇の標準を示せ
二、假釋放の意義を明かにし如何なる場合に刑務所長は假釋放の上申をなすべきか（岡講師）

全

一、行刑累進處遇令の基本精神を論ずべし
二、左記各項に就き知るところを述べよ
(イ)ジョン・ハワード
(ロ)代用刑務所
(ハ)ペンシルバニア制
(ニ)作業賞與金
(ホ)ブランデルブルグ式建築法（東講師）

行刑衞生

一、收容者に對する健康診査の意義を述べ且つ之を行ふべき場合を列擧せよ
二、收容者に貸與する被服臥具の保健衞生に就き略述せよ（井川講師）

刑事訴訟法

一、拜啓愈々御淸榮の段大慶に奉存候扨今般實際問題に逢着し種々疑義相生じ候に付き御繁忙中恐縮乍ら何卒御懇篤なる御敎示を賜はり度奉懇願候

甲地豫審判事の發したる勾留狀に依り甲地刑務所に勾留中の被告人逃走したる場合

一、右勾留狀の效力は消滅するものなるや
二、之を取押へて再び甲地刑務所に收容したる場合勾留の起算日は何時より爲すべきものなるや
三、之を取押へて甲地刑務所に再收容するには如何なる處置をなすべきものなるや
(イ)右勾留狀の原本を一件記錄中より取外して其の執行を爲すべきや
(ロ)右勾留狀の謄本を作成して其の執行を爲すべきや
(ハ)其の他に適當なる處置ありや（金澤講師）

二、時效の中斷を說明せよ（吉弘講師）

修養訓斷片

司法次官　皆川治廣氏談

皆川司法次官には去る一月卅一日用務御多端の折柄にも拘らず特に練習生の爲めに一席の御講話を賜はりました。極めて示唆に富む有益な御訓話で練習生一同深く感銘を受けたのでありますが、玆にその内容の要旨を掲げておきます。若し間違ひ等があれば、それは總て筆記者の責任であります。

人間が世に處する上において力を貯ふることの必要なるは言ふを俟たない。併乍ら、力を貯ふ、必ずしもその多きを必要とはしない。たとへ力は小さくとも、用ふるに處を得るならば、また以て大いなる働きを爲すことが出來る。つまり力はこれを用ふるに處を得ることが大切である。といふことを始めて知らされたのは高等學校の柔道場においてゞあつた。

私はその頃スポーツに凝り、殊に柔道を熱心にやつてゐたのであるが、ある日嘉納治五郎先生が見えられて帶を渡された。勿論私一人ではなかつたが、昇段のお許しとして新しい帶を渡されたのであつた。

『柔道の極意は道場においてばかりでなく、社會百般のことに應用出來るものである。例へばこゝに狹い往來に奔馬が暴れてゐるとすると、普通の人には誰にもそこを通ることが出來ない。併乍ら、奔馬が暴れるといふのも、よく注意して見ると、要するに脚を跳ねたり下したりするだけのことではないか。瞬間の隙を見ることが出來るならば、そこを通るのは何でもないことである。また、往來で突然暴漢が突つかゝつて來たとする。すると、大概の場合、こちらも反射的に突つかゝつて行くのが普通人の爲す處だが、柔道の方ではさうは教へない。何故かといふに、今の場合、もし彼我の力が五分と五分であるならば鉢合せとなるは必定もし彼優れりとすればこちらは突き倒されてしまうであらうし、幸ひにして勝つことを得たとしても幾許かの力を損しなければならない。それ位ならば、寧ろ始めから體をかはすに若くはない。體をかはしておいて敵に空をつかせ、體勢の亂れるに乘じてポンと背中でも一つたゝけば、恐らく敵は他愛もなく倒れるであらう。力を用ふるには須らくこの要諦を會得せねばならぬ。人事百般の事、皆この呼吸によつて處理出來る。柔道の極意は正しくこゝにあるのだ。』

これを聞いて私は非常に感心した。成程これは處世の名言である。この原理は廣く人事百般の事に應用せねばならぬ、と深く〳〵感銘を受けたことであつた。

併乍ら、この原理は決して嘉納先生の發明にかゝるものではないやうだ。先生のほかにも同じやうな考へを述べてゐる人がある。

私はかつて大正十三年から十四年にかけて歐米の陪審制度を視察に出かけたことがあるが、その時讀んだ書物で、陪審法廷におけるクロス・エキザミネーションに關する要領を書いたものゝ冒頭に、『すべて證人の訊問に當つては柔道の手によらねばならぬ』と書いてあつたのを憶えてゐる。『柔道の手による』とはどういふ事かと云ふと、矢張り先程述べたヒラリと體をかはすことをいふので、訊問應答に渡り合つてはならぬといふことを教へたものである。

それから、これもまた學生時代に讀んだ左傳といふ書物の中にもさういふ教へはある。昔、或るときの戰ひに兩軍野に會して、まさに正面衝突を見ようとした瞬間、敵方の陣營では遽かに太鼓を打鳴らし、一時にドッと鯨波の聲を擧げた。併し味方の參謀長は、逸やる部下を押鎭めてこれに應じようとはしない。すると、敵方では今一度太鼓を打鳴らし、鯨波の聲を擧げた。が、こちらは依然として林の如く靜かである。遂に敵は三たび太鼓を打鳴し喊聲を擧げた。と、その瞬間、今迄默つてゐたこの參謀長は、直ちに部下に命じて激しく太鼓を打鳴らせ喊聲を擧げて猛然として敵陣に突入し、遂に敵戰ひが終つてから部下の者が參謀長にその理由を訊ねると、『一鼓して氣振ひ、再鼓して云々、三鼓して氣衰ふ。敵は三たび太鼓を打鳴らしてその氣勢はやゝに衰へてゐたのである。そこへ、こちらは一鼓して氣の振ひ立つたところを以て攻めたから勝つたのである』と答へたといふのである。孫子の兵法六晦三略に『三十六計逃ぐるに若かず』とあるのも、『敵の鋒鋩を避けよ』といふことを教へたもので、つまりは『力を用ふべき處を知れ』といふことになる。

私はスポーツをやつてゐた關係上、特にこれらの話に興味を以て注意してゐたので、今だに深く記憶に殘つてゐるのであるが、諸君におかれても、記憶しておかれて然るべき話ではないかと思ふ。

前述の如く私は學生時代運動が好きで大學ではボートの選手をしてゐた。從つて私の大學三年間は全く隅田川で暮らしたやうなものだつた。

その頃日本にはまだボートに關する書物がなかつたので、イギリスから一、二冊送つて來てあつた。それを私が讀んだのである。學校の參考書などは殆ど讀まない私であつたが、その書物だけは熱心に讀んだものである。恐らく大勢の選手の中でもそれを讀んだのは私だけであつたらう。從つてその當時の私はオックスフォードやケンブリッヂのボートの選手の氏名からその身長や體重、ボートの構造まで、實に詳しく知つてゐたものである。ところで、その書物の中に、今でもはつきりと記憶してゐる章があるのであ

る。それはコーチヤーマンシップ、卽ち監督者たるの眞理といふ標題の一章であるが、そこには實に立派な事が書いてあつたのである。

先づ面白いことは、前章までは例へば漕法についても、フイックスドならばどう、スライデイングならばどうと、それは〳〵事細かに述べ立てゝあるのに、その章へ行くと頗る簡單で、『これは教ふべきことではなく、各自が自ら會得すべきことだ』と、かういふ書き出しで、『併し、試みに云つて見るならばかうもあらうか』と、次ぎのやうな事を書いてゐる。『お前が乘組員を監督して、望み通りの乘組員を得ようとするならば、その欠點を指摘して明け暮れやかましく云つても駄目だ。よく〳〵その欠點の出る所以に注意を拂ひ、その根源的なものを摑め、(欠點は澤山あるが、この一點を直せば他の欠點はすべて直るといふ、その一點を摑めといふのである)。而してそれを摑んだなら、本人を人なき處に呼んで靜かに云ひ聞かしてやれ。その際、本人の長所美點をも擧げることを忘れてはならぬ。而して一度それを云つたなら、もう二度と繰返してはならぬ。默つて見てゐよ(ウオッチせよと書いてある)。そして偶々よい漕ぎ方を發見したなら、その機會を捕へて、そのいゝといふ事を、人前で大いに推奬せよ。』

と。何んと含蓄の多い言葉ではないか。我々は誰でも下手な叱られ方をした時程癪にさはるものはない。人に叱言をいふ時はよく注意せねばならぬことで、私は長くこの言葉が忘れられず、眇たる檢事をしてゐた時分から人に叱言をいふ際にはは自ら深く戒心することに努めたものである。併し、私にはその『策』と云つていゝであらう。

さて、この書物の中にも種々教訓になるべき個處が多かつたのであるが、就中今だに記憶に殘つてゐるものに、『地位もなく、門閥もなく、富もない青年は如何にしたら立身出世することが出來るか、それを教へよう』といふ一章がある。それをお話して見たい。

先づ何でもいゝから、職業をキヤッチせよと書いてある。人間が最劣等の動物であるならばいざ知らず、苟くも人と生れたからには職業を持たねばならぬ、といふのである。次ぎに、その摑へた職業を行ふについて、たゞ主人の云ひつけを忠實に行ふのみを以て足れりとしない。それ以上に、あゝした事が主人の命令ならば、かうした方面も必要ではあるまいかと、よく主人の意のあるところを推測して、云ひつけられた以上のことをしなければならない。しかし、それだけではまだ足れりとしない。自分のことをさういふ樣に完全に行ふばかりでなく、他人のことをも手傳つてやらねばならない。

これは『策』と名づくべきものではないと思ふ。『策』といふと、どうも一時限りの手段といふやうに聞えるが、右の教訓は矢張り德を修めよ、品性を養へといふことを教へたものだと、私は解釋してゐる。

兎に角右の言葉は深く記憶に殘つてゐたのであるが、後年司法省の職員課長を命ぜられた時分、一人の試補が私の部屋に來て、近く任地に出發するので心得として何か教訓を與へて呉れと云はれたので偶々右の話をしたことがある。處が暫く經つた或日のこと、其地の長官が私を訪ねて來て是非特に進級せしめて欲しい部下があると云ふのである。その人は自分の判決ばかりでなく、他人の分までも引取つて好んで書いてやる。しかも別段それを鼻にかける譯ではない。實に感心な青年である。早く進級させて人の上に立たせてやりたい、といふ話なのである。聞いて見ると、それは私がかつて右の話をしてやつたその青年のことなのである。私は、口にこそ出さなかつたが、成程よく右の教訓を實行してゐるものだ、と感心した次第であつた。

以上思ひ出すまゝに三つのお話を致した譯であるが、結びとして一言申上げれば、結局私は德を養へ、己れを修めよといふことを申上げたかつたのである。右の三話、いづれも方面は異つてゐるが、修養の大切なることを說くにおいては一致してゐるのである。かつてフランスのある賢人は、世界の大戰後における歐洲政治的、社會的混亂の狀態を慨嘆して、『如何なる敵に對しても、相衝つよりは相助ける方が相互の爲めに利益だ、といふことは定まりきつた事であるのに、人間は徒らに競爭の牙を剝いてゐる。』と戒めてゐるが、しからば相助ける爲めにはどうすればよいかと云ふに、それは最初の美德をこちらから發揮することである。而してその爲めには各自が德を修めるといふことを第一義としなければならないことになるのである。

餘力のある限り、他人のためにも自分の理想通りを手傳つてやれ、といふのである。しかし、そのために決して禮を云はれようとしてはならぬ。たゞに禮を云はれようとしてはならないのみならず、そうした自分の努力が他人なり主人なりの目に止らない場合でも、決して不平を云つてはならない。だから忍苦せよ、サッファーせよ、といふのである。而してその忍苦たるや、また厭々ながらの忍苦であつてはならない。ニコニコと惠比須顏で忍苦せよ(ウイズ・スマイル)、と書いてある。これだけやれば、お前の同僚は必ずお前がなくちやならないといふことを感ずるやうになるであらうし、主人も亦お前が居なくては困ると云ふやうになるであらう。人生何事をなすも勝利にあり、而して勝利に達するの道はこれより外にはない。

大體以上のやうなことが書いてあつたのである。寔にいゝ教訓であると考へる。併し、前にも云つた樣に、自分には

練習生見學記

(四)

(1) 小田原少年刑務所——十二月十六日
(2) 府中刑務所建築場——十二月廿三日
(3) 東京地方專賣局業平分工場——一月十三日

☒小田原少年刑務所見學記

染川直人

あわただしかつた昭和八年の暮近い十二月十六日小田原少年刑務所を見學する事になつた。

正木先生の言葉を借りて言へば昭和九年一月一日は東西に於ける記念すべき日である。西に於ては獨逸のヒットラー首相が斷種を斷行し東に於ては我行刑界に累進處遇を實施する日であると。

此の光輝ある一月一日を餘す處十五日と謂ふ今日イングランド式累進處遇刑務所として知られた小田原少年刑務所を見學する事は吾々行刑學徒に取つて有意義な事である、慌しい近代人の戀を表はす東京行進曲の小田急でサーベル腰に小田原刑務所見學に行くのである。車内は練習生五十六名によつて滿たされ各所にほがらかな漫談が交はされる。車外は滿目蕭然たる武藏野の冬景色にチヤアムされながら一時間半の車中生活は一瞬間の間に過ぎ目的地小田原驛に着いた。時九時四十分、淡い冬の陽光は吾々の見學を祝福するかの樣、何となく希望を感じつゝ少年刑務所に向つた。

先づ表門を入ると第一に感じたのは若い看守長殿の明るいにこにことした笑顔である。敎化第一の要諦は此の態度ではなからうか。

案内せられて演武場に落付き待つ事五六分にして所長殿と幹部の二人が御見えになつた。そして所長殿より沿革及處遇方法に付御說明が有つた。夫れから二班に分かれ見學する事となり私は第一班の人となつて溫顏な看守長殿に案内され第一番は運動場からであつた。此處は私の樣な成年刑務所以外に勤務した事のない者には軍隊の營庭を聯想させられて意外の感に打たれた。そして此の運動場に右向け左向け、前進め、小隊行進、中隊行進、分列等々の軍隊敎練をする、受刑者は如何にも元氣に滿ちて成年受刑者には見られない情景であつた。次に舍房に這入ると此の建物は大震災直後建てられたとかで大部分は木造であつて、多少貧弱な感じはしたが採光換氣が充分に出來て居て、見學に來た吾々も明るい氣分に充たされるのを感せずには居られなかつた。

嚴めしい赤煉瓦の鐵格子よりも此處の樣な建物の方が受刑者を感化するに大きな抱擁力を持つ樣に思はれ如何にも少年刑務所らしい感に打たれた。舍房から外へ出ると大きいとは謂へないが可成のプールがあつた。多の事で新らしい水ではないが其のすぐ傍にある少年二宮尊德先生の像と對象して敎育行刑を物語るに充分なるを感じた。工場に這入ると此處も又私の樣な成年受刑者にのみ接して居る者から見ると受刑者の規律正しく快活なのには刑務所と謂ふ觀念は吹き飛ばされて終つた。

音に聽く漁撈訓練刑務所浦賀支所は當刑務所の支所なので行刑學徒であり實務家である吾々の見學しておかなくてはならない所だのに時間の關係で見學する事の出來なかつたのは如何にも殘念な事であつた。

一同は一巡して晝食の御馳走を受け今日の今一つのプログラムと成つて居る箱根に向ふ爲め印象深い小田原少年刑務所に別れを告げて出發した。

☒府中刑務所建築場見學の記

T S生

刑は刑なきを期するに在ることは今更言ふまでもない。しかしそれを實現せしむることの困難なことは、もとより長い歷史を檢さずとも明かなことであらう。就中所謂慣習犯人に對しては意識的に逃避せんとさへそれほどに難物視され來つたのである。百折撓まざる我等の先覺者の血みどろの苦心漸く報いられ、今や實績を待つあるのみと言はれるが累犯者に對する施設果して萬全を期し得たりや疑問である。現在我國に於いて累犯專門と呼ばれる特殊な存在巢鴨刑務所が、嚮て更生せんとする府中建築場こそは、總ての點に於て我等の關心措かざるところである。

昭和八年十二月二十三日、天津日嗣の皇子殿下御降誕の御慶窮りなき日、卽ち我等が府中に向ふの日であつた。

午前九時四谷新宿發の京王電車に身を託し、武藏野大平原をひた走る輕快なりズムに醉はされ乍ら、途々、窓外に送り迎へる民屋の誠心こめた祝賀の國旗に異狀な昂奮を覺えつゝ約四十分、府中驛に下車昔を偲ぶ並木街道を二臺の自動車に分乘し右手に聳ゆるさながら城廓の如き建築場に向つたのである。鐵線張りの假圍をくゞり俄造りの應接室に通され、中尾典獄補殿に一場の御說明を拜聽して構内を一巡した。此の日の收容人員は二千九名職員百三十名餘にして主な作業は大部分移轉され、廳舍の未完成を除いては殆んど竣工に近い。施設等に就いては今更喋々するまでもなく廳舍續いて戒護事務所、醫務所を中心に左右の獨居、雜居の兩舍房、共に地下道により連絡する幾多の大工場、それに接して省線に連絡せる大倉庫等々、人件の節約、戒護の便宜實に至れり盡せりの感がある。殊に醫務室に在りてはレントゲンの設備あること

より大體のお察しを願ひたいと思ふ。總工費四百二十萬圓とか二十世紀に於ける我國行刑界の表徴たるに相應しいものであつた。

しかし筆者は本日の見學に於て非常な衝動を受けたことが二あつた。それは中尾典獄補殿御說明の中に設備の完全は單なる經濟上の問題で要は理論が如何に實務の上に解決せられたかを確めることが必要であると、他の一は岡部所長殿が非常な苦心せられて求められ巡て教誨堂前の庭園に飾られるといふ無心の童像であつた。

我等は教化機能の中樞としてその能率を高めるために種々の施設の改良を欲することはもとより當然のことであるが、飽くまで對者の存在を忘れてはならない。絢爛たる科學の粋を驅て我等のより良き補助者たらしめんとすることは決して無駄なことではない。しかしそれを以て無事足れりとなし、明い行刑、教化の十全を期し得たりと斷じ得らるゝや否や。對者を度外視して單なる施設の改良は所謂監獄適應性を養成するの外何物もないであらう。社會期待することは出來ないであらう。社會復歸への過渡期であると謂はれる行刑の理想としては、生活樣式のそれは社會生活のそれと同樣でなければならぬ。而も時代に適應せざるべからざることは我々が自由法學的なると何等異るところはない筈である。藥屋根行刑必ずしも教育の障害たり得るであらうか。

岡部所長殿が設置せんとせられた無心の童像には筆者は非常に考へさせられた。以下或は無禮の忖度となるかも知れぬが筆者は之を童心の要求と考へ極めて重要なものであると考へしめられた。即ち犯罪性の撲滅は先づ童心の要求より始まるのであらう。げにや行刑は先づ奪ふことでなければならぬ。奪ふことある教育に於て單なる教育と根底的に差異あるものとなるのである。奪うてのち與へるもの即ち社會性の扶植は我等の最も安當な職責と言ひ得るであらう。

以上は見學記として甚だ當を得ないものでないかも知れない。しかし筆者の僞らざる告白であることを諒として戴きたい。

終りに府中刑務所建築場皆樣に失言を謝すると共に心から御歡待を忝ふしたことを練習生に代つて厚く御禮申上げる次第であります。（終）

⊠東京地方專賣局業平分工場

志田忠好

一月十三日、樂しい練習所の見學も十三回目となつた。由來十三と云ふ數は西洋では非常に嫌つて、ホテルの室も十三の番號のついたのは拔きにしてある相だ。何故此の樣に忌むかと云へば、昔基督が磔の刑に處せられる時、最後の晩餐會に集つた者も十三人であつたからだ相だ。世は非常時だ、非常時日本國民は、何もこんな詰らない毛唐の迷信に囚はれる必要はない。それで私は、此の十三の二つ重つて居る見學記を書く事を命ぜられた事を、寧ろ光榮として喜んだ事であつた。

閑話休題、今日は朝から大陽が輝いて絶好の見學日和だ。で、總員五十六名事故なしである。唯、中に二三の人が近づく試驗の準備に、目の色を變へて六法全書と首つ引きをして居るのが特に目立つが、其の樣子は今日の天氣に反して、凄慘な氣が漲つて居る。

定刻目的の業平分工場へ着く、而して此處の從業者達の休憩室兼食堂となつて居る、一千五百人の收容力があると云ふ大ホールの喫煙所に案內される。室は所謂中央暖房裝置に依つて採煖されて居るので、外の寒さを忘れて仕舞ふ。此處で係りの方から、當工場の概況の御說明を承はる。

其の大略を述べれば、當工場は昨年二月に竣工した最新式の設備の工場であつて、主として、發賣するや俄然喫煙家の寵兒となつた曉を製造し、其の一日の製產高は勿驚一千萬本、此の莫大な數を聞ては、其の昔民間煙草製造者の第一人者と謂はれた、此の勿驚の當時の新流行語の創作者たる天狗煙草の製造者も定めし地下で驚きの餘り、天狗鼻をへし折られた事であらうと私は獨り微苦笑した。尙此の外に朝日二百七十四萬本、敷島六十四萬本宛を日々製造する相で、其の中特に曉には、あの獨特の香味を出すことに加工されて居るとの事である。

從業人員は總計一千百十人、內男は僅か二百三十五人であつて、斷然女が多い。從業時間は午前七時三十分就業、午後四時三十分罷業、其の間一時間を食事休憩等に費すので、正味八時間、所謂八時間勞働を實施して居る譯である。賃金は一日平均男工二圓三十五錢、女工一圓三十七錢であつて、尙其の外に從業者の發奮努力を促すの手段として、五ヶ月間無缺勤者には九日分の日給に相當する賞與金を給するとの事。

次に從業者の成人教育には特に力を注ぎ、年三回位、大學教授を招聘して各種の講義を聽講させる。而して此の聽義は場合に依り、長期に涉つて開かれることもあり、又短期間に行はれることもあるとの事だ。又從業者には時々此の大ホールで、活動寫眞の映寫をなし、或は其他の娛樂機關を設備して慰安に力め、且趣味の向上を圖つて居るとの事である。殊に女子從業者は其の大部分を占めて居るのであるから、女子には特に教育其他に細心の注意を拂ひ、新採用者には二ヶ年間、從業時間內に補習教育として、高等女學校一二年程度の學科並に、裁縫ミシン等、將來家庭の主婦として必要な技藝を教授するとの事である。因に從業者の大部分は小學校又は高等小學校の卒業者を採用して居るとの事である。又此處には共濟組合が組織されて居て、月に一日分の日給を積立てゝ置くと五ヶ年間に百圓位になるから、之を組合で倍額の二百圓として返すので、此の金は之等女子從業員の嫁入仕度となるのであるが、近頃

は時節柄結婚しても退職する人は少いので、之等の人達の爲めに託兒所の設備をして便利を圖つて居るとの事である。

紙巻煙草の製産過程は、葉組、截柄、濕潤、加香（曉）積葉、壓搾截斷、截刻巻上（中研式巻上機に依る）の工程を經たものを檢査し、之に合格したものが包裝箱詰されて市場へ出ることになつて居る。而して此の巻煙草は全國から製産する葉煙草を適宜に混合して製作するから全國何處の工場から出たのも同じ品質であるとの事で、所謂作業統制が好く執れて居る譯である。

一通りの御說明を拜聽し終つて、先づ曉の工場を拜見する。見學は略上述の製作順序に從つて順次廻つたが、何れの工場も其の規模の大なるに、又採光、採煖除塵、換氣其他の衞生設備の完備に、且各機械の配列、人員の配置、災害防止裝置及び整頓等々の行屆いたのには、流石は帝都に最新を誇る官營工場であると、感嘆を禁じ得ない。殊に其の中に立つて薄水色の作業衣を着けて側目も振らずに手捌きも鮮かに働いて居る數多の女性の眞摯な態度には、或る尊さを覺え、輓近新聞紙を賑はす所謂有閑マダムに、斯うした働き振りを見せてやり度いとさへ思つた事であつた。又私等一行を最も驚嘆せしめたのは、一分間實に八百五十本宛の曉を巻上げると云ふ中研式巻上機、並に一分間曉百五十袋を包裝すると云ふスタンダード式裝置箱詰機であつて、何れも感嘆の聲を放ち暫しは呆然として見惚れて、引率の大森先生に注意された人もあつたので、動もすれば刑務所の通弊たる、人を見れば泥坊と思への主觀に囚はれ易くなり、此の愚問を發した自分を恥ぢた。最後に例の託兒所を覗かして貰ふ。此處には數多の幼兒が數人の媒姆に守られて、嬉々として遊び戲れて居た。結婚後の職業婦人に對して、斯うした行屆いた施設をして居るのも官營工場なればこそと私は思つた。

全部の見學を終へて時計を見たら十一時半であつた。私達は本年最初の、そして練習生として出席する最後であるかも知れない茶話會に臨むべく協會へ向つた。

本日の見學は私達刑務官に益する處甚だ大なるものがあつた。私達は此の見學に依つて得た知識を行刑に採り入れ、以て教育刑の目的を達することに努力しなければならぬと思つた。（終り）



讀者の頁

⊙科學的行刑の實質に就て

甲府　村松榮造

ある事象による刺戟に基いて變化する心理狀態が何等かに裨補せんとする努力の素因を爲すものであることは多くの場合共通な辿りをなすものである。然し其の事象に慣れるに從つてその事象が意識の背後に退き最初の努力も緊張もおのずと薄らぎ更らに異つたる反應をすら起すに至るものである事は人の心理的弱點と言ふべきであつて、或る程度までは避く可らざることである。殊に變化の少ない雰圍氣中に在る收容者の心理狀態こそ然りである。因つて最初の緊張を失はない爲に不斷の努力を繰り返へさねばならぬことは吾等が職責として言はずもがなである。

將に行刑の教育化が理論を越えて實踐化されつゝある機に際し、吾等が使命の重大なるを强調するものである。

累進處遇令實施てふ一事象が彼等の心理に如何なる刺戟を齎しつゝあるか……若し彼等が所謂社會的俗見にもとずくところの從來の刑罰觀念がぬぐひ得られないとしたらば其の責や奈邊にあるやと……自問せざるを得ない。

制度が如何に改正せられ、其の内容が充實されても之を理解し得ざるが爲に運用の適正を誤らんか、新令の根本精神も破壞され竟いには効果の完成を期す能はざる結果に至るものであらう。

思潮の推移に伴ふ近代行刑が、其の成績を擧揚する上に於て……長い間あつかはれてきた他治的教化の域を突破し自然科學に結び付けたところの科學行刑に重點をおかれて專ら自治的教化にと躍進なしつゝあるとは疑ひないところである。

精神的教化てふ片面的な行刑が齎らす禍根は彼等の性格に對する誤斷となり僞善に因む妄信となつて竟には失敗に終り、し事實は尠くないのである。

しかく彼等に對する教化の問題が、精神科學にのみ偏する事なく、自然科學の力との共同作用によつてのみよくその完璧を期し得らるゝものなり……とは屢々正木先生の御高見をいたゞくところである。

吾等が行刑の改善作用を確信すればする程そこに明かにされねばならぬものは彼等各個人の心理狀勢、換言すれば彼等の性格であり、特質であらねばならぬ。然も彼等の個性や特質は抽象的な議論や形式的な診斷で斷片的に斷定なし得らるゝものではなく、やはり科學的な展向力に委ねる事が緊切なる要件をなすものであることは疑いない筈だ。然も終日彼等と起居を同じくする吾等看守の保持する

實質的な技術こそこの科學的な展開の實現に最も力あるものなる事を確信するものである。

累進處遇令第二章各條及第三章一部條項等は斯るところに重點を於てこそ釋明さるゝものである。

新制度實施による一事象が彼等の心理に異常なる衝動を呼びつゝある機に直面し、詳さに彼等個々の心情を洞察し以つて處遇の適正を誤らざるの用意こそ肝要である。（一、三〇）

⊙累進準備會と看守

上田　小宮山生

他力注入的改善の堰を遂に破つた我が行刑の潮は、即ち謂ふところの自らの力、自らの汗、自らの行動に據つて、自らが組織立て行くと言ふ所謂能働自力的改善を目標として目下全刑務所擧げて之が完行の一路へ邁進しつゝあることは已に吾人周知の事實である。

此の意義深き累進制度の誕生に因つて我々刑務官吏の責任は如何に加重されたか、又如何に眞劍的處遇を要するかは幾多賢明なる諸兄が本誌上に於て已に筆を盡されしところなるを以つて、私は玆に本制度の中樞根幹、將又生命とも稱すべき彼の累進準備會の使命目的並に之に參與し得る我々看守の責任に付聊が所見を披瀝せんとするものである。

周知の如く累進處遇の目的は行刑の教化作用を技術化することに因つて眞に合法的社會生活に融和し得る國民を作るに在るが、此の技術的統制を一歩誤るときは、本處遇の目的効果は全く水泡に歸するのみか寧ろ此の制度の採用を爲さざるに如かざる場合のあることを否定することが出來ないのである。故に之等の弊を防ぎ、此の制度の根本目的を最も圓滑又適確に爲さんとするのが即ち此の累進準備會の使命であり、目的なのである。隨つて此の累進準備會は換言すれば本制度の公正機關である。即ち處遇の公正を圖ると謂ふ點に於て刑務委員會制度の一種に屬するのである。而して刑務委員會は本來行刑關係者以外の者を交へ公正なる判斷を爲さしむることに其の特徴を有するが此の準備會も又趣旨を其の點に採りたるに外ならない。隨つて本準備會を組織するところのものは直接權限を有する各部主任以外の看守長、保健技師、同技手、教誨師、教師、作業技師、同技手並に看守にして之等の者が所謂類を集めて評議意見を確定するものは主として受刑者の身上關係及人格並に所得點數の審査受刑者の分類、階級の編入、進級、進級の停止及其の低下等であるが其他轉業に關する意見又は上級に於て共同處遇を受けしむるに充分價値ある場合に爲す試驗的進級審査意見等々本處遇に關する重要事項は總て本會が責任を以つて其の意見を定ねばならぬところのものである。

就中所得點數審査は直ちに受刑者の成績に關係するものなるを以つて本準備會が最も愼重考慮細心なる注意を拂はねばならぬものであらう。萬が一此の審査上に於て本會が使命とする公正を缺き、判斷を誤るときは夫れこそ累進制度が最も恐れねばならぬところの「受刑者の反感自暴心」を極度に買ひさなきだに猜疑心深き彼等に及ぼす其の弊害たるや眞に底知れぬものがあらうからである。

此の使命重大なる累進準備會に我々看守が一員として參加し得ることは眞に無上の光榮であり、其の悦び多と謂はなければならない。惟ふに累進處遇の機微は先づ受刑者の日常行動を詳にし、以つて各自の特徴個性を完全に摑むことであらう。而して又得點の標準基礎となるべき作業の勉否並に其の成績、操行の良否、責任觀念及意志の强弱等を探究せねばならぬが之等の條件は一朝一夕にしては到底其の全部を得られるものではない。夫れは終始不斷長日月間責任ある視察に依つてこそ得らるゝ賜である。

⊙行刑教化

新月生

或る日一人の旅人が道を急いで居りました、そこへ風の神樣と陽の神樣とか出合ひ、あの旅人の羽織をどちらが早く脫がせる事が出來るか一つ腕試しをやつて見やうじやないかと云ふ話が一決致しました。

そこで先づ風の神樣は自分が得意とする烈風を盛に送りますが、風が强く成れば成る程旅人は羽織を吹き飛ばされまいとして、强く襟を握り締めて歩くので到々羽織を脫がせる事が出來ませんでした。

此度は陽の神樣の番です、陽の神樣はそこで非常に氣持のよいポカ〳〵する暖い日光を送りました處が、旅人は「嗚呼今日は本當に天氣がよくて暖だ」と云ひ乍ら、羽織を脫いで仕舞つたと云ふ事です。

私は行刑教化の祕訣は實に玆に有ると思ひます。威嚇の時代は既に過ぎ去りました。現在の行刑は教育にある事は云ふまでもありません。我等刑務官吏が收容者を教化善導し、善良なる社會人として再び社會に送り出し、社會に役立つ人間を造るには並大抵の努力では不可能です。

今日は學問智識の點では到底我等が及ぶ事の出來ない程の造詣深い人間も澤山收容されてゐる狀態です。それ等の者を指導教化するには先ず我等の人格養成が最も必要です。

そして太陽の光の如く嚴にして併も溫和な潤ひを持ち同情深く而して强き信念に燃えた熱烈な態度で接する事です。

そうすれば必ず如何なる者も其の德に擊たれ情に醒き覺醒する事は間違の無い事です。學問があり社會的地位の高い人が必ず人格者とは云はれません。

人格は身分や智識とは無關係です。我等刑務官吏は常に行刑教育者であり、教化的意味の人間改造家であると云ふ覺悟で收容者を取扱はねばなりません。

そして其の目的達成の爲に不退轉の心を持つて、勇往邁進せねばならぬと考へます。

終り

⊙詣でつゝ

名古屋　梅村春汀

キリゝと心身を引き締める快い未明の冷氣。瞳の名殘の星の光りが立ち並ぶ老杉の梢の上で一つ一つつめたく消えてゆく。拜殿近く炎々と空を焦す大篝火、其の焔に映へる大杉の幹に眞新らしい大〆繩、純白な垂紙がニタ〳〵と揺ぐ。森嚴なあわたゞしさとでも云はうか織るように行き交ふ參拜の人々の玉砂利を踏む足音が賑かな爽やかなリズムを奏でる。

額づく拜殿の敷石の冷たさも常にはあらず快よい刺戟を感じる。清純な心健やかな身を神前に額づいて、去りし年の恩寵の感謝とこん年の加護を祈るこの瞬間の虔ましい朗らかさ、われ生きて神國の民としてある事の幸を心の奥より感激せざるを得ない。

年首靜かに頭を囘らして過去を反省する。世界とか國家とか云ふ大きな領域はしばらく是をおいて、一個の人としての吾を深く省みる事は決して無意義なことではないと思ふ。あわたゞしく去つて逝つた過去の足跡、其の歩みに邪はなかつたか停滯はなかつたか輕燥はなかつたか妄動はなかつたか、自ら省みて悔なき足跡を印する事が出來たか否か、古人の諷刺を其の儘に『今年は今年はとて暮れにけり』の愚を繰言するに至りはしなかつたか。

また行刑人としての吾が歩みに危懼や遲滯はなかつたか、教育刑主義を標榜して受刑者に明るく正しく朗らかな人格の發現と伸展を要求するものは先づ自らが其の儀表となり模範台となり切らねばならぬ。斯の如き事は縷言する迄もなく承知してゐる事でありながら、過去一年の自分の内的外的の言動が正しく之を實行し得たかどうか今省みれば實に慚愧に堪へない。成程自分としては大なる事故も無く職務を遂行し得るには得たが其のあまりに消極的な微溫的な無事平穩さであつた。省みてあまりに淋しい足跡であつた。事勿れ主義は一寸見には職務に忠實なようでありながら實は反つて職務に不忠實な證左である。眞に徹底的に自己の職責を完行せんとする者はより積極的であり進歩的であり啓發的であらねばならぬ。この點ともすれば退嬰的であつた自己の不明を痛感して今年こそは自己の力の及ぶ限りを傾到して職責に精進せん事を希ふものである。殊に累進處遇令の實施による新らしき行刑の進展は私の研鑽と努力を大いに必要とする。理想を口にするは容易い。が其の實行が至難なのである。制度の完璧は机上では出來ない。隱忍自重努力、あらゆる障礙を排除して是を實行せんとする勇氣と信念にまたねばならない。

教育刑理論は既に萬人によつて論じつくされ研究し盡されてゐる。今や理論の時代は去つて實行の域に入つたのだ。

參謀統監部の手を離れて其の實戰命令は私達戰士の頭に下つた。見はるかす戰線の視野は廣い。新兵器は私達の力闘奮戰を待つてゐる。

肩に負はされた責務の重さが加はれば加はる程私達としては働き甲斐があるわけだ。今こそ私達の勇氣と果敢とを以て永い傳統と偏見と保守的精神にとりまかれて居つた行刑觀念を、内から外から覺醒し認識せしめて徹底的に改革の實をあげねばならぬ。本年こそは積極的により以上自己を充實せしめ、熱誠果敢潑溂たる指導精神を以てより以上行刑人としての職務を意義あらしめて悔なき事を期せねばならぬ。

すがしき新旦の神前に誓ひ且祈る。

（熱田神宮に詣でつゝ）九、一、一

⊙刑務官の責任

名古屋　阿部生

偉大なる生活は多數人間の慾望する處にして而も良く之に到達するもの少し。而して崇高なる生活は、多數人間の思ひ到らざる處に存在して到達せんと欲すれば到達し得べき而も偉大なる生活たるを知る可なり。

彼の學校教師や僧侶や之を俗眼に映ずれば只平凡なる職業視せらるゝものゝ如し。人間の高尚と慰安は彼の人々の指示する處にある在りて、其の職分は最も偉大にして最も崇高なることを思はずんばあるべからず。

斯く思惟する時、吾等は謬て刑務官吏として看守てふ職分を仰ぐとき其の責務の高き位置にあることを否まんと欲するも得ざる處なり。

吾等は私かに想見す、看守者の責任や責務が收容者の逃走を監視するものゝみにはあらざる可し。

而して法律が犯罪に對する未然法たるとき行刑法は現在法として其の目的たるや前者の未然法よりより以上に困難と困難に伴ふ權威にあることを證すべし。則ち之を一人體の健康に借如へて論ずれば未然法の法律は衞生學者の衞生論に過ぎざるべし、其の衞生論たるや健康保持の關係に出づるものなるも一朝病痾の厄に遭遇せんか、衞生論も駟馬の及ばざると同一轍なり。

事玆に到らば病症の如何に依つて内外科何れとしても藥劑手術の現在法たるべぎ醫伯を要すること切なるべし。

行刑法の切なる又此の理に合致す。而も行刑法の活用は刑務官吏一般の腦裡掌中に歸す靈の殺活幸福の與奪一に係りて此の重務の人にあり。

吾等仰がざらんと欲するも禁じ得ざるなり。

看守は行刑法の執行者たる位置と教育家としての位置と宗教家としての位置と此三大權威に立脚したる榮譽と偉崇に居る機會の所有者なり。

一看守の忠實なる職務の自覺夫が嬴て收容者の悔悟を促さんか、其數一年に一人なりと雖も其功は三軍の元帥よりも一

國印綬の政治家よりも講壇の說教僧よりも大學教授の權威ある一大學理よりも、より以上の崇高にして偉大なる職分の光彩を稱揚し得し。

一收容者の悔悟之を宇宙の大を以てせば余りに小なるが如からんも、是を靈の上に觀ば道德の復活なり。クリストの復活も釋迦の輪廻再生說も要するに人間自覺の豫表的說示なり。

斯くて一收容者の悔悟は他の收容者の共鳴となり、家庭の和樂となり、國家社會の勝利に歸し、之を藝術的に云はゞ莊嚴の極致なり。

一收容者の改悛眞に徹底的ならば、渠は渠を中心として家庭社會の新らしき意義を作らん。收容者の遷善性と看守の職務自覺との約束合致と玆に到らば一居房一工場乃至全刑務所に涉りて善良の共鳴と化し、頻々として假釋放者の數と釋放者の完全なる復歸を見るべし。

庶幾看守者に對して吾等は其の職務の重大なるに敬意を表すると共に其自重を仰ぐものなり。

⊙敎化行刑の似而非醫學的考察

滋賀彦根刑務支所　黒田巖

行刑の敎化的施設を評して、宛ら病院のそれの如きものである、と言つた人があるとのことである。

然り、敎化行刑は犯罪と言ふ病氣を治療し、善良な公民といふ健康體にして、之を社會に送り出し、一般の危險を救はむとするものである。而して、之をしも刑罰執行の上に非難すべき理論は成り立たないであらうことを、わたくしは信ずるものである。

何故かなれば、彼の應報乃至威嚇的行刑時代に於いてすら、其の極るところが犯罪を可及限防止して、國家の安寧秩序を維持しようとしたことを認め得られる。されば玆に行刑の進化上、如何にすればより多くの效果を期待し得られるかの問題が生じて來るのは蓋し當然なことであり、從つて幾多の好き實證を持つ敎化行刑が普及し發達することに、何等の不思議はないと惟ふからである。

故にわたくしは、今更の如く是非を呶々することを控え、恰もよしこの譬喩を捉えて、いま少し深く敎化行刑の似而非醫學的考察を、左に試みようとするものである。

即ち醫學と言つても、昔の所謂漢法的なものがあれば、近頃の文明化學的なものもある。而して、其の技術の上から見ても、前者は經驗を主とし、多くの場合容態に依つて投藥施療した模樣であり、後者は一步進むで物理科學の應用に依つて具さに病源を究め、患部を明らかにして、それに適應する投藥施療をするものである。從つて兩者の效果に就いては、申す迄も無く現代の情勢乃至世人の信賴程度に據り、其の孰れに價値が多いかを實證され得るものと思ふ。

さて、それから、世俗に謂ふ「病は氣から」との言葉、換言すれば病者自身の精神作用が、治療上多大な影響のあることに就いては、之れ醫學上の眞理では無からうか。

そして其の醫を掌る人物自體に付いても、俗に所謂藪醫者もあれば、また博士の地位にあられる人も在るのである。

更らに「醫は仁術なり」といふことは過去、現在、未來に於いて不變の道德であらねばならないと考へる。

之等を行刑の上に譬へるならば、從來の敎化行刑は恰も漢法的醫學のそれに當らないだらうか、そして現今殊に我が行刑累進處遇制度は即ち文化的醫學に稍々通じては居ないであらうか。

何故かなれば、改善の目的に就いては兩者變りはないが、其の手段に於いて正に後者は一步進むで居るのである。即ち從來の敎化行刑は犯罪者の個性を審査する上に於いて、多くは外見的な形式的な觀察に止り勝ちであつたが爲に、或は徒らに僞善心を助長せしめるとの誹りを免れ得なかつたであらうし、又何より重要なる、犯罪者自らの改善的精神作用に付いては、比較的無關心と言ふ憾が無いでもなかつたし、よしんば多少の關心が拂れて居たとしても、其設備に缺くるところがあつた爲に、從つて敎化の手段が强制的であり姑息的であつたやうに考察し得るのである。反之現今の我が累進處遇制度は、即ち彼等の個性等を各科學の知識を基礎として調査し、それをレントゲンとし顯微鏡として或は僞善の弊害を除去し、或は犯罪原因を糺明して改善の適當處置を採ると共に、一方精神の轉換法即ち自力的改善の手段（敎化的改善的刺戟の連鎖とも謂ふべき優遇）を講じ併而自己乃至共同的攝生心（自治精神）を涵養せしめようとするものであると認め得るからである。

さりとは言へ、如何に立派なる文化設備を施した病院とても、醫者が所謂藪醫に屬するものであるなれば、却つて人を害し世を毒することが大きいと同樣、しかく誇る可き行刑制度も、之を用ふる人の手腕が稚拙であり、知識が偏狹であつたならば、到底所期の目的を達し得られぬのみか、反動的痛恨事を招來して、剩へ敎化行刑反對論者の嘲笑を買ふ處れがあり、しかあらしめない爲玆にわれわれ刑務官吏に對し、一段の努力を要求せられてゐるのではあるまいかと、わたくしは推察するのである。

而して又將來の刑務官吏は、宜敷、熱誠なる同情を以て、彼等の自力的改善を支持すべきである、との職業道德は、恰も「醫は仁術なり」との語に相通ずるものではなからうか。

（昭和九、一、一九夜）

スクラップ・ニュース

□七年振りの刑事課長會議

内務省の全國刑事課長事務打合會は七年振りで一月十八日午前十時から第一會議室で開催、お膝下の警視廳の盛本、浦川、吉川三課長、道府縣刑事課長をはじめ臺灣、朝鮮、關東廳、憲兵司令部、司法省からも關係官出席、内務省側からは松本警保局長以下各課長、事務官がづらりと列席、先づ松本警保局長から刑事警察の充實、諸施設の整備、民衆警察の實を擧げ公安の維持と民福の增進のため貢献されたいといふ意味の訓示があつて協議に入る。

指示事項は

一、刑事警察上の連絡　一、捜査の機密保持　一、刑事警察官吏の教養

一、外勤警察官吏に對する刑事警察教養　一、移動警察等五項目である。この眼目は、社會情勢の推移につれて各種犯罪が增加の傾向なので、電信、電話、ラヂオで全國的手配の時は全國各刑事課は網張り爭ひを排除し、仲よく圓滿に敏速に聯絡をとり、また自動車その他の交通機關が發達して犯人の逃走も巧妙になるので、このスピード時代に處して移動警察その他科學的捜査網の整備から指紋をはじめ理化學的鑑識施設の擴充をなし、例へば指紋の如き今後は東京、大阪、福岡の三ヶ所に統一本部を新設、同じ指紋を全國に配布しておき、必要を生じた場合には手近で連絡をとり科學捜査からも犯罪檢擧の端緒をつかむといふ方針で討議された。尚ほこの日は小山法相の官邸における午餐會があつて午後五時會議を終り十九日も續行された。

（一・一九・東朝）

□警保局が指紋統一を圖る

内務省警保局では右の全國刑事課長打合せ會の討議に基き、指紋の全國的統一と擴充のため直ちに具體的準備に着手することに決定、近く指紋原紙の大さ、様式、索引方法等を研究協議する。現在ある指紋は明治四十一年から創始した司法省關係の所謂刑務所指紋が六十五萬、内務省關係では同様のものが警視廳に三十一萬、大阪に十八萬、福岡に十七萬、合せて六十六萬あり、この外刑務所の手にうつる一歩手前の所謂警察指紋は警視廳に十八萬、大阪に三十五萬、その他の府縣に三十八萬合せて九十一萬ある。而してこれら各府縣の保存法は區々であるため、この三者合せた二百二十萬といふ大部の指紋を全部集め、また今後は警察の手を通つたもの丶指紋を出來るだけ集めこれを新たに制定するいはゞ内務省式をもつて保存、東京、大坂、福岡の三ヶ所に同様のものを配布しておき、犯罪檢擧に際しては他の全機關の第一線にあつて特效を現さうといふ寸法である。

（一・二一・東朝）

□「無刑錄」の著者蘆東山の百五十年祭の計畫

無刑錄の著者として名高い蘆東山氏の百五十年祭並びに蘆東山記念館の建立が計畫されてゐるが、記念館は東山氏の嚴父蘆直林氏及び貫義桃井素忠氏を葬れる出生地、岩手縣東磐井郡藤民村の菊水庵附近に建立と決定、又百五十年祭は東山氏の墓碑前に於て擧行と決定したが、時期は今秋九月乃至十月になるであらう。東山氏資性剛直、流俗に從はず、三宅尚齋、室鳩巢諸儒に從ひ博聞强記を以て稱せられ、その本藩儒員に擧げらるゝや年少の身を以て名譽宿儒耆老の上にのぼる程だつたが、不敬の罪を得石母田の邑に幽閉せられ、屢々赦を請うて赦されず、二十四年にして始めて赦された。幽閉多年、治蹟悲憤の情禁ずる能はず、これを詩歌文章に托したがその著二十餘部となつた。無刑錄二十卷は彼が一生心血を注いで成れるもので、その師鳩巢の遺言を奉じて完成したものである。東山氏は斯くして安永五年六月二日年八十一にして致したが、無刑錄は我國刑事學界に不朽の名聲を傳へてゐる。（河北新報）

「全國の失業者二千人」

内務省社會局調査によれば昨年十一月一日現在の全國失業者狀況は失業者總數三九二、二九四人（調査人口七、三七三、一六一人）で、その内譯を見るに

給料生活者　六九、二〇三人

（調査人口一、七二三、二八〇人）

日傭勞働者　一八八、六〇五人

（調査人口一、七八五、七四〇人）

その他　一三四、四八六人

（調査人口三、八七四、一四一人）

その失業率は給料生活者四・〇四パーセント、日傭勞働者一〇・五六パーセントで、依然として日傭勞働者の失業が最も多い。併し失業者全體から見れば前月よりも七、八二四人を減じ、前年同月に比すれば一一一、六六四人の減少を見せてをり、前月に比して〇・一三パーセントの減少である。尚ほ右を府縣別とし東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡の七大府縣について見るに、失業者の最も多きは何といつても東京で七三、七四五人を算し、給料生活者、日傭勞働者共に斷然他府縣を拔いてゐる。次ぎは福岡の三六、九三二人、大阪の三一、六九一人であるが、給料生活者失業群は東京に次いで大阪が多く、日傭勞働者の失業者は東京に次いで神奈川、福岡の順となつてゐる。而して各府縣とも前月よりも多少は減少し前月の七・五パーセントに比し七・四パーセントとなつてゐる。右七大府縣における失業者總數は二三〇、〇〇八人で、給料生活者四〇、三五〇人、日傭勞働者一一八、一二三人、その他七一、五三五人の失業者となつてゐる。

（二・一四・東朝）



海外異聞錄

⊠ブルガリア國大赦令に絡る珍談

聖恩あまねく罪ある人の上にも及び、我國では皇太子殿下御降誕御慶福の大御心から恩赦の大詔煥發あらせられ、暗い刑務所内にも春光のいたる喜びの聲にあふれてゐるが我國のこの歡喜に引かへ、世の中は樣々で、斯ういふ國王の大赦を却つて怨みとしてゐる國がある。ブルガリアと云へば其處には明君の聞え高きボリス三世を戴く歐洲の農業國であるが、農業國だけに押寄せる不況の波は一層如何ともすることが出來ず、民力日に疲弊するばかりで、從つてそれが特に劇しく國内の刑務所は何處も大入滿員の有難からぬ盛況である。座して餓死を待つよりも微罪で牢獄にパンと寢床を得ることを上分別と考へるほどに民衆は貧乏してゐるが、そこへ此の正月にボリス陛下の大赦令があり、微罪者は刑務所から放免される事となつた。ところが、なんと囚人等はいづれも國王の御仁慈を恨んだといふのであるから大分變つてゐる。ブルガリアのさうした國情を裏書する一つの實例を擧げれば、昨年九月ブレヴナ刑務所を脫走したネノ・ニコロフと呼ぶ男が先般突然自首し刑期を完了したいと申出でた、と司直はその儀に及ばずと突ッ刎ねたが、奴さんなか〳〵承知せず『刑務所が何處よりもパラダイスだ』と頑張りつゞけて漸く刑務所入りを許されたとある。

⊠シベリア流刑者についての研究

人間の身體の各部分は始終使つてゐれば何ともないが、永く使はないといろ〳〵な變化を起すものである。例へば身體の各部にある關節には軟骨といふ骨があるが、その部分をなにかの理由で長期間も使はぬとカルシウム（石灰）その他が沈着して强直して全然動かなくなつてしまふ。この原因については新陳代謝の異常とか、刺戟の減少とか、血液循環の關係とか種々の說もあるが、未だこれと確定した說はなかつた。ところが、このカルシウム沈着について最近ロシアのある學者は『シベリア流刑となつて何十年と監房の堅いベッドに起臥した囚人の脊骨をレントゲン寫眞に撮影して見たところ脊骨の軟骨部に多くの石灰が沈着してゐることを發見した』と報告してゐるが、これは長年月に亘つて運動範圍を制限されてゐたゝめと說明してゐる。かく變化した脊骨は監房から出た後に、その人の活動を非常に阻害するもので、人道的にも重大問題であるとし、囚人の監房生活による身體の變化は從來あまり注意せられてゐなかつたので、今回の此の報告は將來に於ける囚人の取扱ひに對し種々の問題を提供するヒントを與へるものとして、目下各方面から注目せられてゐるとのことである。

⊠米國禁酒法の犧牲者と犯人數

今や公然と酒が飮めるやうになつた米國では、過去十三年間に禁酒法勵行のため約百名の官吏があたら生命を失つてゐる。そして負傷した吏員が六百餘、それだけの犧牲を拂つて逮捕した犯人の數が約八十萬人、そして差押へた酒類や釀造所を金高にすると二億五百十五萬一千ドルに達してゐるが、犧牲の最も多かつたのは一九三〇年で、官吏の殺されたもの十四名、負傷者百十六名に及んでゐるさうである。

⊠のんだく法廷の辯

シカゴ市のビール冷却器販賣人エドワード・ニコラス君或日のことぐでん〳〵に醉つ拂つてぶつ倒れたため法廷へ引つ張り出された。そこで裁判官の訊問に對してニコラス君憤然と答へたものだ「裁判長醉つ拂ふのは手前共のいはば商賣道具ですよ、醉つて見せなければビール冷し器の賣行きが惡いぢやありませんかお蔭でシカゴ全部のバーメン共と仲良しになつて賣付けるといふわけですよ、へゝゝ」と、これが利いたか譴責だけで無罪放免。

⊠ギャングの大脅威に備へて壁に光る眼

ギャングの本場アメリカでは目下ギャング退治の研究――つまり最新科學をとり入れてのこれが對策が最も盛んだが、ギャングが銀行などでホールドアップをやつてゐるところを全然氣づかれずに撮影して、犯行の動かぬ積極的證據を作る方法も一つの研究題目となつてゐた。ところが最近遂にこの懸案を解決すべき優秀な「知らぬ間に撮る寫眞機」が完成されギャング連大恐慌を來してゐるといふ。この寫眞機は視野が廣く距離の長短に拘らず焦點の合ふ優秀なレンズと感度の非常に鋭いフイルムを備へてゐる。この寫眞機を銀行その他ギャングの襲來するやうな建物の室の五、六ヶ所の壁の中に塗り込み、小さなレンズだけを出して置く、つまり種々の角度から人間に優る優秀な眼が見張つてゐるわけである。寫眞機からは諸所方々に導線が、これまた床や壁に塗り込まれて張りめぐらされ、その先端には足や手で押すボタンがついてゐる、さてギャング襲來となれば先づこのボタンが誰かによつて押される。すると電氣仕掛けによつて寫眞機内にある乾電地で動くモーターが活動し始める。そして寫眞機のフイルムの回轉とシャッターの開閉が始まる、この場合に寫眞機は自分の機體内に持つ動力で動く仕掛けになつてゐるので、假りにギャングが導線の一部を發見して、これを切斷してもその活動は停止しない。またギャングが寫眞機の生命ともいふべきレンズを發見し、これを射擊してもこのレンズは最近の研究に成る彈丸無敵のレンズだから大丈夫である。アメリカのギャングのホールドアップの統計的研究によるとギャングは平均三分間で仕事を濟ますことになつてゐる、それでこの犯行を撮影するには撮影時間が問題であるが、この新寫眞機では約三秒毎に正確な露出が斷續的に起り、全フイルムがほどけるまでには十二分かゝる。つまり二百四十コマを撮影することが出來るわけでこの間隔で撮影すればギャングの一擧手一投足を完全にフイルムに收め得られるさうである。またこの寫眞機は暗の明暗に應じて萬全を期す裝置も加へられてあつて、照明度として五フート燭から一フート燭位までの範圍で十分その機能を發揮出來ることになつてゐる。斯くして知らぬ間に撮られた寫眞は現像され警察に送られる。

⊠百十二歲の窃盜

三十にして立ち四十にして惑はずといふのは東洋の聖人孔子の教訓で、ハンガリアには適用しないと見え百十二才にもなつていまだ竊盜罪で訴へられたお爺さんがゐる。この老爺生來の愛煙家だが、金が思ふまゝにならぬところから遂惡心を起してブカレストの市に近い煙草畑で一寸失敬したかどで警察に拘引されたしかし高齡のお蔭で譴責で濟んだとのこと。

選句所感

刀羅象君の千鳥の句、静寂と寂寥の感を持つてゐるところ、彼の萬葉集中の山邊赤人の代表歌の一つなる「ぬば玉の夜の更けぬれば久木生ふる清き河原に千鳥しば鳴く」の歌をおのづから想起せしめるものがある。赤人の歌には静寂に徹した清淨さが讀む者の胸に迫るが、此の句にもさうしたものが包藏されてゐる。寒く冷たく磨ぎ出された月下の海濱、その寂しい濱のひと所にある畑、それは勿論收穫後の荒れたまゝの姿である。冬の波は月に輝きつゝひとり汀を洗つて、その波の音があたりを領してゐる。斯うして夜も更けて行かうとする時たま〳〵に啼く千鳴の群の聲である。しかも波の上にではなく濱の畑にあがつて啼くので、その悲痛な啼き聲は波にまぎれず、一層聽く者に迫る思ひがある。中七の表現はこの句の中心であつて、月の冴えの非常に凄い、そして、その月に殊更に啼く千鳥であることをも思はしめる力が籠つてゐる。

□

岳南君の「春宵」の句は、從來に殆ど見ぬ抒情的な句だ。尤も季題たる春宵そのものが情緒的なものであるが、それだけ俳句としては取扱ひ難いところがある。短歌の抒情的なるに對して俳句は敍事的であり、寫生によつてものゝ生命に觸れようとする傾向が著しいのである。これは一つは極めて短小な詩形である。その形式的制扼が大いにある。しかし、それだからと云つて對象を狹く小さく局限する必要はない。天地萬物皆な取材たり得るものである。蕪村の俳句には小說的構成のものが可成ある。そして効果を擧げてゐる。さて、此の句は支那街に聽く胡弓によつて春宵の感じを生かしてゐる。一刻價千金といはれる宵の春、それは何か物惱ましく、遣瀨ない思ひの湧く時である。この思ひに聽く胡弓の音、單調で原始的で、それで綿々たる哀愁を覺えしめる一面頽廢的なところのある胡弓の音は、感傷的になつてゐる春宵の心を一層感傷的にする。そして境地が支那街である。そこにエキゾチックな味が多分に漂ひ、日本内地の情景とは異つた印象がある。それは騷々しくはしやぎ立てるジャズ音樂などより反つて心に觸れる。これも物なやましき春の宵なればこそである。

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天地人

濱畑の月に來て啼く千鳥かな　大曲　刀羅象

春宵の支那街に聽く胡弓哉　朝鮮　岳南

人

梅咲くや緣の陽に干す餅あられ　新潟　晩霞

秀逸

春寒き淺瀨を濁す鴉かな　青森　布砂

淡雪や雫したゝるはだか鐘　名古屋　一心

春の雪湯屋を出る娘の素足かな　岡山　白潮生

萬兩や雪を支へし松の下　福岡　素川

鷄の聲船にきこえて春の川　大曲　華白

作

住遠空に富士も見えたり大繪凧　小菅　望

ストーブや壁に反り居る掲示板　福岡　琴

納屋裏の籾殻山や寒雀　小菅　瞳

春風を孕む出船の早きかな　大曲　呑洋

川に沿ふ土堤の長さや土筆　大曲　大鵬

門川に雪解の水の溢れけり　横手　初歩

畑打や鍬鶯に尻向けて　大曲　船風

假橋の低くかゝれり多の川　旭川　旭峰

熊祭小弓大きく構へけり　旭川　小雨

春雨や一夜に伸びしものゝ蔓　宮崎　ひろし

膝の子は蝶々へ眼うつしけり　飯田　中洲

句會する一間明るし寒の雨　長崎　あつを

紋服も袴も古し曆賣　京城　雄心

空稻架に夕風寒し鴨の聲　千葉　古山

釣糸の影長々と水ぬるむ　三重　綠葉子

寢靜まる藥屋の月や猫の戀　大曲　月舟

谷の家の小車音して水溫む　水戸　麥村

舟燒のごみ流しけり春の川　三重　宗綠

草庵の古き机や福壽草　福岡　渡月

萬兩の鉢拭き上げて飾りけり　福岡　虎溪

芍藥の赤き新葉や春の風　名古屋　春汀

見おろすや谷の小村の梅の花　熊本　愛山

大雪に灯をともしけり晝の家　大曲　綠路

□

晩霞君の梅の句はいかにも早春の田家の平和さを感じさせる。芭蕉の句に「鶯や餅に糞する縁の先」といふのがあるが、心境に何處か共通する清らかさを持つてゐる。縁の日向に出して干す餅あられ、そして、縁先に近く知いてゐるは白梅の花、いづれも素朴なものゝ配合であるところに反つて好感が湧く。梅は春早く咲くだけ、その見た眼の感じは寂しい花である。この寂しい花に艶麗なものを配材しても調和しない。櫻がはでやかな都會人とすれば梅は朴訥な田舎者である。洋館の庭にあつては一向に映えないが、藁屋の傍にあると何とも云へぬ雅趣を添へる花である。さうした梅の咲く家の縁側である。そこへ派手な着物とか蒲團とかを乾したとしたら調和のない句になつてしまう。たゞ句は美しくさへすればいゝと思つて、その寄せ集めをしたものが毎月多いが、この考へは改めなければならない。美しい着物を着せても人形はやはり人形で、生きては來ない。美辭を連ねた句はこれと同様である。それよりも生きた句、生命のこもつた句であらねばならない。

和かに來る野の風や桃の家　静岡　静湖
砂利取りや女もまじる春の川　飯田　史山
霜焼けの子に手當する餘寒かな　郡山　豊岳
塔の影斜に春の雪の上　柳町　紫園
小禽來て庭の椿を落しけり　安東　志峰
四十雀と雀と遊ぶ多木哉　室蘭　耕春
そり橋を渡れば梅のかをりけり　福岡　紫陽
清かに掃きたる庭や梅の花　静岡　三原山
春雪を重くたもてり庭の笹　飯田　榮一
翠帳に鳴き細り行く春蚊かな　全州　岳南
薄氷や構ひおくれし金魚池　名古屋　愁星
高き香の摘む手にうつる根芹かな　大阪　苅跡
晝ふかくしづるゝ音や屋根の雪　青森　巖
登校の子等の礫や厚氷　大阪　清穂
春寒く佛に香を焚く夜かな(母の死)　松本　長田
膝に寝し子を抱きなほす夜寒かな　静岡　重幸
着ふくれて釣する人や多の川　大阪　錦江
笹啼や朝の日あたる籔の中　巣鴨　晴月
朝の雪霽るゝに近し鶏の聲　青森　笑山
校庭や作り並べし雪達磨　大曲　秋郊
陽のあたる池の光りや浮寝鳥　千葉　泰山

行刑累進處遇令施行規程 (一)

巣鴨刑務所

第一條　新入者アリタルトキハ左ノ如ク各主任分擔シテ其ノ身上調査ヲ爲シ夫々別紙甲號樣式ノ身上調査表ニ記入ス可シ

一、イ欄　文書主任
二、ロ欄　戒護主任
三、ハ欄　作業主任
四、ニ欄　醫務主任
五、ホ欄　教務主任

所長ニ於テ必要ヲ認メタルトキハ前項以外ノ事項並職員ニ對シ調査ヲ命ズルコトアル可シ

第二條　身上調査ヲ終了シタルトキハ一應之ヲ調査ニ從事シタル各主任ニ回付シテ全體ヲ通覽セシメタル後文書主任ヲ經テ所長ニ提出シ所長ハ刑務官會議ノ議ヲ經テ其ノ處遇ヲ決定ス

刑務官會議ニ於テハ各主任ハ其處遇ニ關スル希望又ハ意見ヲ開陳ス可シ

第三條　行刑累進處遇令（以下單ニ令ト稱ス）第二十三條ニ依ル四種ノ區別ヲ表示スル爲便宜上之ヲ左ノ如ク呼稱ス

一、刑期三年以下ノ場合　甲類
二、刑期十年未滿ノ場合　乙類
三、刑期十五年未滿ノ場合　丙類
四、刑期十五年以上ノ場合　丁類

第四條　令第二十三條ニ依ル所得點數ノ評點ハ左ノ標準ニ從ヒテ之ヲ爲ス

一、作業ノ勉否並其成績

所得點數	勉否
0	怠惰
1	普通
2	勤勉

所得點數	作業成績	
	科數量	科時間
0	八分未滿	十等以下
1	了以下	十等以下
2	二割以外	八等以下
3	四割以外	六等以下
4	五割以上	五等以下

技巧並出來ニヨリ上榮ニ記所得點數ニ一點ヲ增シ得但所得點數ノ最高ガ四點ヲ超ユルコトヲ得ズ

二、操行ノ良否

所得點數	良否
0	不良
1	普通
2	稍良
3	良

三、責任觀念及意志ノ强弱

所得點數	
0	强弱薄弱
1	普通
2	稍强固
3	强固

第五條　反則ニ對スル評點ハ其ノ處分ノ決定アリタル月ノ所得點數ニ對シ之ヲ行フ

懲罰執行中、言渡猶豫期間中、假免除期間中ハ特ニ其ノ故ヲ以テ減點スルコトナシ

第六條　累進準備會ニ於ケル所得點數ノ評定ハ準備會係員ノ評點數ヲ平均シタルモノトシ少數點以下ハ五捨六入ス

第七條　休養其他ノ事故ニ因リ就業セザルコト月ノ全部ニ亘ル場合ト雖モ受刑者ノ行刑成績ヲ評點ス

前項ノ場合ニ於ケル所得點數ハ朱書スル事トシ之ヲ以テ責任點數ヲ消却スルコトナシ

第八條　月ノ中途ニ轉業シタル者ニ對スル所得點數ノ評點ハ轉業前並轉業後ノ係員ニ於テ夫々其工場出役期間ヲ完全ナル一月ト見テ其所得點數ヲ審査シタル上之ヲ平均ス

休養其他ノ事故ニ因リ就業セザルコト月ノ就業日數ノ二分ノ一以内ナルトキ亦同ジ

第九條　新入者ニ對スル階級ノ編入ガ月ノ中途ニ行ハレタル場合ノ評點ハ其後ノ出役期間ヲ完全ナル一月ト見テ其所得點數ヲ審査シタル上其ノ編入ガ月ノ上旬ナルトキハ之ニ一ヲ中旬ナルトキハ三分ノ二ヲ下旬ナルトキハ三分ノ一ヲ乘ジテ算出ス

休養其他ノ事故ニヨリ就業セザルコト月ノ就業日數ノ二分ノ一以上ニ及ブトキハ前項ニ於ケル下旬ノ者ニ準ズ

第十條　累進準備會ハ毎月二十日迄ニ前月所得點數ノ評點ヲ完了シ戒護主任ヲ經テ所長ニ報告スヘシ所長ハ直チニ刑務官會議ニ附議シ毎月二十五日迄ニ査定ヲ終了ス

第十一條　令第二十七條ニ依リ假進級ヲ爲サシムル事ヲ得ル受刑者ハ少ク共責任點數ノ三分ノ二以上ヲ消却シタル者ナル事ヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

假進級ノ期間ハ三月以内トス

第十二條　假進級ヲ許可セラレタル者ニハ誓約書ヲ提出セシメ適當ナル保證人ヲ立テシムルコトヲ得

第十三條　假進級ハ月ノ始メニ之ヲ行フ但シ特別ノ事情アル場合ハ月ノ中途ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得　此場合ニ於ケル其月ノ所得點數ノ評點ハ本規程第九條ノ原則ニ從フ

第十四條　假進級中ノ所得點數ハ朱書ヲ以テ記入ス但シ其進級確定シタルトキハ進級ノ當時ニ遡及シテ消却ノ效力ヲ生ズ

第十五條　令第二十七條第二項ニ依リ滯級セシムルコトヲ得ル場合ハ左ノ如シ

一、進級ノ言渡前ニ於テ反則ヲ爲シ其ノ情狀ニ憫諒スベキモノナキトキ

二、操行點並ニ責任意志點數ガ各全體ノ所得點數ノ四分ノ一以下ナルトキ

三、操行又ハ責任意志點數ガ最後ノ月ニ於テ零點ナルトキ

四、其他特別ノ事情アルトキ

滯級期間中ノ所得點數ハ朱書トス

第十六條　滯級ハ三月ノ期間ヲ超エザル範圍ニ於テ數回之ヲ繰返ス事ヲ得

第十七條　滯級ハ三月ノ範圍内ニ於テ之ヲ更新スルコトヲ得

第十八條　滯級又ハ進級停止ニ因リ其ノ級ニ留マルコト六月ニ及ビタル者ニシテ尚本規程第十五條ノ如キ事情アルトキハ其ノ級ニ於ケル所得點數ヲ抹消シ新タニ責任點數ヲ消却セシム　但シ情狀ニ因リ令第八十五條第八十六條ノ規定ヲ適用スルコトヲ妨ゲズ

第十九條　令第三十二條並令第三十七條ニ依リ受刑者ヨリ豫選セシム可キ者ハ殘刑三月以上ヲ有スルコトヲ要シ其數ハ五名トス

前項ノ候補者ハ豫メ所長ニ於テ之ヲ指定スルコトヲ得

第二十條　令第三十七條ニ依ル代表者ノ主タル任務ハ左ノ如シ

一、朝夕二回各居房ニ於ケル異狀ノ有無ヲ報告スルコト

二、處遇ニ關シ希望又ハ意見ヲ開陳スルコト

三、其他第一級者ノ規律維持、道德的生活ノ向上ニ關シ職員ノ補助ヲ爲スコト

第二十一條　令第三十七條第四十四條第四十九條ニ依リ選出セラレタル者ノ任期ハ六ケ月トス　但シ所長ニ於テ適當ト認メタルトキハ之ヲ更新スルコトヲ得

第二十二條　自己勞作ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條　累進準備會ハ毎月二十日迄ニ各管區別ニ之ヲ開キ管區長之ヲ掌理ス

前項以外ノ時期ト雖モ係員ノ請求アリタルトキハ管區長ハ速カニ之ヲ召集ス可シ

第二十四條　累進準備會ハ左記係員ノ中少ク共五名ノ出席アルニ非ザレバ有效ナル議決ヲ行フコトヲ得ズ

一、管區長

二、主管部長

三、擔當看守

四、保健技師又ハ保健技手

五、擔任教誨師

六、擔任作業技師又ハ技手

七、教　師

第二十五條　進級ノ停止ハ三月以内ノ範圍ニ於テ不定期ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　令第八十三條ノ免除ハ一定ノ條件ヲ付シ假ニ之ヲ行フコトヲ得

假ニ免除スル期間ハ三月以内トシ其期間其條件ヲ履行シタルトキハ免除ヲ確定シ然ラザルトキハ免除ヲ取消シ殘期間ノ停止ヲ行フ　但シ情狀ニ因リ令第八十五條ノ規程ヲ適用スルコトヲ得

假免除期間中ノ評點ニ付テハ本規程第十四條ノ規定ヲ準用ス

第二十七條　進級停止ノ言渡ヲ猶豫スル期間ハ三月以内トス

第二十八條　進級停止並進級停止言渡猶豫期間中ノ所得點數ハ朱書ス後者ノ場合ニ於テハ本規程第十四條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條　進級停止ノ處分ニ付テハ本規程第十六條ノ規定ヲ準用ス　但シ進級停止中ノ者ニ付新タニ令第八十條ノ事情ヲ生ジタル場合ニハ之ニ付キ更ニ三月ノ停止ヲ爲スコトヲ妨ゲズ此ノ場合ニ於ケル三月ノ期間ハ新タナル停止事由ヲ生ジタル時ヨリ進行ス

第三十條　進級停止並滯級ノ處分ハ前後相繼續シテ之ヲ爲スコトヲ得

第三十一條　次表ニ揭グル如キ一定ノ期間内ニ一定ノ所得點數ヲ得ザル受刑者ニ對シテハ本規程第十八條ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

	所得點數	
期間	操行並責任意志合計點數	總點數
第三級	十ヶ月	十五點	三十點
第二級	十ヶ月	三十點	四十五點
第一級	十ヶ月	四十點	九十點

第三十二條　各階級ノ處遇ハ當分別表ノ如ク之ヲ行フ

第三十三條　本規程第四條ニ依ル評點ハ別紙標準表（乙號樣式）並採點表（丙號樣式）ニ據リテ之ヲ爲ス

第三十四條　所得點數表ハ各受刑者ニ携帶セシムルモノト然ラザルモノトニ分チ別紙丁號戊號樣式ノ如ク定ム

第三十五條　受刑者ニ着用セシム可キ各種ノ徽章ハ別ニ之ヲ定ム

第三十六條　進級者並假進級者ニ對シテハ已號庚號樣式ノ如キ誓約書ヲ提出セシム

附　則

第一條　令第二條各號ニ該當スル者ニ對シテハ令ノ精神ニ基キ之ヲ左ノ如ク處遇ス

一、刑期一年未滿ノ者　特ニ除外スル必要アル者ノ外令ヲ準用ス　但シ其責任點數ヲ定ムルニ當リテハ甲類ノ者ニ準ズ

前項ニ依リ除外スル必要アル者ハ其ノ都度之ヲ決定ス

二、年齡六十五歲以上ニシテ座業ニ耐エザル者並不具、癈疾其他心身ノ障碍ニ因リ作業ニ適セザル者ハ原則トシテ第四級者ニ準ズ　但シ成績特ニ善良ナル者ハ更ニ上級者ニ準ズルコトヲ得其行刑成績ハ作業ヲ除ク外令第二十三條ニ準據シテ之ヲ評點シ朱書ヲ以テ記入ス

三、前二號ニ該當セザル者ノ處遇ハ其ノ都度之ヲ決定ス

第二條　令第八十六條ニ依リ本處遇ノ適用ヨリ除外セラレタル者ニ對シテハ其都度適宜責任點數ヲ定メ令第二十三條ノ標準ニヨリ之ヲ消却セシム

第三條　前條ノ消却ヲ終了シタル者ニ對シテハ再ビ令ヲ適用シ第四級ニ編入スルコトヲ得

第四條　令第八十七條ニ依ル復級ノ處分ニ付テハ本規定第二十五條ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第五條　現行處遇概則ハ本規程ノ施行ト同時ニ之ヲ廢止ス

第六條　昭和八年十二月三十一日以前ニ入所シタル者ハ之ヲ左ノ如ク新階級ニ編入ス

丙級　第四級

乙級　第三級

甲級　第二級

特級　第一級

但シ新階級ニ於ケル最初ノ責任點數ハ令第二十二條ノ責任點數ヲ十二分シ之ニ現階級ニ於ケル滯留期間ヲ乘ジタルモノヲ責任點數ヨリ控除シテ得タルモノトス

第七條　現收容者ニシテ昭和九年中ニ釋放ス可キ者ハ刑期ノ如何ニ係ラズ總ベテ之ヲ甲類トス

處遇表

種目＼級	第四級	第三級	第二級	第一級
舍房	雜居	同上夜間獨居	同上尙特別場所ニ收容シ施錠檢身搜檢ヲ省略シ得	同上
交談遊歩	作業賞與金月計百分ノ五ノ一ヲ超ユル高ノ五分ノ一ヲ許ス	四分ノ一	三分ノ一	二分ノ一
無看視就業	自己ノ作業用具使用	許ス	許ス	同上
轉業	許ス	許ス	同上	同上
小遣錢使用	四分ノ一	三分ノ一	二分ノ一	同上
自己勞作	許ス	同上	同上	指導監督
ラヂオ蓄音機聽聞	月二回	三回	四回	

集會	月二回
圖書室入室	二回
看讀 種別	官本指定
看讀 常時備有數	一冊
書籍	一冊
自辯筆紙墨算盤ノ使用	居房内ニ於テ許ス
自治規約	所長ノ許可ヲ得テ其申合ハセヲ爲スコトヲ得
接見 人ノ範圍	家族及保護ノ爲メ係並ニ限定
接見 場所	限定セズ
接見 立會	同上
接見發信回數	月一回
競技遊戯運動會	二回
集團散歩	週一回
居房内寫眞備付	獨居房ニテ一葉月每ニ取換ヘヲ許ス
花卉又ハ書畫ノ備付	同上、但責任點數消却者ニハ二葉一月每ニ取換ヘヲ許ス
共同食事	月一回
飲料	茶又ハ麥湯ヲ週一回給與

入浴	每週二回
衣服	三回
	四回
	五回
衣服	普通衣

イ、欄上ニ△印ヲ附シタルモノハ處遇上ノ必要ニ依リ此ノ制限ニヨラザルコトヲ得

ロ、前揭ノ事項ト雖モ現實ノ許否ハ具體的場合ニ之ヲ決定ス

（甲）身上調査表

犯罪名	
刑期	年 月
犯行回數	
前刑 釋放日	昭和 年 月 日
犯罪着手日	昭和 年 月 日
滿期日	昭和 年 月 日
起算日	昭和 年 月 日
入所時 刑務所	
在社會最長並最短期間	
犯罪事實概要	
犯罪時現住所	
出生地	
甲、乙、丙、丁類	
犯罪關係	
職業（ハ）歷	
職業特技適性將來生業	
生育關係	
教育宗教	
缺點長所	
健康	
保護 前刑釋放後ノ保護	
前科	罪名 刑期 刑務所 入所時
教育	
作業	
階級	
拘禁	
其他	
犯罪名	
犯行回數	
入所時	罪名 刑期 刑務所
入所時	罪名 刑期 刑務所
入所時	罪名 刑期 刑務所
姓名	
番號	
年齢	歳

（イ）　（ロ）

矯正図書館

文書	教務	隣務	作業	戒護	衛生	所長	捺印

ニ 遺傳	（ニ） 心理
	嗜好 拘禁 協同 責任 性格 意志 感情 智能

考	其他參事項

係關	
業務	家族並保護者ノ氏名
年齢	
職業	
資産	

イ、前科ニ付テハ先ヅ第一回ノソレヲ記入シ次ニ前刑ヨリ遡リ五回分ヲ記入ス其中假釋放トナリタルモノアルトキハ之ヲ朱書ス可シ

ロ、犯罪事實ノ概要ハ特ニ社會的反響ノ大ナルモノ被害者ノ惡感甚シキモノ又ハ特ニ行刑上參考トナルヘキ場合ニノミ記入ス可シ

ハ、最後ノ欄ニハ各調査員ノ發見シタル事項ニシテ特ニ行刑上參考トナル可キモノ又ハ處遇上ノ希望又ハ意見ヲ記入ス可シ

ニ、捺印欄ニハ本規程第二條ニ依ル回付ノ際捺印スルモノトス

乙ノ1　　責任觀念及意志強弱觀察表

觀察項目		觀察場面	所見例
イ	命令服從	命令ヲ與ヘラレタル場面	（強固例）＝（喜ンデ引受ケル。言付通リ間違ナクキチント片付ケル。仕事ヲマカシテモ信用デキル。） （薄弱例）＝（成ルタケ責任ノアル仕事ハ避ケル引受テモヤリ放シゴマカシアツテ信用デキヌ。）
ロ	正直 不正直	過失ノ場面	（良　例）＝（過失ハ申出デル。進ンデ責任ヲ負フ。決シテ詐瞞ハセヌ。） （不良例）＝（隱立テヲスル。ゴマカス。他人ニ轉嫁スル。詐瞞スル。）
ハ	寧ロ 粗放	物品ヲ取扱フ場面	（良　例）＝支給品道具材料殊ニ共用物品ヲ叮寧ニ大切ニスル。 （不良例）＝亂暴ニ粗末ニ取扱フ。
ニ	持久 易倦	作業スル時ノ場面	（良　例）＝（鈍重ノヤウデモ仕事ニムラガナク粘バリガ強ク倦マズ撓マズ仕事ヲ續ケル。） （不良例）＝（スグ氣散ル。小才ガキクヤウニ見エルガ氣紛レデ初メハ熱中スルガスグ倦キ長ツヾキセヌ。スグ轉業ヲ願出ル。）
ホ	忍耐 安逸	病氣怪我ナドノ場面	（良　例）＝（體ノ具合ガ惡クテモヨク辛抱シテヤルベキコトハヤル何事ニモヨク辛抱スル。） （不良例）＝（些細ナコトヲ大袈裟ニ言ヒ夫ヲ口實ニ怠ケクリ言譯シタリ轉業ヲ願出タリスル。）
ヘ	實直 浮薄	誘惑ニ對スル場面	（良　例）＝（質實デ抑制心強ク行動ニ陰陽ナクシツカリシテ誘惑ニ乘セラレヌ。） （不良例）＝（落付ナク輕卒デスグ他人ニ眞似ヲスル上長ニ溫順デモ他囚ノ誘惑ヲ斥ケル氣ガナイ。）

注意　1　各項目ニツキ薄弱ト認ムルモノハ0　普通ハ1　稍強固ナルモノハ2　強固ト認ムルモノハ3　トシ別紙採點表ノ各相當欄ニ記入シ平均點ヲ算出スベシ（小數位以下五捨六入）

2　他ノ觀察者ト決シテ相談セザルコト

3　判斷スルニ當ツテハ私情ヲ交ヘズ公平ナル判斷ニヨルベシ

乙ノ2　　操行觀察表

觀察項目		觀察場面	所見例
イ	敬愛 不遜	上長及他囚ニ對スル態度	（良　例）＝（禮儀正シク上長ニ對シ尊敬心アリ他囚ニ對シ愛情アリ感謝ノ情厚シ。） （不良例）＝（不行儀不遜上長ヤ他囚ヲ馬鹿ニスル風アリ感謝ノ情ニ乏シ。）
ロ	勉勉 怠惰	作業其他ノ勤勞ニ對スル態度	（良　例）＝（表裏ナク精一杯ニ動ク。） （不良例）＝（骨惜ミスル。陰デ油ヲウル。怠ケ勝チ。）
ハ	規律 放逸	房内又ハ工場ニ於ケル態度	（良　例）＝（規定通リキチキチ物事ヲヤル。房内ヲキチント整頓スル。） （不良例）＝（ダラシナイ。規律ニ從ハナイ。ヨク反則ヲスル。）
ニ	從順 強情	指圖ヤ訓戒ヲ受クル時ノ態度	（良　例）＝（溫和シク言ハレタ通リニスル。氣持ヨクヤリ直ス。） （不良例）＝（澁々スル。拗ネル。我ヲ通ス。意地ヲ張ル。）

刑政第47巻第3号

隠忍自重ヲ短氣ニ對スル態度	他囚ノ言動	(良　例)=(不快ナ感情ヲヨク自制シ隠忍自重スル。 (不良例)=(易怒。自制心ガ乏シクスグ粗暴ナ言動ニ出ル。
純正ナ～病疑	物品食物ナド貸與サルル時ノ態度	(良　例)=(素直ニ與ヘラレタルモノデ滿足スル。 (不良例)=(ヒネクレル。ヒガム。不平バカリ言フ。

注意　1　各項目ニツキ不良ト認ムルモノハ0　普通ハ1　稍良ナルモノハ2　良ト認ムルモノハ3トシ別紙採點表ノ各相當欄ニ記入シ平均點ヲ算出スベシ（小數位以下五捨六入）

2　他ノ觀察者ト決シテ相談セザルコト

3　判斷スルニ當ツテハ私情ヲ交ヘズ公平ナル判斷ニヨルベシ

(丙)　採點表

操行					作業			行			責任觀念及意志ノ強弱							
番號	成績	勉否	作業	ニ	ハ	ロ	イ	平均	ヘ	ホ	平均	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	平均

得點表

甲・乙・丙・丁類

(丁)

氏名　　昭和　年　月　日編入

印		決定	未消却點數	點數		計	所得點	
捺	務會			意志責任			操行	作業
準備會	刑官議							

表　點　得

類丁・丙・乙・甲

（戊）

號番								號番							
得點年月	責任點數	階級		決定	剩餘點數	未消却點數	所得點數	得點年月	責任點數	階級					

岩波版 六法全書

事項索引及參照條文附

法學博士 末川博 編著

特價一圓八十錢

上製模革裝 定價二・〇〇
總頁一四〇八頁
送料書留十五錢

特製總革裝 定價二・三〇
特價二圓

昭和九年版

最新法令收錄

改正辯護士法、身元保證法、小切手法
恩給法中改正法律、兒童虐待防止法等

內容の豐富、參照條文の明確、事項索引の完備、校正の嚴密、印刷の鮮明、價格の低廉等あらゆる點に於て、年と共に聲價を高め信用を篤うしつゝある本書は、こゝにまた「改正辯護士法」、「身元保證法」、「小切手法」、「恩給法中改正法律」、「兒童虐待防止法」、其の他最近の手形法及び小切手法の施行に關する諸法令を追加し、なほ「小切手法」につ いては新たに參照條文及び事項索引を附し、更に印刷及び用紙に於て改良を試みる等、愈々其の特色を發揮するに努めた。本書が學界に、法曹會に、一般實務界に、比類のない完全な携帶用法令集として高く評價され廣く推奬されてゐる事に對して報いんとする不斷の努力は、本年度の新版を手にせられることによつて容易に看取され得るであらう。

東京 一ツ橋 神田通 岩波書店

振替東京二六二四〇
電話九段一八七(代)

法學協會雜誌

第五十二卷 第三號
三月一日發行

◉論 說

慣習法上の公水使用權……東京帝國大學教授 美濃部達吉
德川時代の民事裁判實錄……東京帝國大學教授 中田薫
契約不履行と不法行爲の關係について……法學士 川島武宜

◉資 料

「法學提要希臘語義解」第二卷邦譯……東京帝國大學助教授 原田慶吉
判例に見はれた民事々件と行政事件……東京帝國大學助教授 田中二郎

◉紹 介

小野清一郎著、全訂刑事訴訟法講義(兼子一)——鳥賀陽然良著、會社法(石井照久)

◉判例研究

民事訴訟法判例批評(一四〇)……法學博士 加藤正治
民事法判例研究錄(昭和七年度・二)(昭和八年度・一)

◉雜 報

法理研究會記事「第三回國際航空私法會議」

東京帝大 法學協會發行

法曹會雜誌

第十二卷・第三號
昭和九年三月一日發行
定價金五十錢

○假登記及本登記と對抗の問題(一)……大審院判事 岡村玄治
○要物契約と虛僞の意思表示……辯護士 藥師寺志光
○新手形法第四條について……札幌控訴院判事 廣瀨通
○手形文句の統一について……浦和地方裁判所判事 本田等
○金錢債務臨時調停法の基調(二・完)……氣仙沼區裁判所判事 大竹敬喜
○戸籍關係法令考(十九)……東京控訴院書記長 前田牧郎
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨
○戸籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

司法省構內 法曹會
振替口座 東京一五六七〇番

刑政第47巻第3号
矯正図書館

法學志林

第三十六卷 第二號
昭和九年二月一日發行

新しき立法と判例と學說と……牧野英一
□昭和八年における新立法と新判例との思想的意義
中世日本の法律生活……細川龜市
間接正犯論の最近の發展……武藤文雄
刑法と概念の規範的構成……牧野英一
獨乙和議法草案邦譯……齋藤常三郎
新刊批評及思潮概觀
□留岡翁と刑法理論（牧野英一）
□メッガーの動學的犯罪理論（木村龜二）
□新刊紹介 □雜誌一瞥
判例 民事十五件 刑事十一件 行政三件
歐文 累進制における責任と希望との原理（牧野英一）

東京 法政大學發行

法學新報

第四十四卷 第三號
昭和九年三月

社會的刑法から國家的刑法へ……島田武夫
全體主義に於ける法の精神（下）……教授柴田甲四郎
獨逸法律類語異同辨（二）……講師三瀦信三
請負人の不法行爲に對する注文者の責任……宗宮信次
一九三三年英國少年法の概要……青山道夫
佛國海商法（四・完）……東讓三郎
明治時代のローマ法教育（一）……矢田一男
エールリツヒ・實用的法律概念（二）……內山慶之進
刑事判例研究（二五）……講師草野豹一郎
共謀に因る共同正犯
批評及紹介
大橋光雄氏の『新統一手形法論』（升本重夫）——小早川氏の『日本擔保法史序說』を讀む（瀧川政次郎）——朝鮮に於ける土地所有の史的變遷について（東井金平）
新法令
小切手ニ關シ統一法ヲ制定スル條約——小切手ニ關シ法律ノ或ル牴觸ヲ解決スル爲ノ條約

中央大學法學部門機關

編輯餘錄

□ 治安維持法案が議會に提出された。それに關する是否の論議は別として玆に同案がもたらした刑事政策上の進化の跡をたづねねばならぬ。同案の中に於て吾人が特に贊意を拂はねばならぬものは保護觀察と刑務委員會の是認とである。

□ 前者は今日やりつぱなしにされて居る執行猶豫者と不起訴者に對する取締がいかに他の犯罪の防壓に必要なるかを示すに十分なものがある。此等の取締を定むることなければ彼等を放縱に委ぬるか乃至は無理解なる警察監視の弊に委ぬるか刑の宥恕は決して有終の美を擧げ得るものではない。吾人はかかる弊害に鑑みて此の制度を總ての犯罪の上に及ぼすの必要あることを叫ぶことが久しかつたが今それを僅に思想犯人の上にだけではあるが認めることになつたのである。

□ 又刑務委員會の必要に至つては編輯子十年來の要望であつた。行刑の實果は之なくしては到底擧げ得られるものではないとさへ叫んだものである。而も、十年來吾笛吹けども人決して踊つて曩れなかつたが今そ

ながらも思想犯人處遇の上にあらはれんとして來たのである。その範圍や決して滿足すべきものではない。しかし、とにかくそれらがわが刑事政策學界の二題目として扱はれるに至つたことは大きな足跡といはねばなるまい。

□ 寺光學士の「行刑警察論」に關し一言批判を加へて置き度い。全學士の所論は從來の戒護觀念をもつと擴げて恰も司法警察、保安警察、衞生警察といふが如く行刑警察の職能を行刑機能の全般に及ぼし警察と敎化とを一體たらしめんとするところに學士の着想があるのである。行刑學の一分野に資すること決して尠くない。

□ 又學士がその文獻をわが國のものにのみとりその中から所見を立てられたところに全論としての價値が尠くないとも思ふ。若き學徒がわが實際に則せずしてやたらに外國文獻をあさらうよりどれだけ堅實味があるか知れない。切に全學士の今後の研鑽を期待して止まない。

□ 臨野行刑局長監修の最新行刑令釋義出來、內容は行刑累進處遇令、假釋放審査規程、少年行刑敎育令の逐條釋義。刑務官諸彥の必讀すべき指針書である。

昭和九年二月二十二日夜
——あき羅——

定價 一冊（稅共）金二十五錢 六冊（稅共）金一圓五十錢 十二冊（稅共）金三圓

廣告料 一等一頁 金五十圓 二等一頁 金四十圓 普通一頁 金三十圓

注文規定 ●御註文は總て前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ●御註文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和九年二月二十七日印刷納本
昭和九年三月一日發行

編輯兼發行人 東京市麹町區西日比谷町一番地 伊藤忠次郎
印刷人 東京市葛飾區小菅町二二八四番地 竹田益平
印刷所 東京市葛飾區小菅町二二八四番地 刑務協會印刷部
發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地 刑務協會
電話銀座 二三四四・三八二五番
振替口座 東京 二五〇五九番

刑政第47巻第3号

矯正図書館

47e Année N° 3 Mars 1934

KEISEI

Revue péni'entiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Shiono, S.— De la mission des officiers pénitentiaires et l'éducation des prisonniers.

Muto, F.— Des relations de droit et de fait dans l'exécut'on de la peine.

Mouvement des id'es à l'étranger :

L. Stern, The "new spirit" at Huntingdon.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice